

令和4年度 第3回豊中市介護保険事業運営委員会 会議次第

日時：令和5年(2023年)2月13日(月)

午後2時～

場所：豊中市役所第二庁舎 3階 大会議室

< 議 題 >

1. 高齢者アンケート中間報告

資料1

2. 第9期計画策定に向けた論点整理

資料2

< 資料提供 >

1. 第8期計画（令和4年度）の進行管理

(1) 豊中市の現状と近隣市との比較

資料3

(2) 第8期計画（令和4年度）の進捗管理調査票

資料4

2. 部会報告

(1) 生活支援サービス部会

資料5

(2) 地域密着型サービス運営検討部会

資料6

(3) 介護保険施設等事業者候補選定委員会

資料7

3. その他

第9期

介護保険及び健康福祉に関するアンケート調査 (在宅認定者調査・施設入所者調査)

結果概要

目次

1. 調査の概要	1
2. 結果の概要	2
1) 記入者・回答者（宛名の本人）の属性.....	2
2) 在宅生活の状況.....	4
3) 生活支援に対する意識・動向.....	8
4) 医療との関わり.....	10
5) 地域包括支援センターに関する意識・動向.....	13
6) 介護保険サービスに関する意識・動向.....	15
7) 今後の介護、暮らし方に対する希望など.....	21
8) 主な介護者の意識・動向.....	28
9) 新型コロナウイルス感染症による影響について.....	34

1. 調査の概要

第9期計画の策定に向けて、要支援・要介護認定を受け、介護保険施設に入所していない方（在宅認定者）と介護保険施設等に入所している方（施設入所者）を対象に、生活状況や介護保険サービス等の利用状況、介護者の状況、今後のサービス等の利用意向などを把握するため、以下のアンケート調査を実施しました。

【アンケート調査の概要】

調査名	在宅認定者調査 (在宅介護実態調査)	施設入所者調査
調査対象	要支援・要介護認定を受け、介護保険施設に入所していない豊中市民 3,498 人 (無作為抽出)	要支援・要介護認定を受け、介護保険施設等に入所している豊中市民 1,596 人 (無作為抽出)
調査方法	郵送による配布・回収	
調査期間	令和4年(2022年)11月22日～12月12日	
回収数 (有効回収数)	1,659 部 (1,610 部)	618 部 (589 部)
回収率 (有効回収率)	47.4% (46.0%)	38.7% (36.9%)

なお、結果の概要における「前回調査」「前々回調査」とは以下の調査です。

【前回調査の概要】

調査名	在宅認定者調査 (在宅介護実態調査)	施設入所者調査
調査対象	要支援・要介護認定を受け、介護保険施設に入所していない豊中市民 3,498 人 (無作為抽出)	要支援・要介護認定を受け、介護保険施設等に入所している豊中市民 1,596 人 (無作為抽出)
調査方法	郵送による配布・回収	
調査期間	令和元年(2019年)12月5日～12月25日	
回収数(有効回収数)	1,653 部 (1,616 部)	608 部 (594 部)
回収率(有効回収率)	47.3%46.2%)	38.1% (37.9%)

【前々回調査の概要】

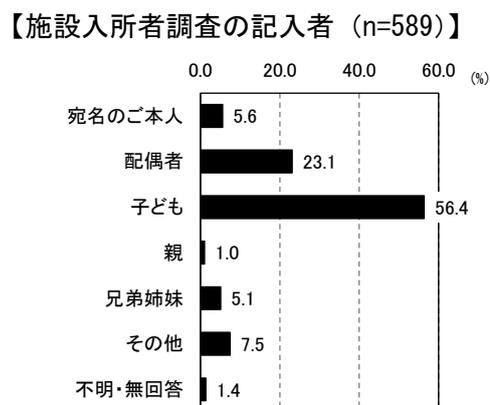
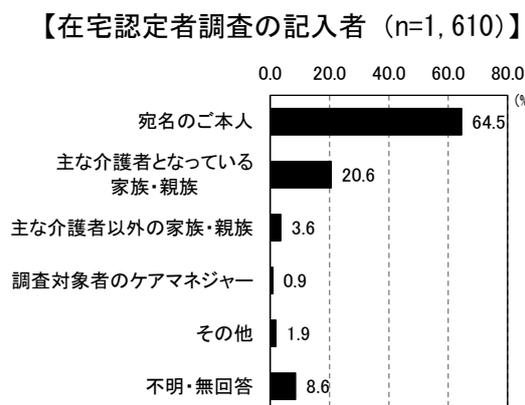
調査名	在宅認定者調査	施設入所者調査
調査対象	要支援・要介護認定を受け、介護保険施設に入所していない豊中市民 3,102 人 (無作為抽出)	要支援・要介護認定を受け、介護保険施設等に入所している豊中市民 1,490 人 (無作為抽出)
調査方法	郵送による配布・回収	
調査期間	平成28年(2016年)12月～平成29年(2017年)1月	
回収数(有効回収数)	1,723 部 (1,651 部)	820 部 (804 部)
回収率(有効回収率)	55.5% (53.2%)	55.0% (54.0%)

2. 結果の概要

1) 記入者・回答者（宛名の本人）の属性

(1) 記入者【在宅認定者：問1／施設入所者：問1】

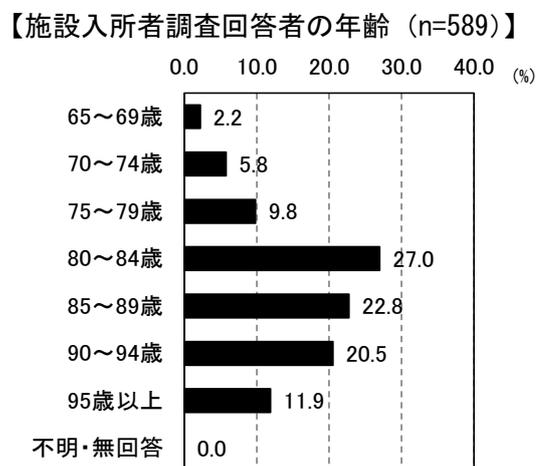
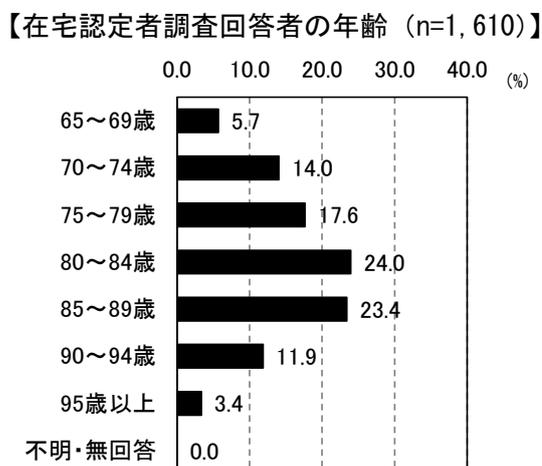
- 在宅認定者調査の記入者については、「宛名のご本人」が64.5%で最も多く、「主な介護者となっている家族・親族」(20.6%)、「主な介護者以外の家族・親族」(3.6%)がつづく。
- 施設入所者調査の記入者については、「子ども」が56.4%で最も多く、「配偶者」(23.1%)、「その他」(7.5%)がつづき、「宛名のご本人」は5.6%。



(2) 回答者の属性【在宅認定者／施設入所者】

①回答者の年齢

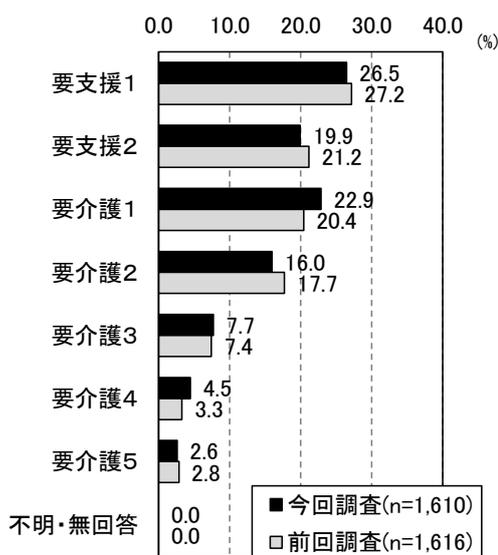
- 在宅認定者調査回答者の年齢については、「80～84歳」が24.0%で最も多く、「85～89歳」(23.4%)、「75～79歳」(17.6%)がつづき、平均は81.7歳。
- 施設入所者調査回答者の年齢については、「80～84歳」が27.0%で最も多く、「85～89歳」(22.8%)、「90～94歳」(20.5%)がつづき、平均は85.8歳。



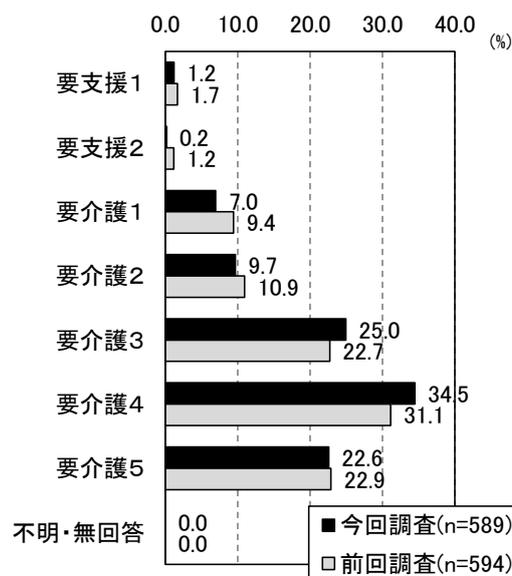
②回答者の介護度

- 在宅認定者調査回答者の介護度については、「要支援1」が26.5%で最も多く、「要介護1」(22.9%)、「要支援2」(19.9%)がつづき、前回調査から大きな変化なし。
- 施設入所者調査回答者の介護度については、「要介護4」が34.5%で最も多く、「要介護3」(25.0%)、「要介護5」(22.6%)がつづき、「要支援2」では前回調査から減少しているが、それ以外では大きな変化なし。

【在宅認定者調査回答者の介護度】



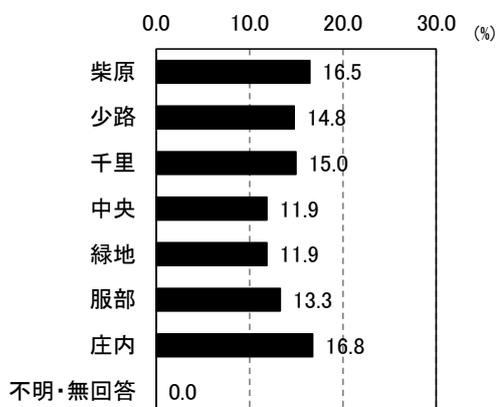
【施設入所者調査回答者の介護度】



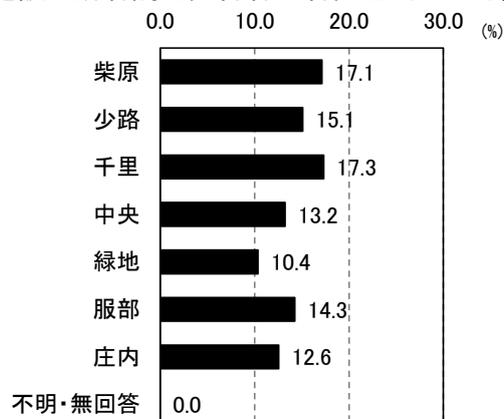
③回答者の居住地（日常生活圏域）

- 在宅認定者調査回答者の居住している日常生活圏域については、「庄内」が16.8%で最も多く、「柴原」(16.5%)、「千里」(15.0%)がつづく。
- 施設入所者調査回答者の居住している日常生活圏域（入所している施設がある日常生活圏域）については、「千里」が17.3%で最も多く、「柴原」(17.1%)、「少路」(15.1%)がつづく。

【在宅認定者調査回答者の居住地 (n=1,610)】



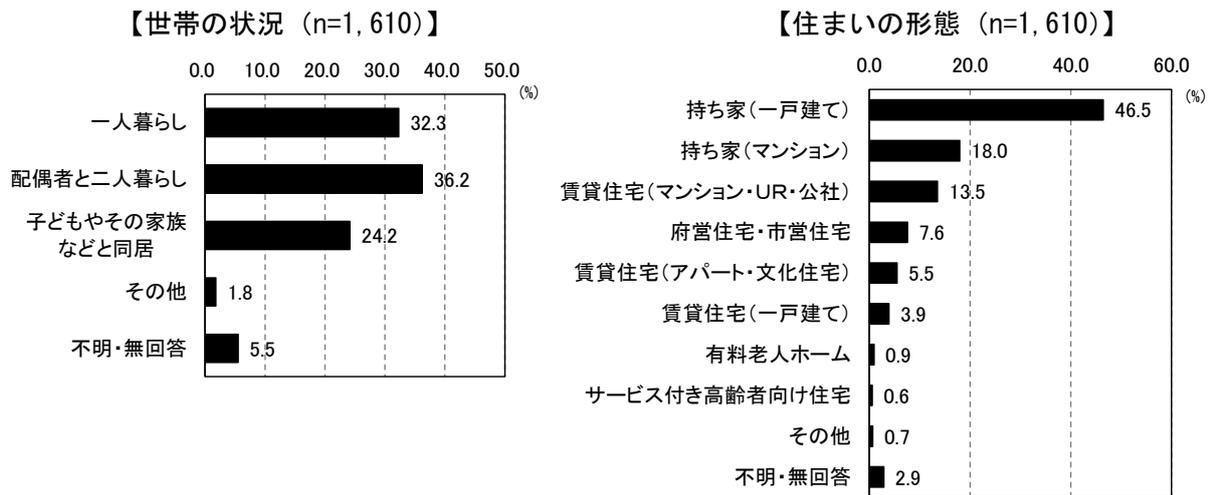
【施設入所者調査回答者の居住地 (n=589)】



2) 在宅生活の状況

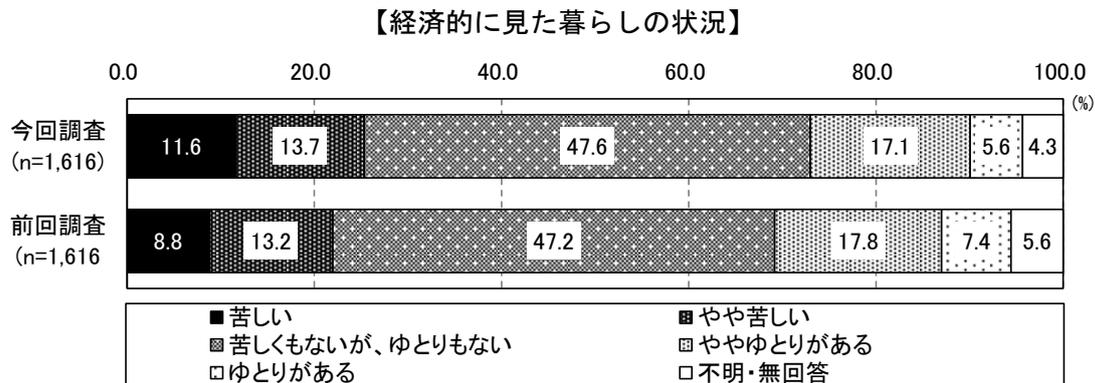
(1) 世帯の状況と住まいの形態【在宅認定者：問2・問10】

- 世帯の状況については、「配偶者と二人暮らし」が34.0%で最も多く、「一人暮らし」(29.1%)、「子どもやその家族など同居」(26.1%)がつづく。
- 住まいの形態については、「持ち家(一戸建て)」が46.5%で最も多く、「持ち家(マンション)」(18.0%)、「賃貸住宅(マンション・UR・公社)」(13.5%)がつづく。



(2) 経済的に見た暮らしの状況【在宅認定者：問13】

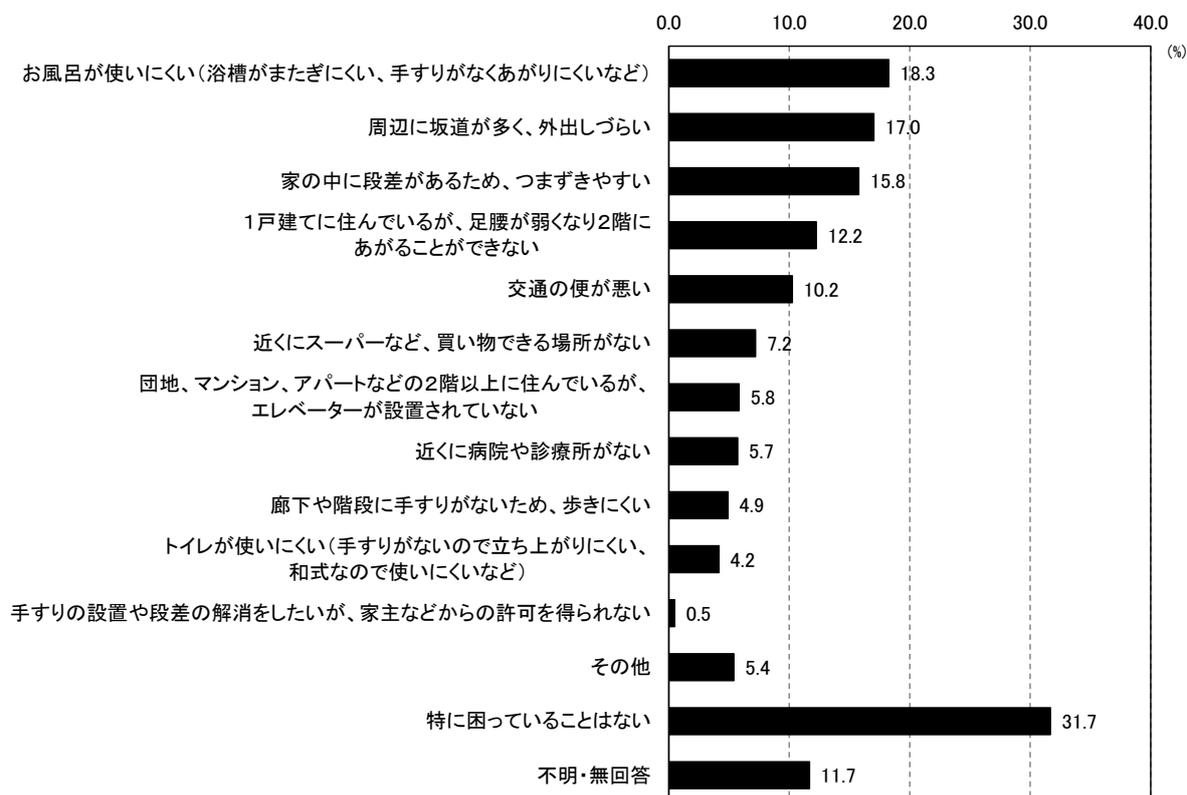
- 「苦しくもないが、ゆとりもない」が47.6%で最も多く、「ややゆとりがある」(17.1%)、「やや苦しい」(13.7%)がつづく。
- 暮らしの経済的状況が苦しい人(「苦しい」+「やや苦しい」)は25.3%となっており、前回調査(22.0%)から増加。



(3) 現在の住環境で困っていること【在宅認定者：問11】

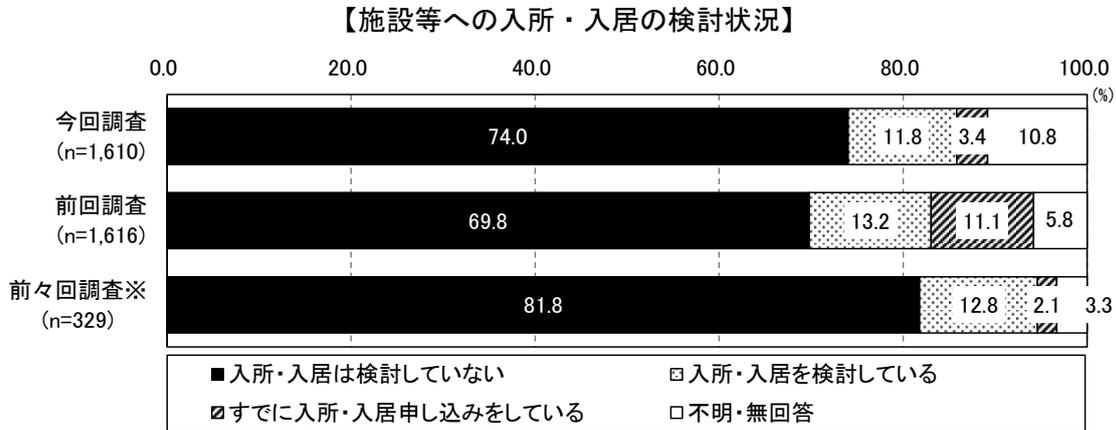
- 「特に困っていることはない」が31.7%で最も多い。
- 困っていることについては、「お風呂が使いにくい（浴槽がまたぎにくい、手すりがなくあがりにくいなど）」が18.3%で最も多く、「周辺に坂道が多く、外出しづらい」（17.0%）、「家の中に段差があるため、つまづきやすい」（15.8%）がつづく。

【現在の住環境で困っていること (n=1,610)】



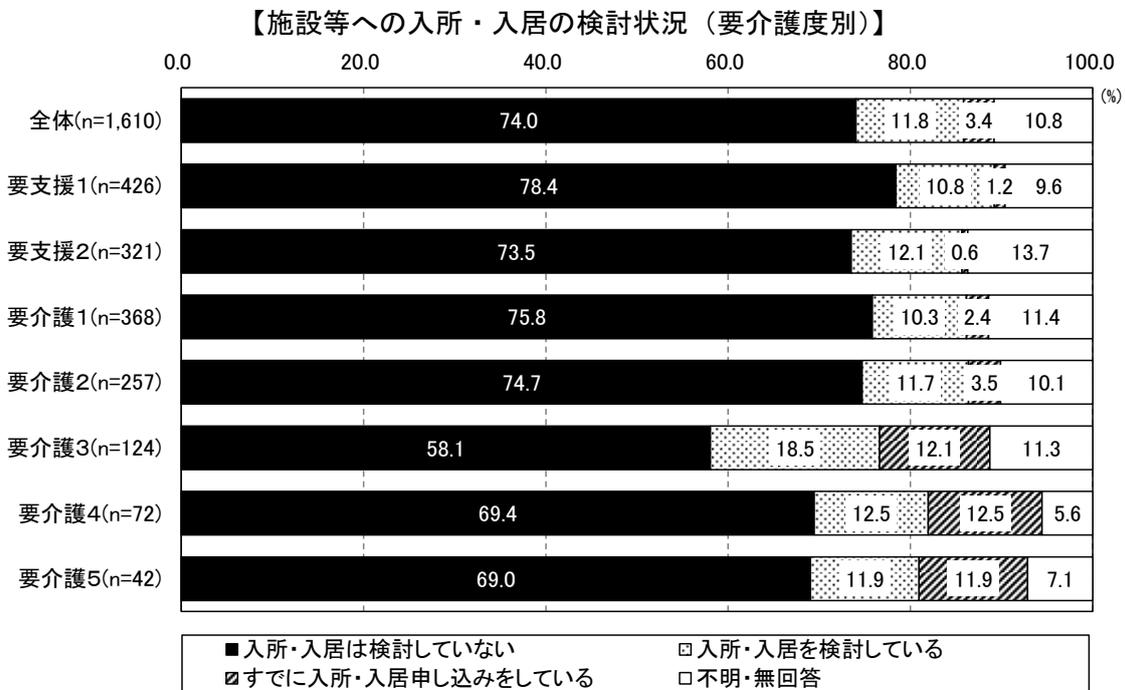
(4) 施設等への入所・入居の検討状況【在宅認定者：問 12】

- 「入所・入居は検討していない」が 74.0%で最も多く、「入所・入居を検討している」(11.8%)、「すでに入所・入居申し込みをしている」(3.4%)がつづく。
- 「入所・入居は検討していない」は前回調査(69.8%)から4ポイント程度増加し、「すでに入所・入居申し込みをしている」は前回調査(11.1%)から8ポイント程度減少。



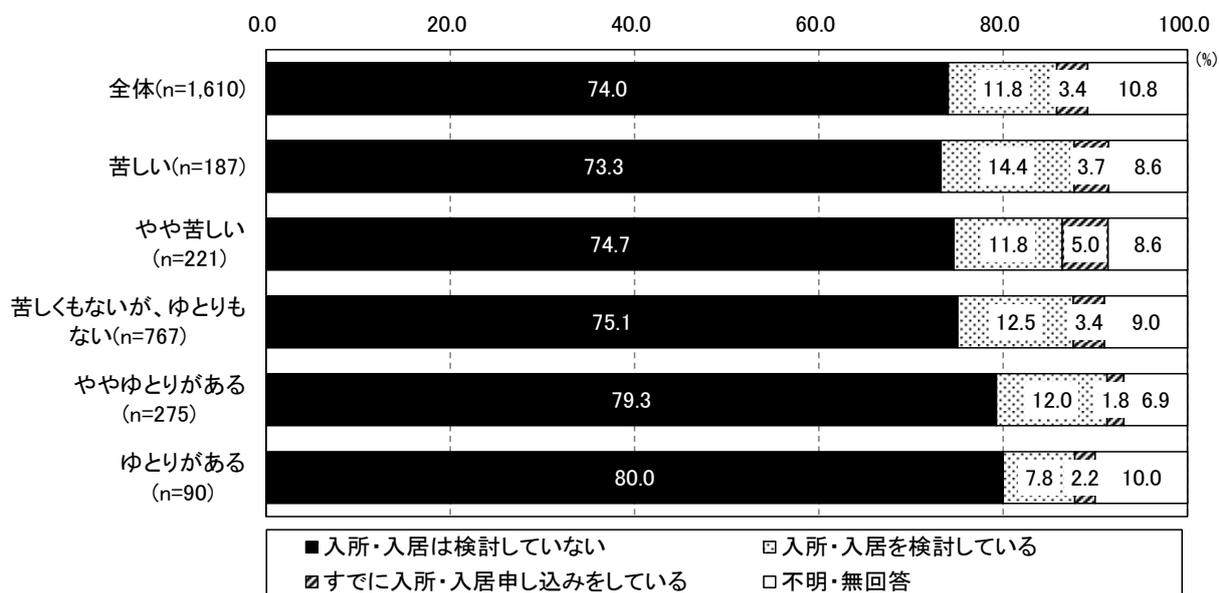
※在宅介護実態調査：在宅で生活している要支援・要介護者のうち、要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請をしている人で、平成 29 年 7 月 31 日までに認定調査の対象となった人を対象に、認定調査員の聞き取りにより調査を実施。調査期間は平成 29 年。

- 要介護度別でみると、すべての要介護度で「入所・入居は検討していない」が最も多くなっているが、要介護 3 は他の要介護度より少ない。また、要介護 3～5 では、「すでに入所・入居申し込みをしている」が要支援 1～要介護 2 と比べて多い。



- 経済的な暮らしの状況別でみると、すべての要介護度で「入所・入居は検討していない」が最も多くなっているが、ややゆとりがあるもしくはゆとりがある人では「入所・入居は検討していない」が他より多い。

【施設等への入所・入居の検討状況（経済的な暮らしの状況別）】

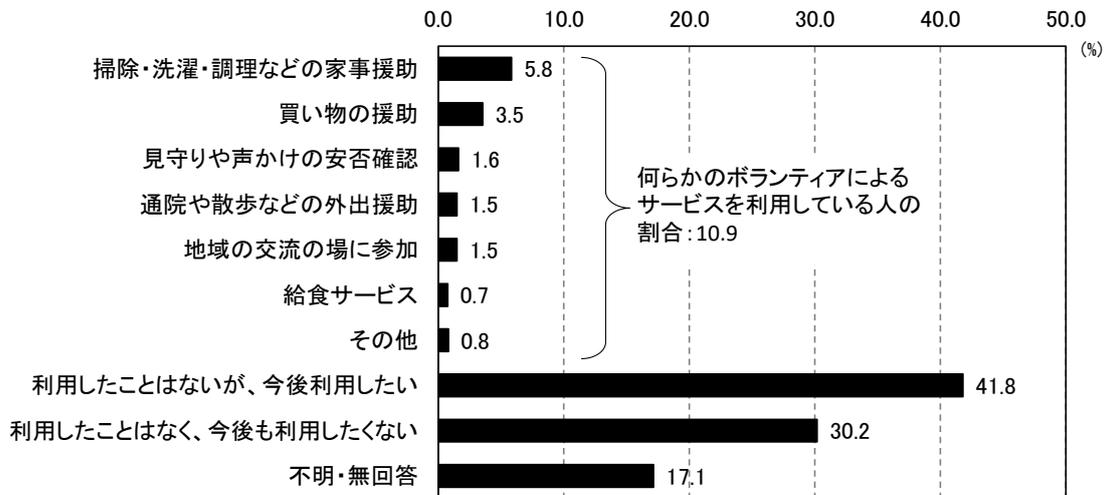


3) 生活支援に対する意識・動向

(1) ボランティアの利用状況・利用意向【在宅認定者：問40・付問】

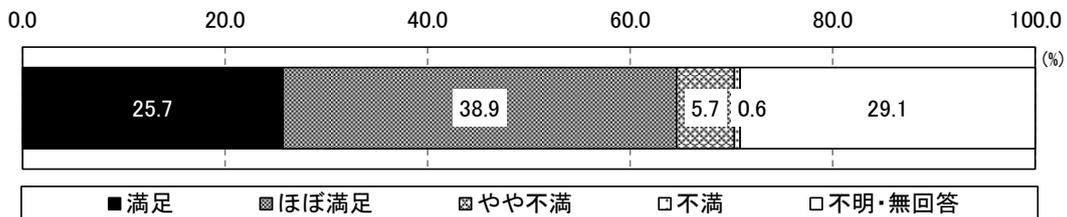
- ボランティアの利用状況については、「利用したことはないが、今後利用したい」が41.8%で最も多く、ボランティアの利用ニーズがあることがうかがえる。
- 何らかのボランティアによるサービスを利用している人（全体から「利用したことはないが、今後利用したい」「利用したとはなく、今後も利用したくない」、不明・無回答を引いた値）は10.9%。
- 今まで利用したことがあるボランティアによるサービスは、「掃除・洗濯・調理などの家事援助」が5.8%で最も多く、「買い物の援助」(3.5%)、「見守りや声かけの安否確認」(1.6%)がつづく。

【ボランティアの利用状況・利用意向 (n=1,610)】



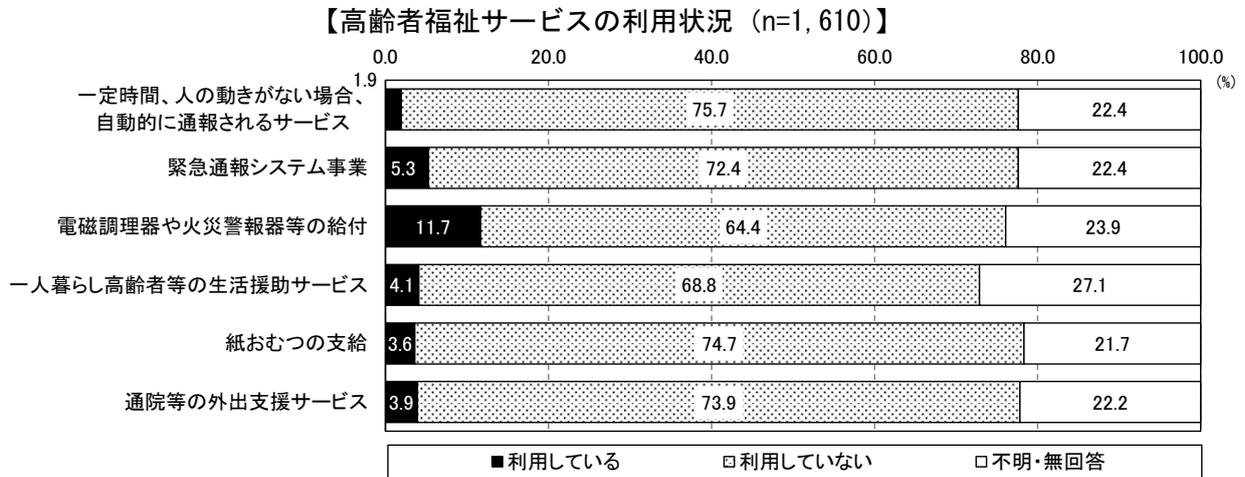
- 何らかのボランティアによるサービスを利用している人について、利用したサービスの満足度をみると、「ほぼ満足」が38.9%で最も多く、「満足」(25.7%)を合わせて、サービスに満足している人は64.6%を占める。

【ボランティアによるサービスの満足度 (n=175)】

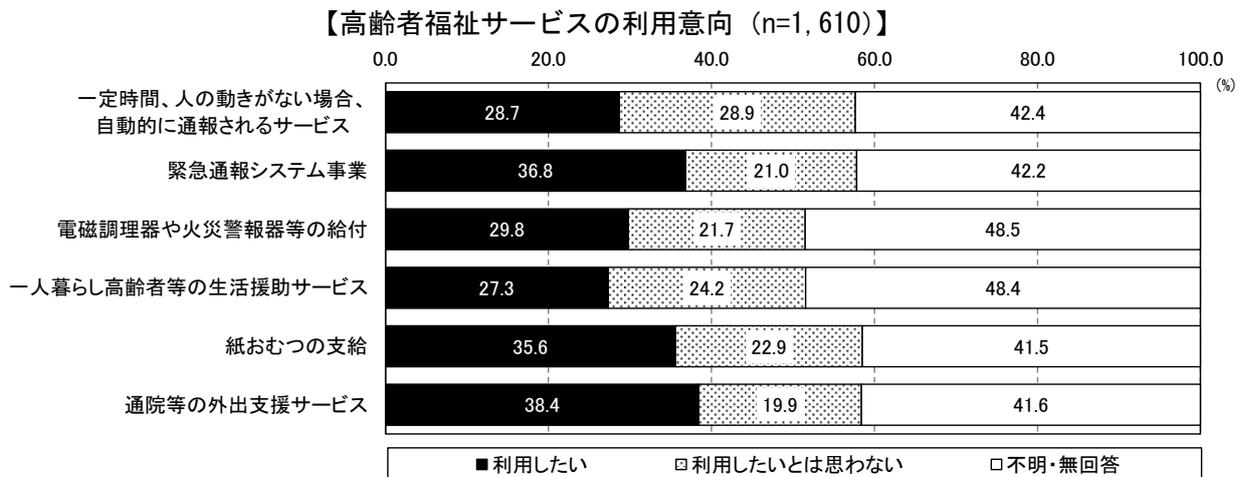


(2) 高齢者福祉サービスの利用状況と利用意向【在宅認定者：問 39】

- 高齢者福祉サービスの利用状況について、利用しているサービスをみると、「電磁調理器や火災警報器等の給付」が 11.7%で最も多く、「緊急通報システム事業」(5.3%)、「一人暮らし高齢者等の生活援助サービス」(4.1%) がつづく。



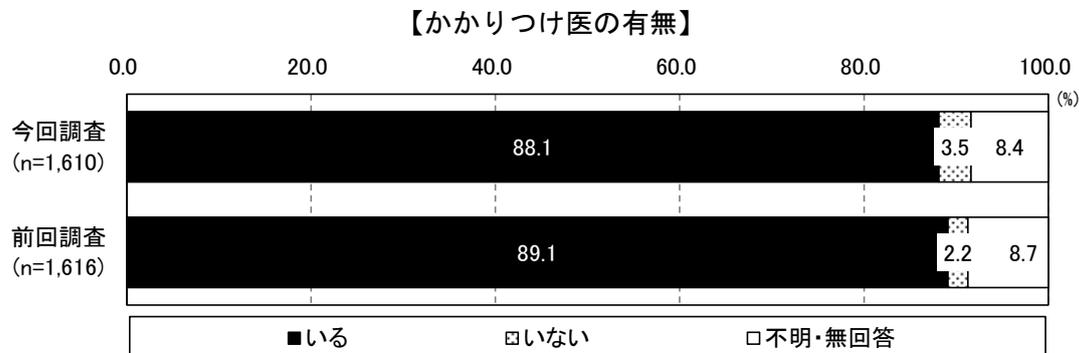
- 高齢者福祉サービスについて、今後利用したいサービスをみると、「通院等の外出支援サービス」が 38.4%で最も多く、「緊急通報システム事業」(36.8%)、「紙おむつの支給」(35.6%) がつづく。



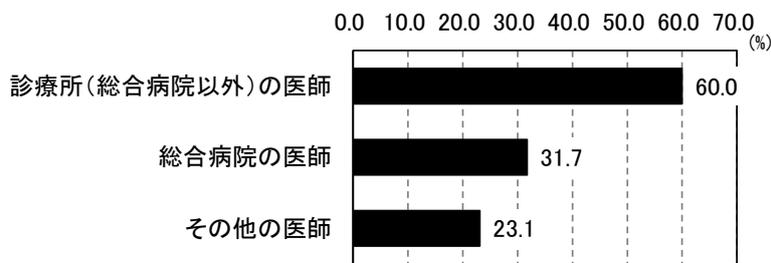
4) 医療との関わり

(1) かかりつけ医の有無【在宅認定者：問 22①】

- かかりつけ医がいる人は 88.1%。

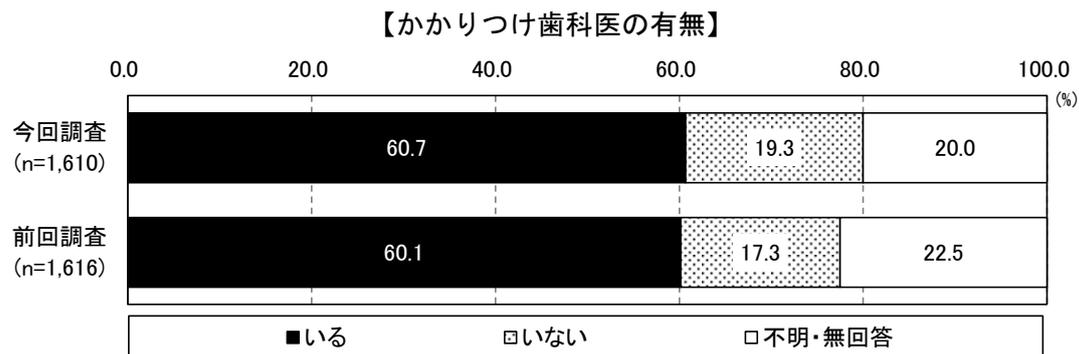


【かかりつけ医の内訳 (かかりつけ医がいる人：n=1,419)】



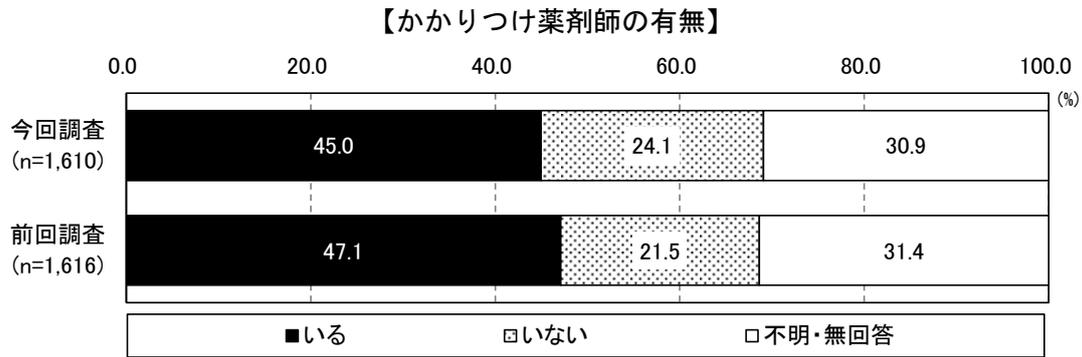
(2) かかりつけ医の有無【在宅認定者：問 22②】

- かかりつけ歯科医がいる人は 60.7%。



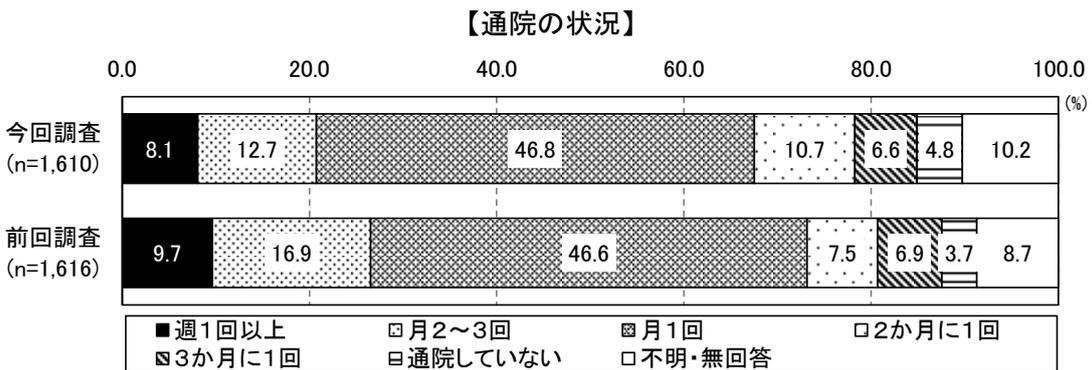
(3) かかりつけ薬剤師の有無【在宅認定者：問 22③】

- かかりつけ薬剤師がいる人は 45.0%。



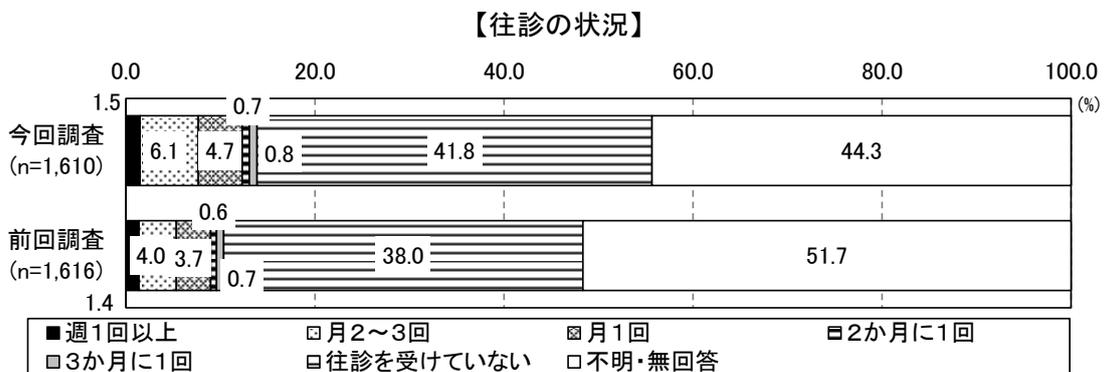
(4) 通院の状況【在宅認定者：問 23①】

- 「月 1 回」が 46.8%で最も多く、「月 2～3 回」(12.7%)、「2 か月に 1 回」(10.7%)がつづき、通院している人 (週 1 回以上～3 か月に 1 回通院している人) は 84.9%を占める。
- 「週 1 回以上」と「月 2～3 回」は前回調査から減少し、「2 か月に 1 回」は前回調査から増加。概して通院している人は大きな変化はないが (今回：84.9%⇔前回：87.6%)、通院の頻度は減少。



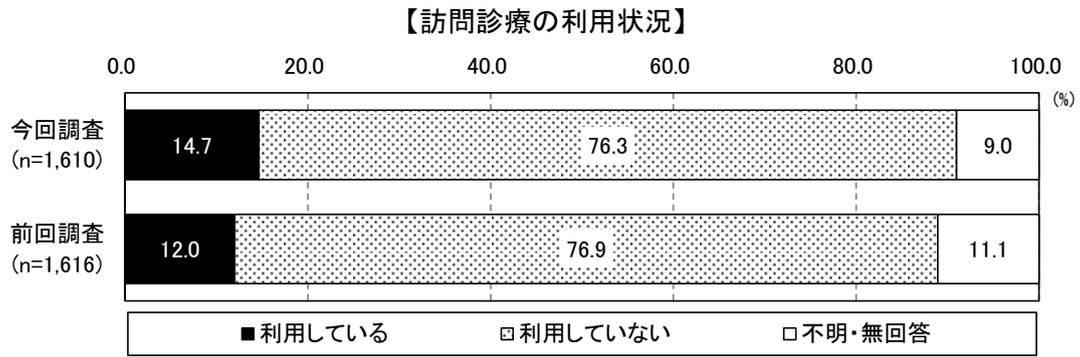
(5) 往診の状況【在宅認定者：問 23②】

- 「往診を受けていない」が 41.8%で最も多く、「月 2～3 回」(6.1%)、「月 1 回」(4.7%)がつづき、往診を受けている人 (週 1 回以上～3 か月に 1 回往診を受けている人) は 13.8%を占める。



(6) 訪問診療【在宅認定者：問 24】

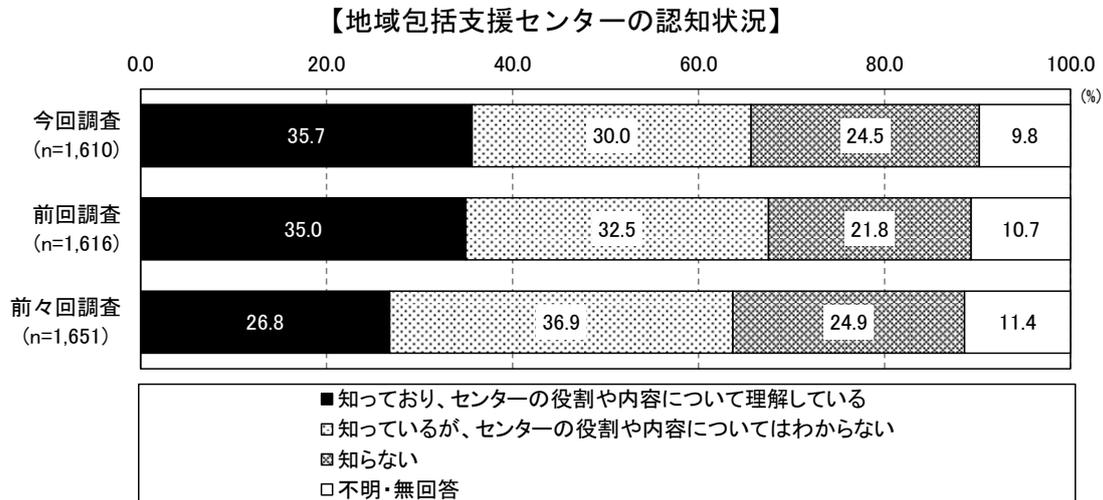
- 訪問診療を利用している人は 14.7%。



5) 地域包括支援センターに関する意識・動向

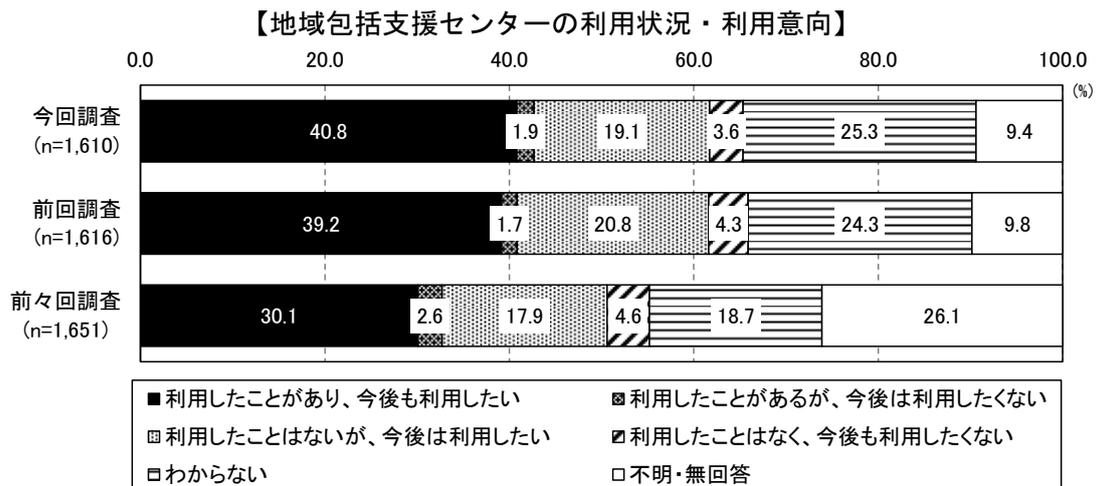
(1) 地域包括支援センターの認知状況【在宅認定者：問 42】

- 「知っており、センターの役割や内容について理解している」が 35.7%で最も多く、「知っているが、センターの役割や内容についてはわからない」(30.0%)、「知らない」(24.5%)がつづく。
- 「知っており、センターの役割や内容について理解している」は、前回調査(35.0%)から変化なし。



(2) 地域包括支援センターの利用状況・利用意向【在宅認定者：問 43】

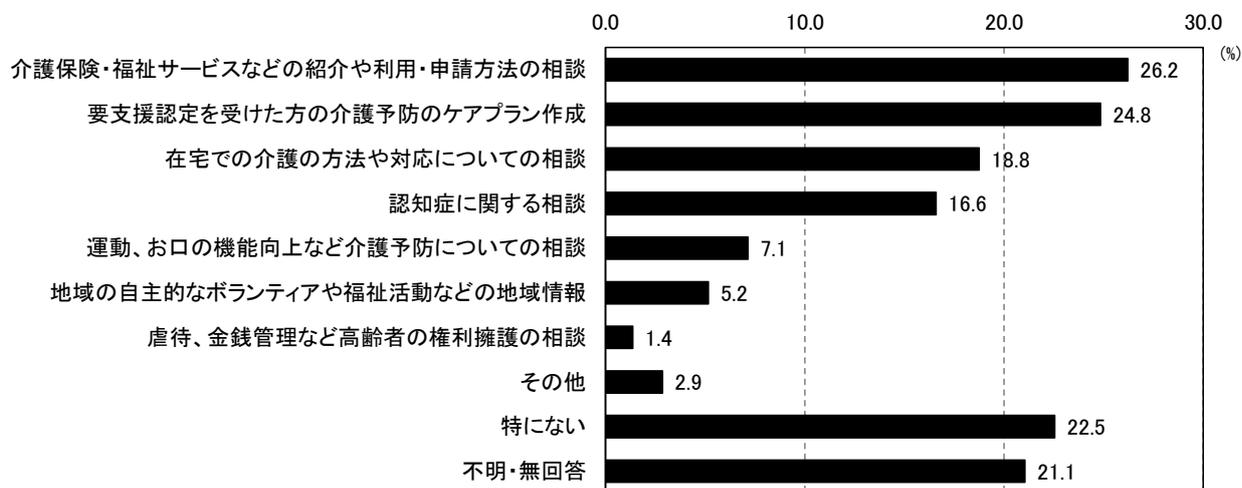
- 「利用したことがあり、今後も利用したい」が 40.8%で最も多く、「わからない」(25.3%)、「利用したことはないが、今後は利用したい」(19.1%)がつづいています。
- 利用率(「利用したことがあり、今後も利用したい」+「利用したことがあるが、今後は利用したくない」)は 42.7%となっており、前回調査(40.9%)から大きな変化なし。



(3) 地域包括支援センターを利用した場合に相談したい内容【在宅認定者：問 44】

- 「介護保険・福祉サービスなどの紹介や利用・申請方法の相談」が 26.2%で最も多く、「要支援認定を受けた方の介護予防のケアプラン作成」(24.8%)、「特にない」(22.5%)がつづく。

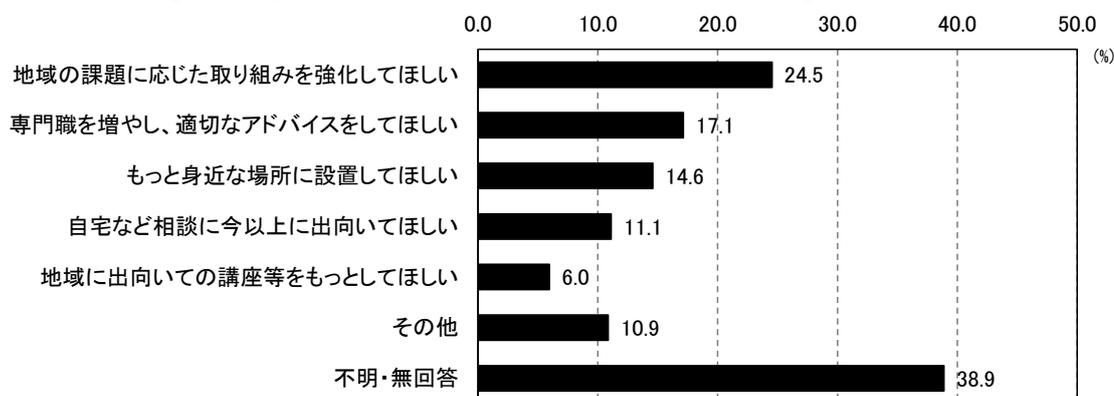
【地域包括支援センターを利用した場合に相談したい内容 (n=1,610)】



(4) 地域包括支援センターに期待すること【在宅認定者：問 45】

- 「地域の課題に応じた取り組みを強化してほしい」が 24.5%で最も多く、「専門職を増やし、適切なアドバイスをしてほしい」(17.1%)、「もっと身近な場所に設置してほしい」(14.6%)がつづく。

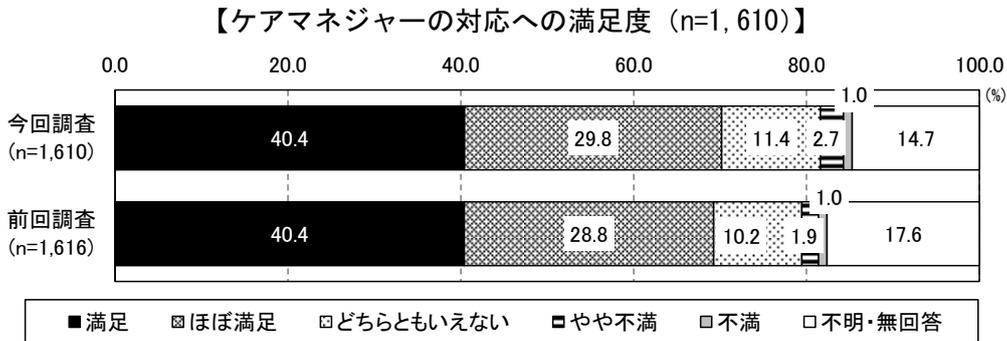
【地域包括支援センターに期待すること (n=1,610)】



6) 介護保険サービスに関する意識・動向

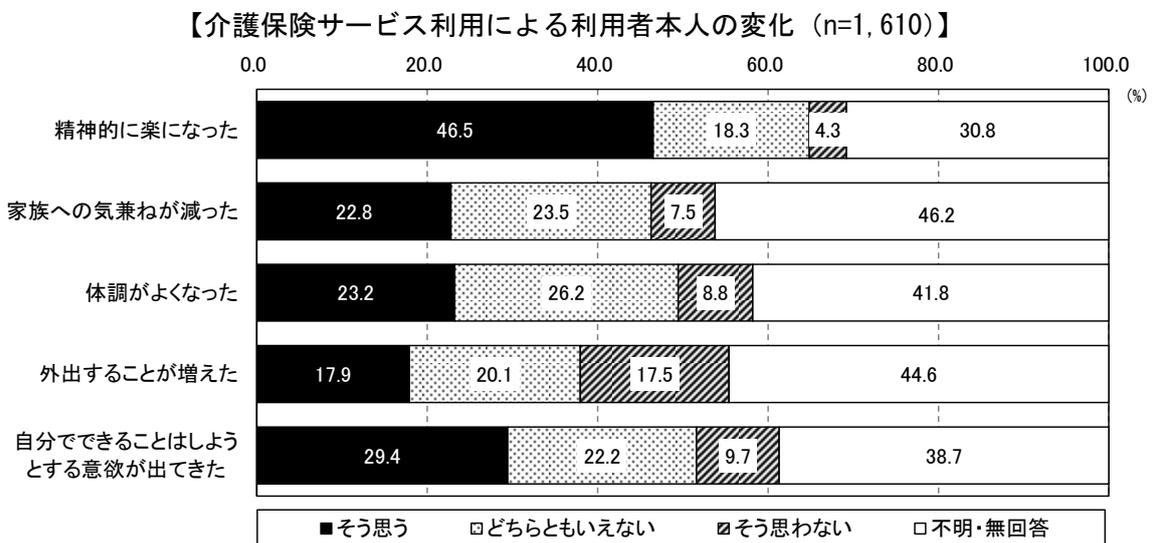
(1) ケアマネジャーの対応への満足度【在宅認定者：問 33】

- 「満足」が40.4%で最も多く、「ほぼ満足」(29.8%)、「どちらともいえない」(11.4%)がつづく。
- ケアマネジャーの対応に満足している人(「満足」+「やや満足」)は70.2%で、前回調査(69.2%)から大きな変化なし。



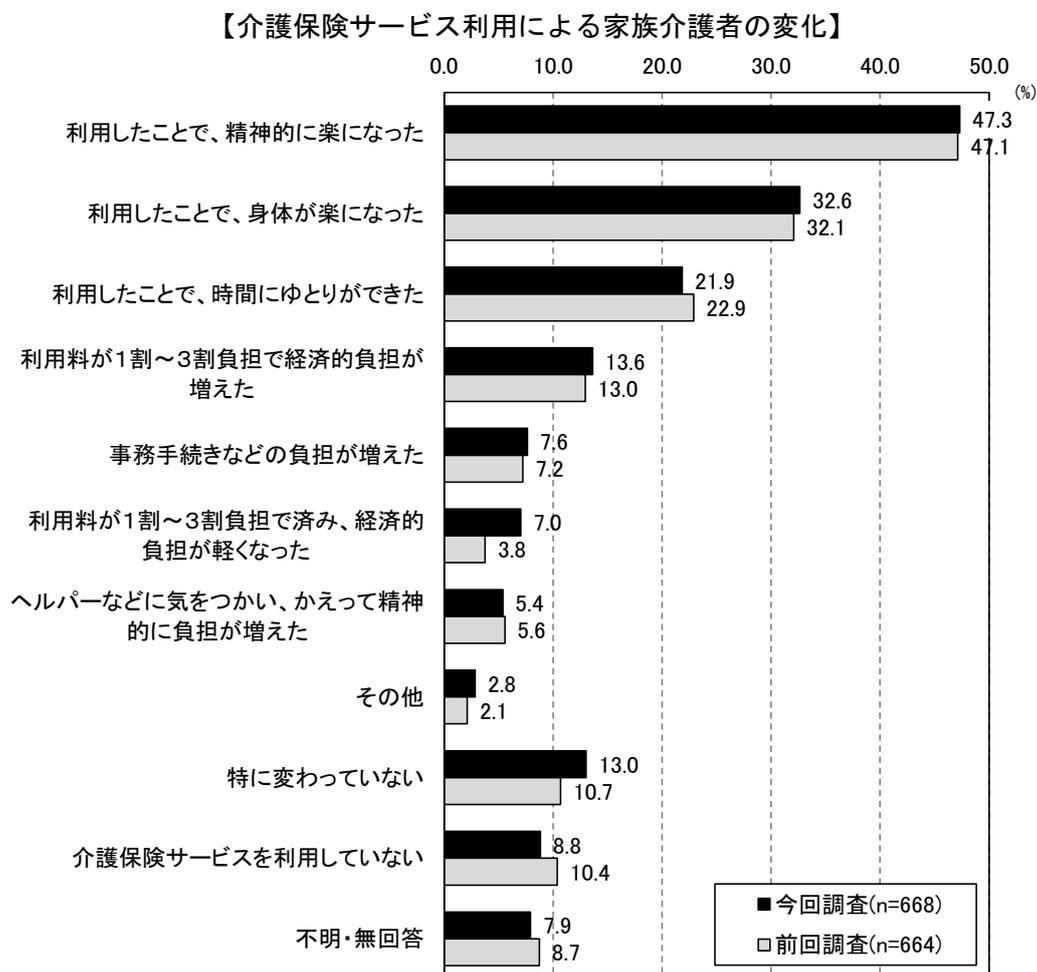
(2) 介護保険サービス利用による利用者本人の変化【在宅認定者：問 34】

- 「精神的に楽になった」は46.5%、「家族への気兼ねが減った」は22.8%、「体調がよくなった」は23.2%、「外出することが増えた」は17.9%、「自分でできることはしようとする意欲が出てきた」は29.4%。



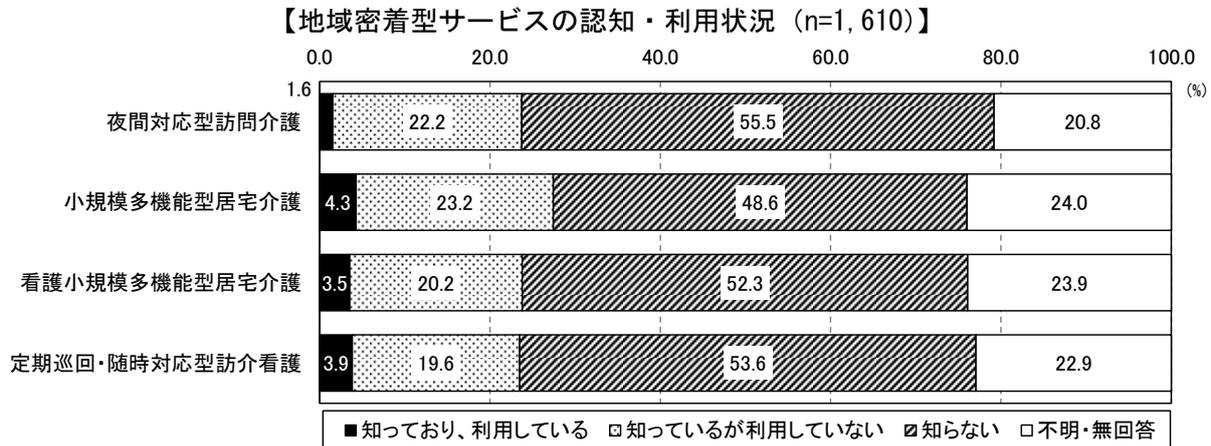
(3) 介護保険サービス利用による家族介護者の変化【在宅認定者：問 68】

- 「利用したことで、精神的に楽になった」が 47.3%で最も多く、「利用したことで、身体が楽になった」(32.6%)、「利用したことで、時間にゆとりができた」(21.9%)がつづく。



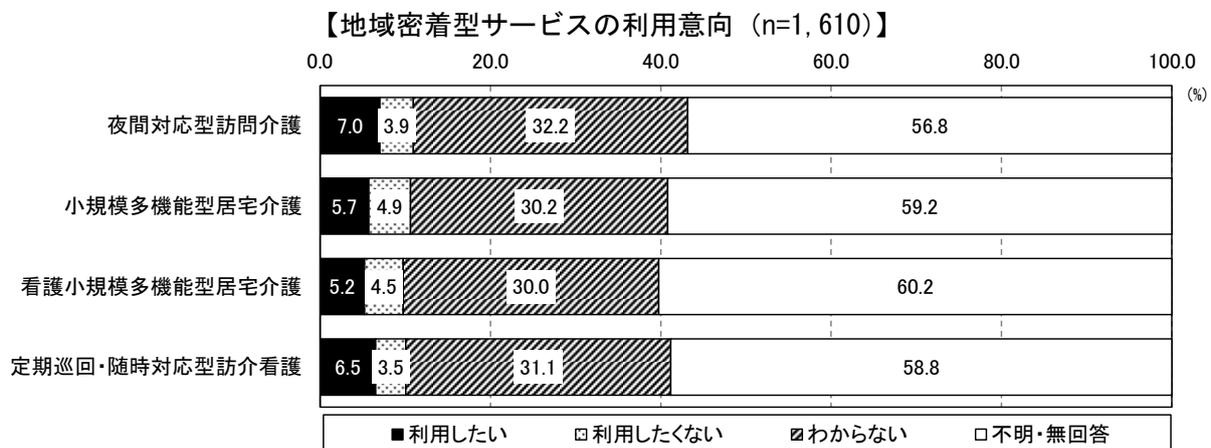
(4) 地域密着型サービスの認知・利用状況【在宅認定者：問 35】

- 利用している人について、夜間対応型訪問介護は 1.6%、小規模多機能型居宅介護は 4.3%、看護小規模多機能型居宅介護は 3.5%、定期巡回・随時対応型訪問看護は 3.9%。
- 認知率（「知っており、利用している」＋「知っているが利用していない」）について、夜間対応型訪問介護は 23.8%、小規模多機能型居宅介護は 27.5%、看護小規模多機能型居宅介護は 23.7%、定期巡回・随時対応型訪問看護は 23.5%となっており、すべての地域密着型サービスで 2 割程度。



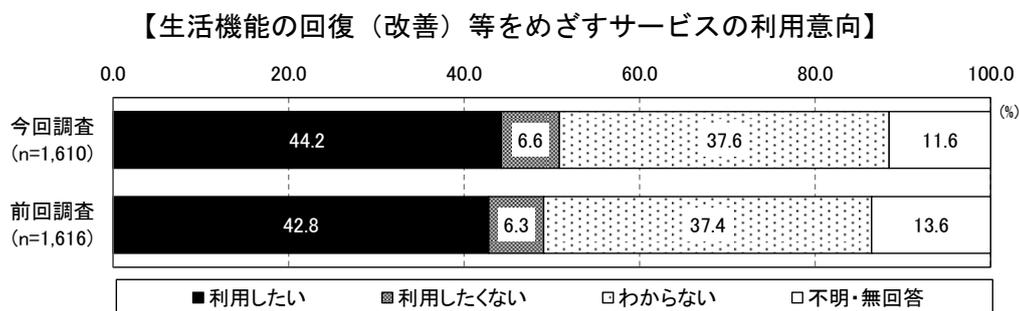
(5) 地域密着型サービスの利用意向【在宅認定者：問 35】

- 利用したい人について、夜間対応型訪問介護は 7.0%、小規模多機能型居宅介護は 5.7%、看護小規模多機能型居宅介護は 5.2%、定期巡回・随時対応型訪問看護は 6.5%。



(6) 生活機能の回復（改善）等をめざすサービスの利用意向【在宅認定者：問 37】

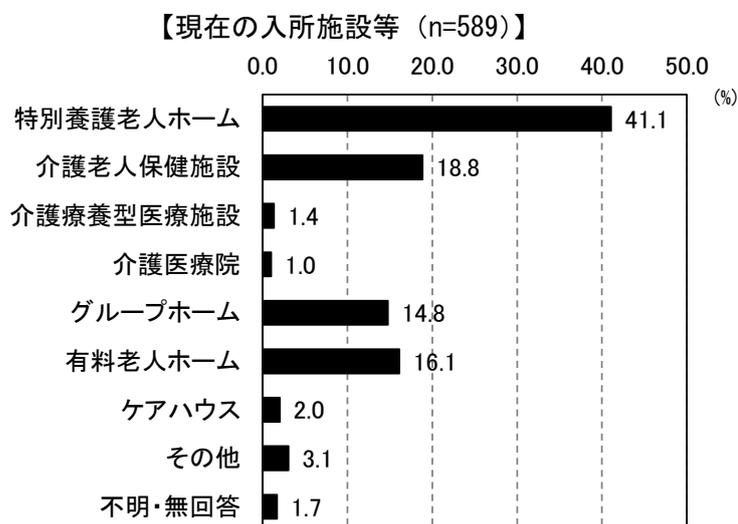
- リハビリ専門職等による運動や栄養改善に向けた支援を3か月間集中的に行い、生活機能の回復（改善）等をめざすサービスを利用したい人は44.2%で、前回調査（42.8%）と大きな変化なし。



(7) 施設サービスの利用状況等について

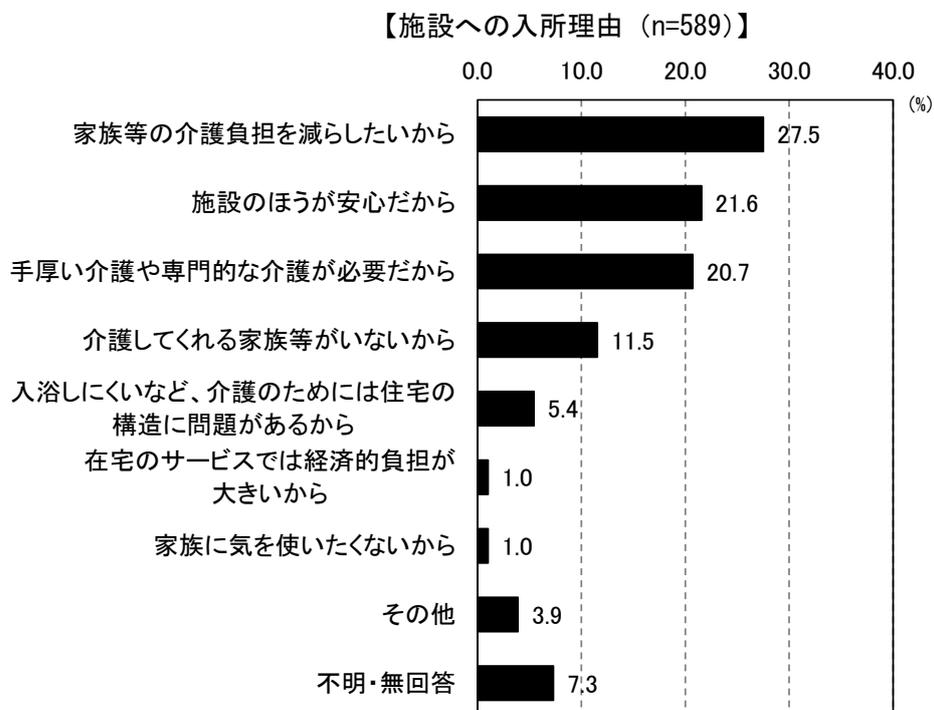
①現在の入所施設【施設入所者：問4】

- 「特別養護老人ホーム」が41.1%で最も多く、「介護老人保健施設」(18.8%)、「有料老人ホーム」(16.1%)がつづく。



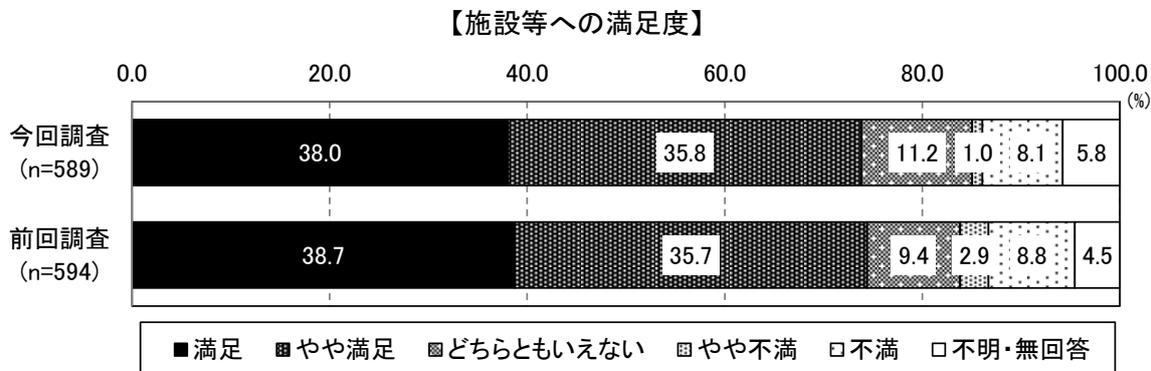
②施設への入所理由【施設入所者：問8】

- 「家族等の介護負担を減らしたいから」が27.5%で最も多く、「施設のほうが安心だから」(21.6%)、「手厚い介護や専門的な介護が必要だから」(20.7%)がつづく。



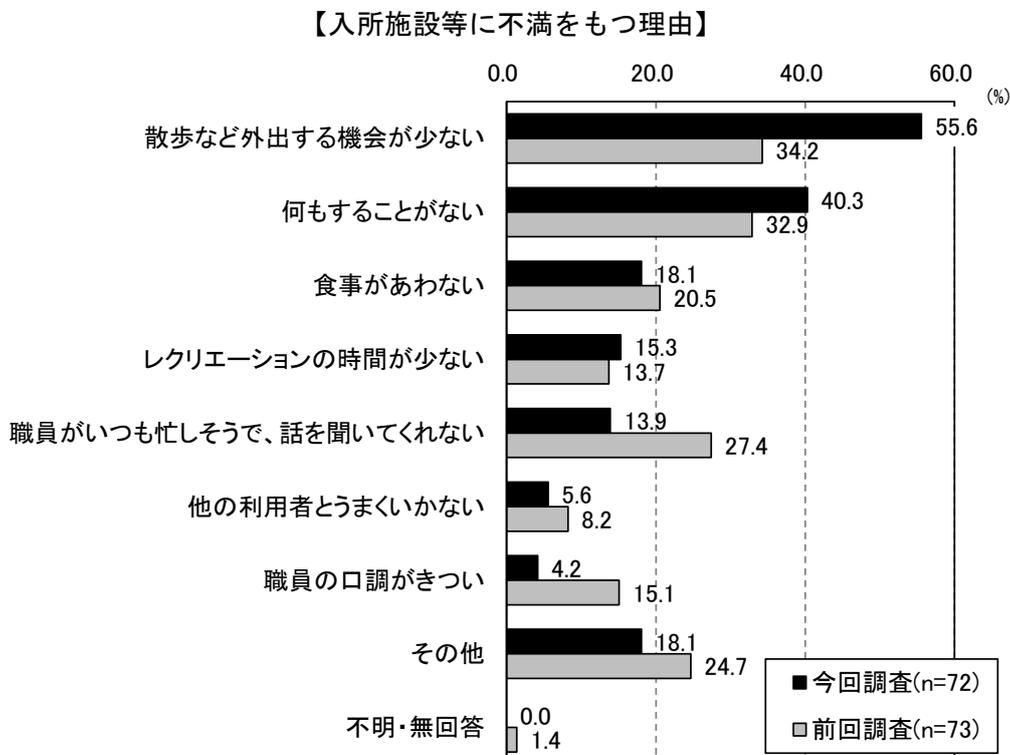
③施設等の満足度【施設入所者：問 13】

- 「満足」が38.0%で最も多く、「やや満足」(35.8%)、「やや不満」(11.2%)がつづく。
- 現在の施設等に満足している人(「満足」+「やや満足」)は73.8%、不満がある人(「やや不満」+「不満」)は9.1%。



④入所施設等に不満をもつ理由【施設入所者：問 13 付問】

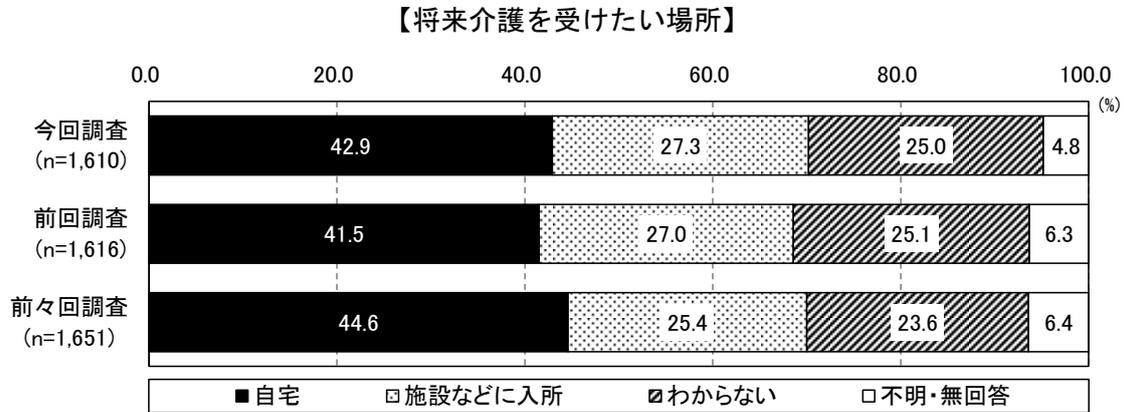
- 「散歩など外出する機会が少ない」が55.6%で最も多く、「何もすることがない」(40.3%)、「食事があわない」「その他」(ともに18.1%)がつづく。
- 「散歩など外出する機会が少ない」(55.6%)は前回調査(34.2%)から20ポイント程度増加、「職員がいつも忙しそうで、話を聞いてくれない」(13.9%)は前回調査(27.4%)から15ポイント程度、「職員の口調がきつい」(4.2%)は前回調査(15.1%)から10ポイント程度減少。



7) 今後の介護、暮らし方に対する希望など

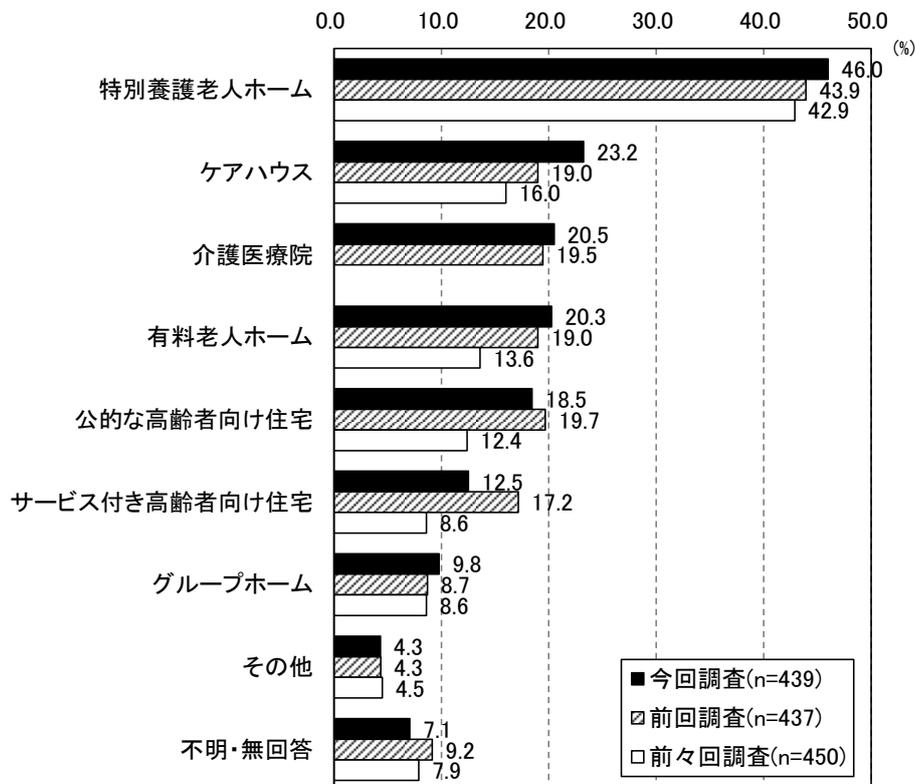
(1) 将来介護を受けたい場所【在宅認定者：問 49・付問 1】

- 「自宅」が42.9%で最も多く、「施設などに入所」(27.3%)、「わからない」(25.0%)がつづく。
- 「自宅」(42.9%)については、前回調査(41.5%)から大きな変化なし。



- 「施設などに入所」を希望する人について、自宅以外のどこで暮らしたいかをみると、「特別養護老人ホーム」が46.0%で最も多く、「ケアハウス」(23.2%)、「介護医療院」(20.5%)がつづく。
- 「ケアハウス」(23.2%)は前回調査(19.0%)及び前々回調査(16.0%)から増加傾向。

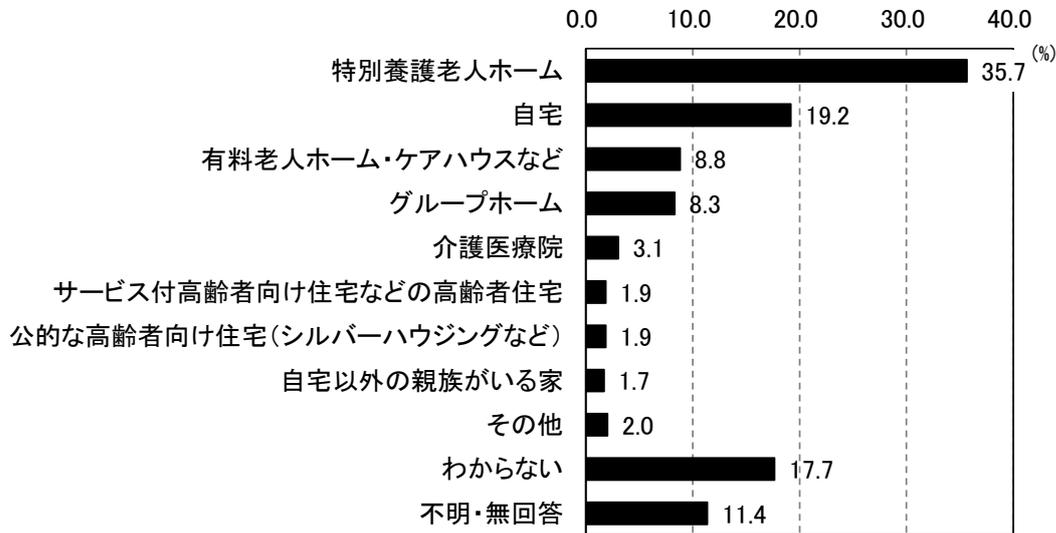
【自宅以外のどこで暮らしたいか（施設などの入所を希望する在宅認定者）】



(2) 今後生活をしたい場所【施設入所者：問 17】

- 「特別養護老人ホーム」が 35.7%で最も多く、「自宅」(19.2%)、「有料老人ホーム・ケアハウスなど」(8.8%) がつづく。

【今後生活がしたい場所（施設入所者：n=589）】



- 要介護度別でみると、「有料老人ホーム・ケアハウスなど」は要介護度が高くなるほど減少し、「特別養護老人ホーム」は要介護度が高くなるほど増加する。また、「自宅」は要介護 1 以上では要介護度に関係なく上位に入る。

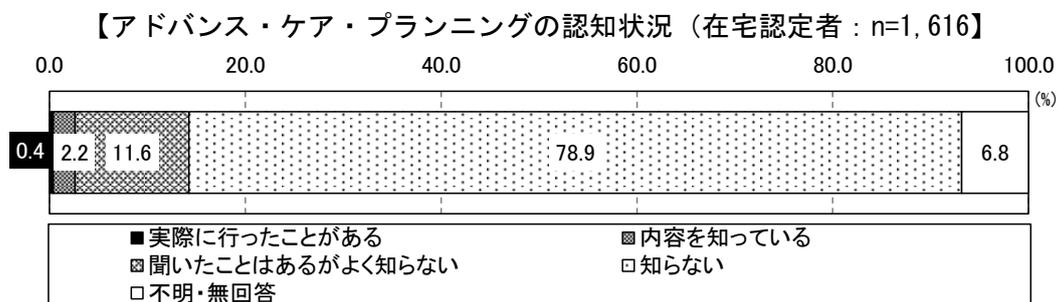
【今後生活がしたい場所（要介護度別）(%)】

要支援1(n=7)		要支援2(n=1)		要介護1(n=41)		要介護2(n=57)		要介護3(n=147)		要介護4(n=203)		要介護5(n=133)	
有料老人ホーム・ケアハウスなど	42.9	有料老人ホーム・ケアハウスなど	100.0	有料老人ホーム・ケアハウスなど	22.0	特別養護老人ホーム	24.6	特別養護老人ホーム	37.4	特別養護老人ホーム	38.9	特別養護老人ホーム	41.4
公的な高齢者向け住宅など	28.6	自宅	0.0	自宅	19.5	自宅	17.5	自宅	23.1	自宅	18.2	自宅	17.3
自宅	14.3	自宅以外の親族がいる家	0.0	特別養護老人ホーム	14.6	有料老人ホーム・ケアハウスなど	17.5	有料老人ホーム・ケアハウスなど	9.5	グループホーム	6.4	グループホーム	11.3
特別養護老人ホーム	14.3	特別養護老人ホーム	0.0	グループホーム	12.2	グループホーム	14.0	グループホーム	5.4	有料老人ホーム・ケアハウスなど	5.9	介護医療院	3.0
自宅以外の親族がいる家	0.0	介護医療院	0.0	自宅以外の親族がいる家	7.3	自宅以外の親族がいる家	5.3	サービス付高齢者向け住宅などの高齢者	3.4	介護医療院	4.4	有料老人ホーム・ケアハウスなど	2.3
介護医療院	0.0	グループホーム	0.0	介護医療院	4.9	介護医療院	1.8	自宅以外の親族がいる家	1.4	サービス付高齢者向け住宅などの高齢者	1.5	サービス付高齢者向け住宅などの高齢者	1.5
グループホーム	0.0	サービス付高齢者向け住宅などの高齢者	0.0	公的な高齢者向け住宅など	4.9	サービス付高齢者向け住宅などの高齢者	1.8	介護医療院	1.4	公的な高齢者向け住宅など	1.5	自宅以外の親族がいる家	0.8
サービス付高齢者向け住宅などの高齢者	0.0	公的な高齢者向け住宅など	0.0	サービス付高齢者向け住宅などの高齢者	0.0	公的な高齢者向け住宅など	1.8	公的な高齢者向け住宅など	1.4	自宅以外の親族がいる家	0.5	公的な高齢者向け住宅など	0.8
その他	0.0	その他	0.0	その他	0.0	その他	3.5	その他	1.4	その他	2.0	その他	3.0
わからない	14.3	わからない	0.0	わからない	19.5	わからない	10.5	わからない	17.0	わからない	20.7	わからない	16.5
不明・無回答	0.0	不明・無回答	0.0	不明・無回答	14.6	不明・無回答	12.3	不明・無回答	8.8	不明・無回答	12.3	不明・無回答	12.0

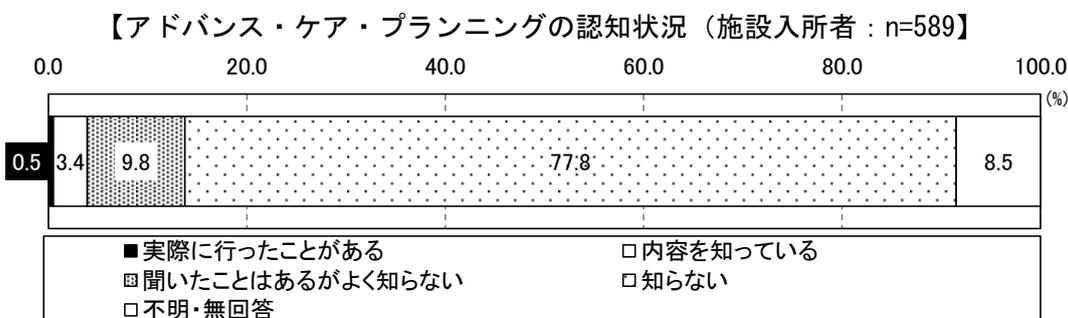
※要支援 1・2 は回答数が少ないため参考値

(3) アドバンス・ケア・プランニングの認知状況【在宅認定者：問 52／施設入所者：問 20】

- 在宅認定者では、「知らない」が 78.9%で最も多く、「聞いたことはあるがよく知らない」(11.6%)、がつづき、認知率（「実際に行ったことがある」＋「内容を知っている」）は 2.6%。



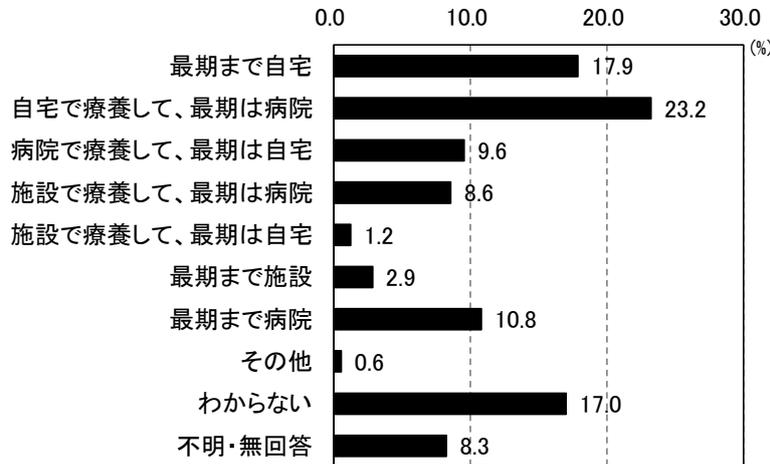
- 施設入所者では、「知らない」が 77.8%で最も多く、「聞いたことはあるがよく知らない」(9.8%)、がつづき、認知率（「実際に行ったことがある」＋「内容を知っている」）は 3.9%。



(4) 余命6か月で希望する療養生活の場【在宅認定者：問50／施設入所者：問18】

- 在宅認定者では、「自宅で療養して、最期は病院」が23.2%で最も多く、「最期まで自宅」(17.9%)、「わからない」(17.0%)がつづく。また、最期は「自宅」を希望する人(「最期まで自宅」＋「病院で療養して、最期は自宅」＋「施設で療養して、最期は自宅」)は28.7%。

【余命6か月で希望する療養生活の場 (在宅認定者：n=1,616)】



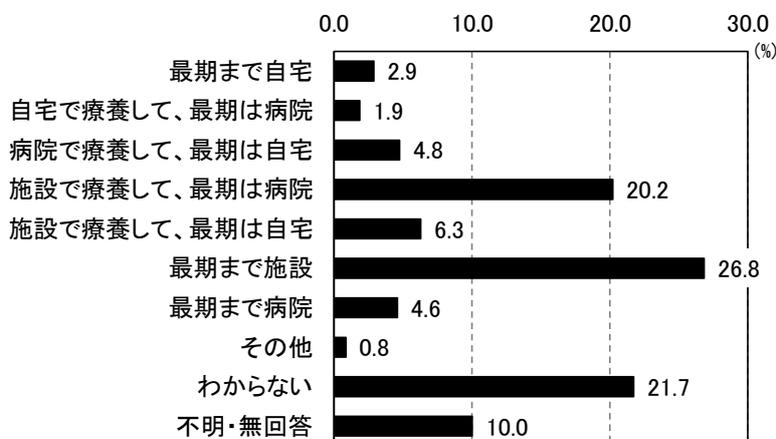
- 在宅認定者について要介護度別でみると、要介護度に関係なく、「自宅で療養して、最期は病院」と「最期まで自宅」が上位に入る。また、「自宅で療養して、最期は病院」は要介護度が高くなるとともに減少し、「最期まで自宅」は要介護度が高くなるとともに増加している。特に、要介護5では「最期まで自宅」が42.9%となっており、他の要介護度より多い。

【余命6か月で希望する療養生活の場 (在宅認定者の要介護度別) (%)】

要支援1(n=426)		要支援2(n=321)		要介護1(n=368)		要介護2(n=257)		要介護3(n=124)		要介護4(n=72)		要介護5(n=42)	
自宅で療養して、最期は病院	26.5	自宅で療養して、最期は病院	26.2	自宅で療養して、最期は病院	23.1	自宅で療養して、最期は病院	22.2	最期まで自宅	18.5	最期まで自宅	25.0	最期まで自宅	42.9
最期まで自宅	14.8	最期まで自宅	17.1	最期まで自宅	18.8	最期まで自宅	16.3	自宅で療養して、最期は病院	16.9	病院で療養して、最期は自宅	16.7	自宅で療養して、最期は病院	7.1
施設で療養して、最期は病院	10.8	最期まで病院	11.5	最期まで病院	12.5	最期まで病院	13.6	病院で療養して、最期は自宅	9.7	自宅で療養して、最期は病院	15.3	病院で療養して、最期は自宅	7.1
最期まで病院	9.9	施設で療養して、最期は病院	8.7	病院で療養して、最期は自宅	10.3	病院で療養して、最期は自宅	10.1	施設で療養して、最期は病院	8.9	施設で療養して、最期は病院	5.6	最期まで施設	7.1
病院で療養して、最期は自宅	9.2	病院で療養して、最期は自宅	7.5	施設で療養して、最期は病院	9.0	施設で療養して、最期は病院	5.4	最期まで病院	6.5	最期まで施設	5.6	施設で療養して、最期は病院	4.8
最期まで施設	3.3	最期まで施設	3.4	最期まで施設	1.9	施設で療養して、最期は自宅	1.9	施設で療養して、最期は自宅	4.8	最期まで病院	5.6	施設で療養して、最期は自宅	4.8
施設で療養して、最期は自宅	0.9	施設で療養して、最期は自宅	0.3	施設で療養して、最期は自宅	0.3	最期まで施設	1.6	最期まで施設	2.4	施設で療養して、最期は自宅	1.4	最期まで病院	4.8
その他	0.5	その他	0.6	その他	0.5	その他	0.8	その他	0.0	その他	1.4	その他	0.0
わからない	17.8	わからない	14.3	わからない	16.6	わからない	18.7	わからない	21.0	わからない	16.7	わからない	11.9
不明・無回答	6.3	不明・無回答	10.3	不明・無回答	7.1	不明・無回答	9.3	不明・無回答	11.3	不明・無回答	6.9	不明・無回答	9.5

- 施設入所者では、「最期まで施設」が26.8%で最も多く、「わからない」(21.7%)、「施設で療養して、最期は病院」(20.2%)がつづく。また、最期は「自宅」を希望する人(「最期まで自宅」+「病院で療養して、最期は自宅」+「施設で療養して、最期は自宅」)は14.0%。

【余命6か月で希望する療養生活の場（施設入所者：n=589）】



- 施設入所者について要介護度別でみると、要介護度に関係なく「最期まで施設」と「施設で療養して、最期は病院」が上位を占める。

【余命6か月で希望する療養生活の場（施設入所者の要介護度別）(%)】

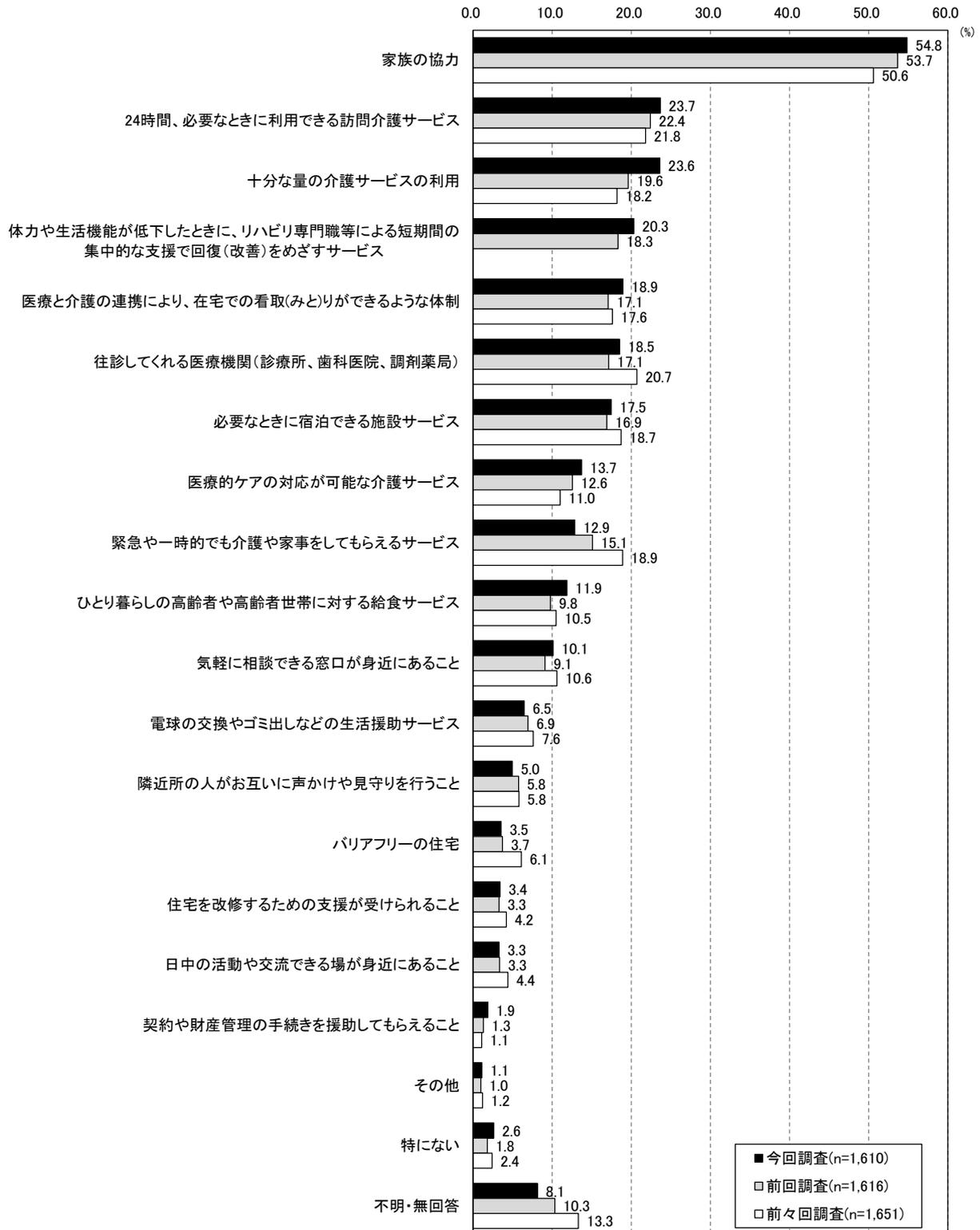
要支援1(n=7)		要支援2(n=1)		要介護1(n=41)		要介護2(n=57)		要介護3(n=147)		要介護4(n=203)		要介護5(n=133)	
最期まで施設	57.1	最期まで施設	100.0	最期まで施設	29.3	最期まで施設	26.3	最期まで施設	28.6	最期まで施設	21.7	最期まで施設	30.1
施設で療養して、最期は病院	42.9	最期まで自宅	0.0	施設で療養して、最期は病院	17.1	施設で療養して、最期は病院	22.8	施設で療養して、最期は病院	19.7	施設で療養して、最期は病院	19.7	施設で療養して、最期は病院	20.3
最期まで自宅	0.0	自宅で療養して、最期は病院	0.0	施設で療養して、最期は自宅	9.8	病院で療養して、最期は自宅	7.0	最期まで病院	5.4	施設で療養して、最期は自宅	7.9	施設で療養して、最期は自宅	6.8
自宅で療養して、最期は病院	0.0	病院で療養して、最期は自宅	0.0	病院で療養して、最期は自宅	7.3	施設で療養して、最期は自宅	3.5	施設で療養して、最期は自宅	4.1	病院で療養して、最期は自宅	5.4	病院で療養して、最期は自宅	3.8
病院で療養して、最期は自宅	0.0	施設で療養して、最期は病院	0.0	最期まで病院	4.9	最期まで病院	3.5	最期まで自宅	3.4	最期まで病院	5.4	自宅で療養して、最期は病院	3.0
施設で療養して、最期は自宅	0.0	施設で療養して、最期は自宅	0.0	最期まで自宅	2.4	最期まで自宅	0.0	病院で療養して、最期は自宅	3.4	最期まで自宅	3.9	最期まで病院	3.0
最期まで病院	0.0	最期まで病院	0.0	自宅で療養して、最期は病院	0.0	自宅で療養して、最期は病院	0.0	自宅で療養して、最期は病院	2.7	自宅で療養して、最期は病院	1.5	最期まで自宅	2.3
その他	0.0	その他	0.0	その他	0.0	その他	0.0	その他	0.7	その他	1.0	その他	1.5
わからない	0.0	わからない	0.0	わからない	14.6	わからない	28.1	わからない	24.5	わからない	22.7	わからない	18.0
不明・無回答	0.0	不明・無回答	0.0	不明・無回答	14.6	不明・無回答	8.8	不明・無回答	7.5	不明・無回答	10.8	不明・無回答	11.3

※要支援1・2は回答数が少ないため参考値

(5) 在宅生活を継続するために必要なこと【在宅認定者：問51】

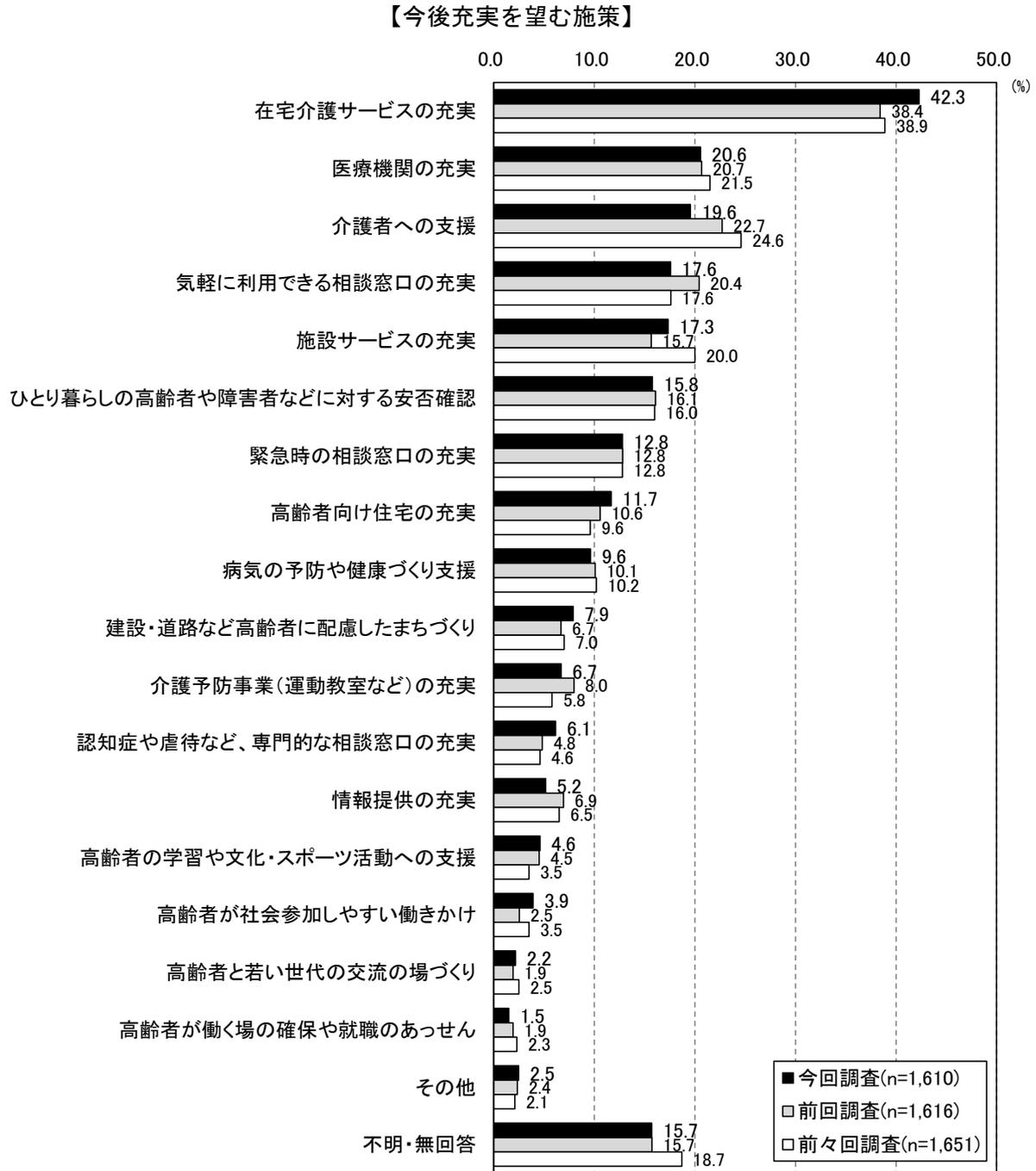
- 「家族の協力」が54.8%で最も多く、「24時間、必要なときに利用できる訪問介護サービス」(23.7%)、「十分な量の介護サービスの利用」(23.6%)、「体力や生活機能が低下したときに、リハビリ専門職等による短期間の集中的な支援で回復(改善)をめざすサービス」(20.3%)がつづく。
- 「家族の協力」については、前回調査と前々回調査でも最も多い。

【在宅生活を継続するために必要なこと】



(6) 今後充実を望む施策【在宅認定者：問56】

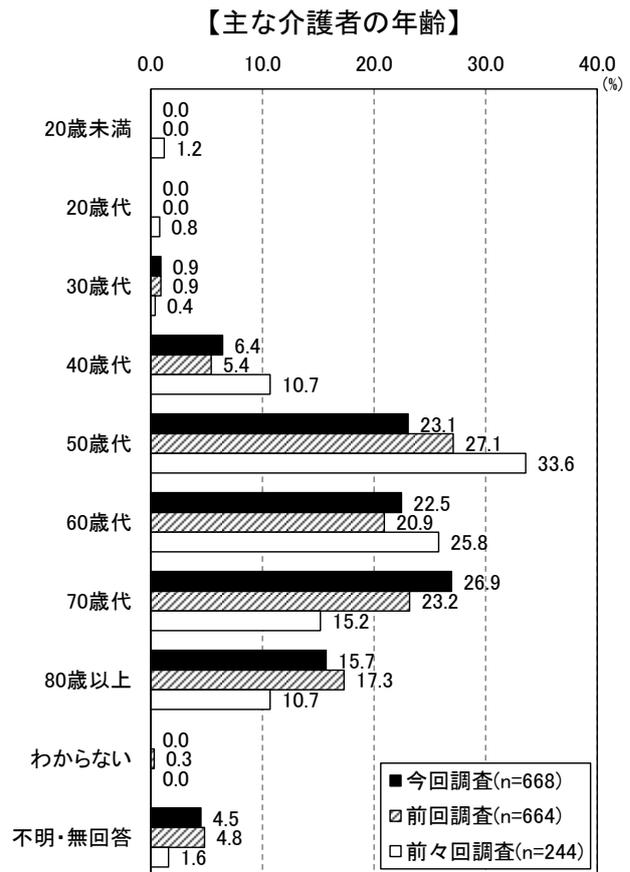
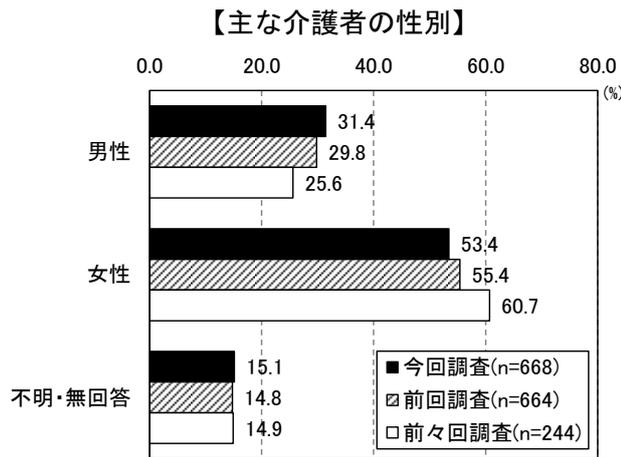
- 介護保険や高齢者保健福祉施策について、「在宅介護サービスの充実」が42.3%で最も多く、「医療機関の充実」(20.6%)、「介護者への支援」(19.6%)、「気軽に利用できる相談窓口の充実」(17.6%)がづく。



8) 主な介護者の意識・動向

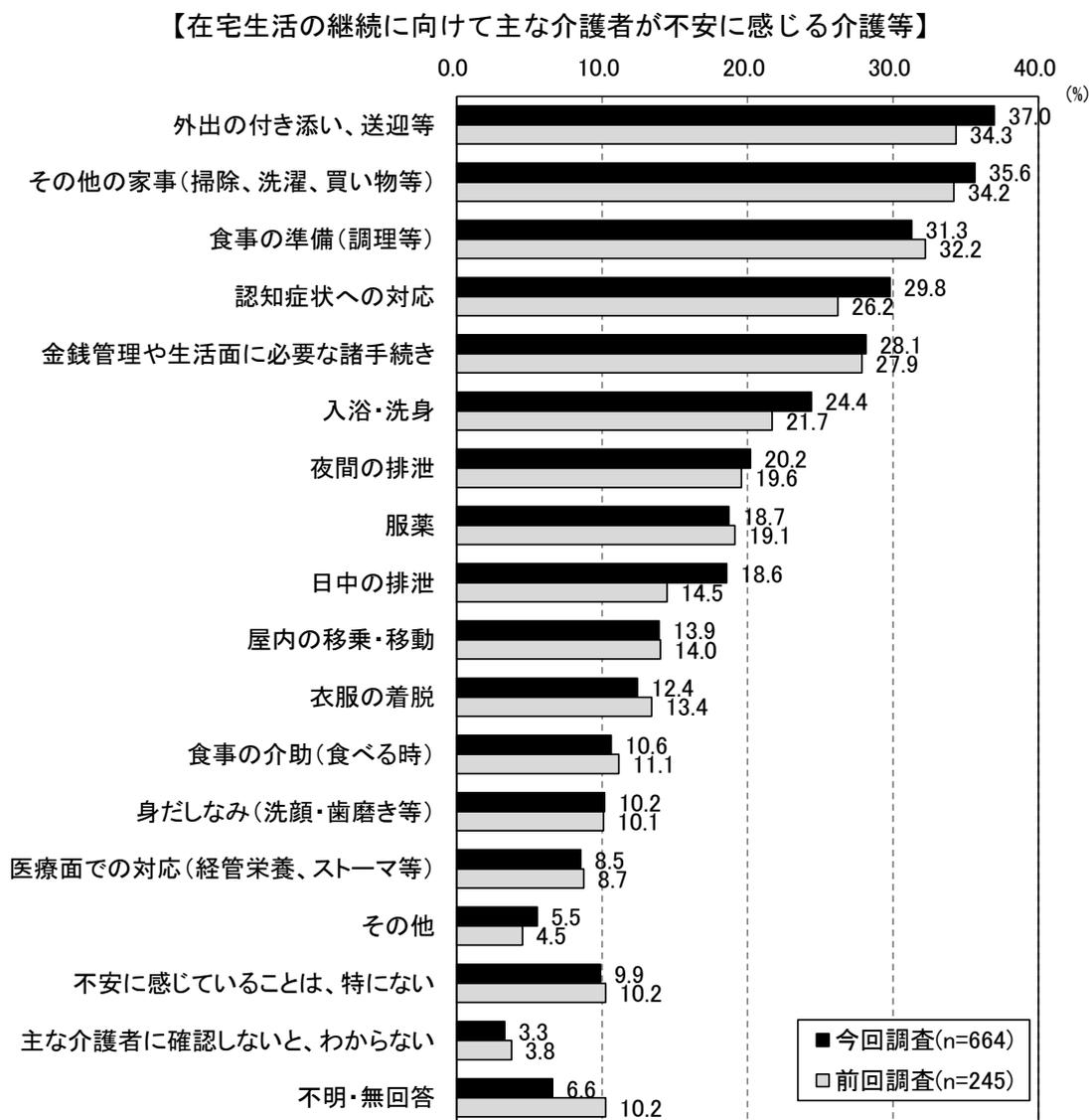
(1) 主な介護者の性別・年齢【在宅認定者：問 60】

- 主な介護者の性別については、「女性」が 53.4%、「男性」が 31.4%。前回調査と比べて男性がやや増加。
- 主な介護者の年齢については、「70 歳代」が 26.9%で最も多く、「50 歳代」(23.1%)、「60 歳代」(22.5%)がつづく。前回調査と比べて、50 歳代は減少し、70 歳代は増加しており、全体として家族介護者の高齢化がうかがえる。



(2) 在宅生活の継続に向けて主な介護者が不安に感じる介護等【在宅認定者：問 64】

- 「外出の付き添い、送迎等」が 37.0%で最も多く、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」(35.6%)、「食事の準備(調理等)」(31.3%)「認知症への対応」(29.8%) がつづく。
- 「認知症への対応」や「日中の排泄」などは前回調査から増加。



- 要介護度別でみると、「認知症状への対応」は要介護1～3で上位（1～2位）に入り、「日中の排泄」と「夜間の排泄」は要介護度が高くなるとともに増加し、要介護4では1位と2位に入る。また、「その他の家事」と「外出の付き添い、送迎等」は要介護3までは上位に入るが、要介護4以降から減少する。

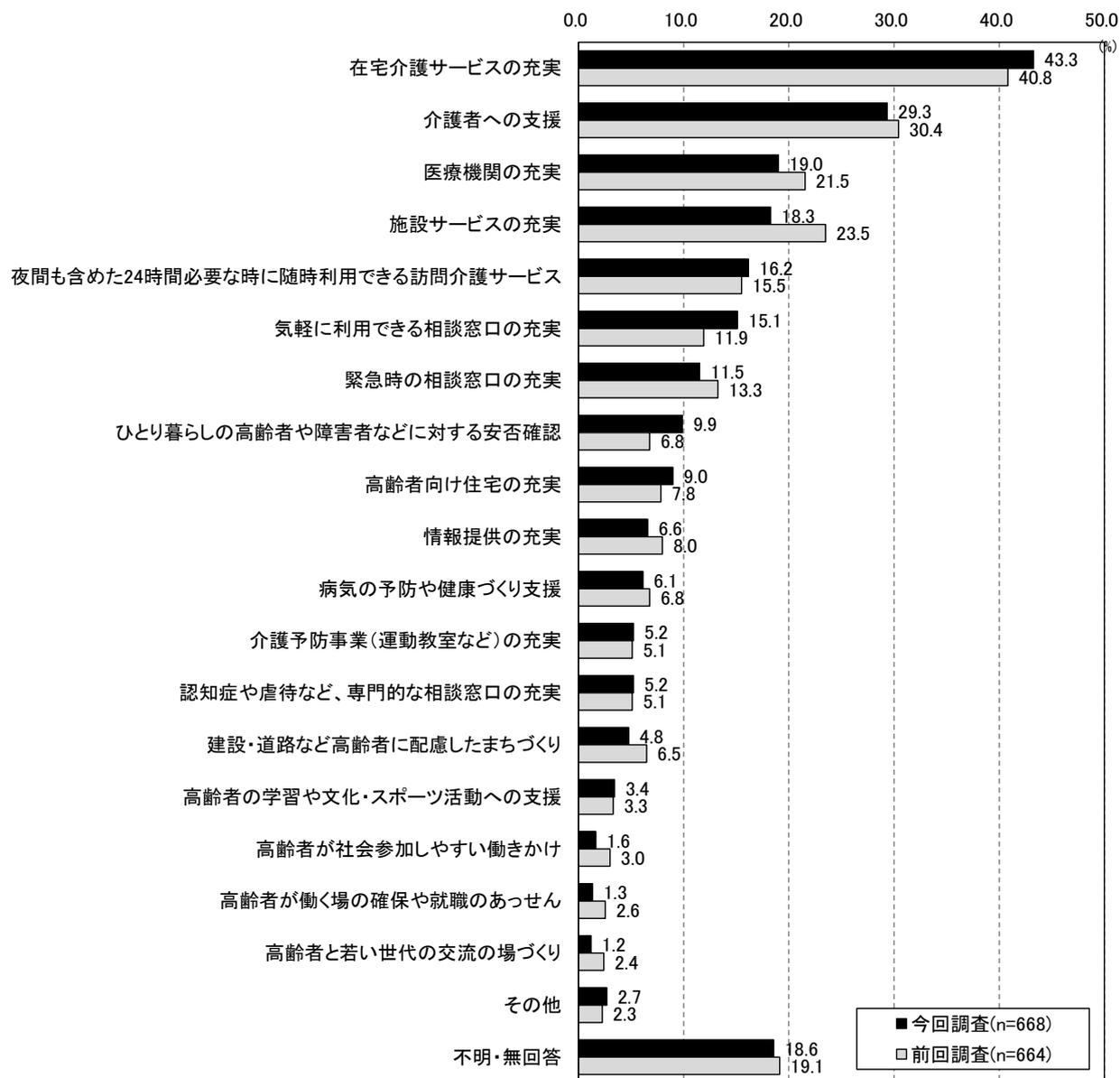
【在宅生活の継続に向けて主な介護者が不安に感じる介護等（要介護度別）（%）】

要支援1(n=99)		要支援2(n=99)		要介護1(n=170)		要介護2(n=138)	
その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)	40.4	その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)	38.8	認知症状への対応	36.5	外出の付き添い、送迎等	44.9
外出の付き添い、送迎等	36.4	外出の付き添い、送迎等	32.0	食事の準備(調理等)	34.7	認知症状への対応	38.4
食事の準備(調理等)	25.3	食事の準備(調理等)	24.3	外出の付き添い、送迎等	34.1	金銭管理や生活面に必要な諸手続き	37.0
金銭管理や生活面に必要な諸手続き	19.2	金銭管理や生活面に必要な諸手続き	23.3	その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)	31.8	その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)	34.1
入浴・洗身	14.1	入浴・洗身	13.6	金銭管理や生活面に必要な諸手続き	31.8	食事の準備(調理等)	32.6
認知症状への対応	12.1	認知症状への対応	12.6	入浴・洗身	22.9	入浴・洗身	31.9
日中の排泄	9.1	服薬	10.7	服薬	21.2	夜間の排泄	24.6
服薬	7.1	日中の排泄	8.7	夜間の排泄	15.3	服薬	22.5
夜間の排泄	6.1	夜間の排泄	8.7	身だしなみ(洗顔・歯磨き等)	14.1	衣服の着脱	18.8
屋内の移乗・移動	6.1	屋内の移乗・移動	8.7	日中の排泄	12.9	日中の排泄	15.2
医療面での対応(経管栄養、ストーマ等)	5.1	衣服の着脱	6.8	屋内の移乗・移動	10.0	医療面での対応(経管栄養、ストーマ等)	13.8
食事の介助(食べる時)	4.0	食事の介助(食べる時)	3.9	衣服の着脱	8.8	身だしなみ(洗顔・歯磨き等)	12.3
衣服の着脱	2.0	医療面での対応(経管栄養、ストーマ等)	2.9	食事の介助(食べる時)	7.1	屋内の移乗・移動	11.6
身だしなみ(洗顔・歯磨き等)	0.0	身だしなみ(洗顔・歯磨き等)	1.9	医療面での対応(経管栄養、ストーマ等)	5.9	食事の介助(食べる時)	10.9
その他	5.1	その他	0.0	その他	5.3	その他	7.2
不安に感じていることは、特にない	12.1	不安に感じていることは、特にない	19.4	不安に感じていることは、特にない	8.2	不安に感じていることは、特にない	5.1
主な介護者に確認しないと、わからない	3.0	主な介護者に確認しないと、わからない	6.8	主な介護者に確認しないと、わからない	3.5	主な介護者に確認しないと、わからない	2.9
不明・無回答	7.1	不明・無回答	6.8	不明・無回答	8.2	不明・無回答	6.5
要介護3(n=81)		要介護4(n=47)		要介護5(n=30)			
認知症状への対応	44.4	日中の排泄	46.8	入浴・洗身	43.3		
外出の付き添い、送迎等	43.2	夜間の排泄	42.6	夜間の排泄	33.3		
日中の排泄	39.5	食事の準備(調理等)	40.4	食事の準備(調理等)	33.3		
その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)	39.5	その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)	36.2	日中の排泄	30.0		
夜間の排泄	37.0	認知症状への対応	34.0	外出の付き添い、送迎等	30.0		
食事の準備(調理等)	32.1	入浴・洗身	29.8	屋内の移乗・移動	26.7		
入浴・洗身	30.9	外出の付き添い、送迎等	29.8	その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)	26.7		
屋内の移乗・移動	29.6	屋内の移乗・移動	27.7	食事の介助(食べる時)	23.3		
金銭管理や生活面に必要な諸手続き	29.6	食事の介助(食べる時)	25.5	認知症状への対応	23.3		
服薬	28.4	服薬	23.4	身だしなみ(洗顔・歯磨き等)	20.0		
衣服の着脱	22.2	金銭管理や生活面に必要な諸手続き	21.3	衣服の着脱	20.0		
食事の介助(食べる時)	21.0	衣服の着脱	19.1	服薬	20.0		
身だしなみ(洗顔・歯磨き等)	16.0	身だしなみ(洗顔・歯磨き等)	12.8	金銭管理や生活面に必要な諸手続き	20.0		
医療面での対応(経管栄養、ストーマ等)	14.8	医療面での対応(経管栄養、ストーマ等)	6.4	医療面での対応(経管栄養、ストーマ等)	16.7		
その他	4.9	その他	14.9	その他	6.7		
不安に感じていることは、特にない	8.6	不安に感じていることは、特にない	8.5	不安に感じていることは、特にない	6.7		
主な介護者に確認しないと、わからない	1.2	主な介護者に確認しないと、わからない	2.1	主な介護者に確認しないと、わからない	0.0		
不明・無回答	2.5	不明・無回答	2.1	不明・無回答	13.3		

(3) 主な介護者が今後充実を望む施策【在宅認定者：問 72】

- 「在宅介護サービスの充実」が43.3%で最も多く、「介護者への支援」(29.3%)、「医療機関の充実」(19.0%)、「施設サービスの充実」(18.3%)がつづく。
- 「気軽に利用できる相談窓口」や「ひとり暮らしの高齢者や障害者などに対する安否確認」などは増加し、「施設サービスの充実」は減少。

【主な介護者が今後充実を望む施策】



● 要介護度別でみると、要介護度に関係なく「在宅介護サービスの充実」や「介護者への支援」「医療機関の充実」「施設サービスの充実」が上位を占める。

また、「夜間も含めた24時間必要な時に随時利用できる訪問介護サービス」や「気軽に利用できる相談窓口」なども上位に入るが、要介護度が高くなるとともに減少する。

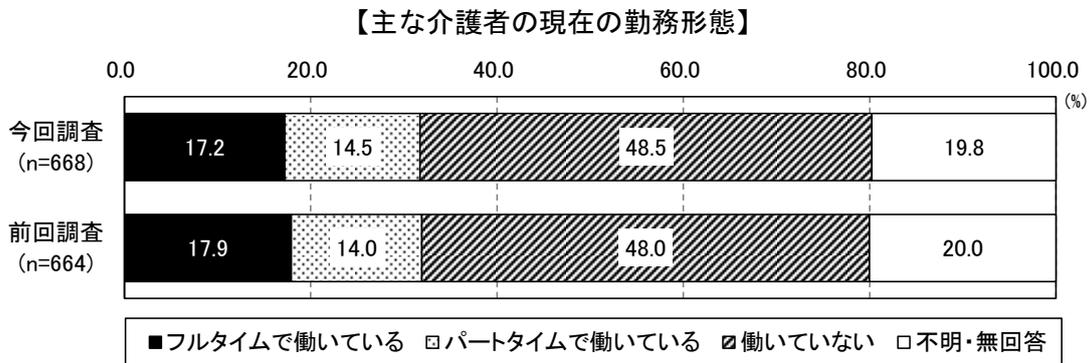
【主な介護者が今後充実を望む施策（要介護度別）（%）】

要支援1(n=99)		要支援2(n=99)		要介護1(n=170)		要介護2(n=138)	
在宅介護サービスの充実	39.4	在宅介護サービスの充実	37.9	在宅介護サービスの充実	44.1	在宅介護サービスの充実	46.4
介護者への支援	26.3	気軽に利用できる相談窓口の充実	19.4	介護者への支援	28.2	介護者への支援	27.5
医療機関の充実	17.2	介護者への支援	18.4	医療機関の充実	21.2	施設サービスの充実	17.4
気軽に利用できる相談窓口の充実	16.2	医療機関の充実	17.5	夜間も含めた24時間必要な時に随時利用できる訪問介護サービス	20.6	緊急時の相談窓口の充実	17.4
夜間も含めた24時間必要な時に随時利用できる訪問介護サービス	16.2	夜間も含めた24時間必要な時に随時利用できる訪問介護サービス	14.6	施設サービスの充実	20.0	医療機関の充実	15.2
施設サービスの充実	11.1	施設サービスの充実	10.7	気軽に利用できる相談窓口の充実	18.2	夜間も含めた24時間必要な時に随時利用できる訪問介護サービス	15.2
緊急時の相談窓口の充実	11.1	緊急時の相談窓口の充実	10.7	ひとり暮らしの高齢者や障害者などに対する安否確認	10.6	高齢者向け住宅の充実	10.9
高齢者向け住宅の充実	10.1	ひとり暮らしの高齢者や障害者などに対する安否確認	9.7	緊急時の相談窓口の充実	8.8	気軽に利用できる相談窓口の充実	10.1
ひとり暮らしの高齢者や障害者などに対する安否確認	8.1	病気の予防や健康づくり支援	8.7	高齢者向け住宅の充実	7.1	ひとり暮らしの高齢者や障害者などに対する安否確認	10.1
介護予防事業（運動教室など）の充実	6.1	情報提供の充実	7.8	情報提供の充実	7.1	病気の予防や健康づくり支援	5.8
高齢者の学習や文化・スポーツ活動への支援	6.1	高齢者向け住宅の充実	6.8	介護予防事業（運動教室など）の充実	5.9	認知症や虐待など、専門的な相談窓口の充実	5.8
病気の予防や健康づくり支援	5.1	介護予防事業（運動教室など）の充実	5.8	認知症や虐待など、専門的な相談窓口の充実	5.3	情報提供の充実	5.8
建設・道路など高齢者に配慮したまちづくり	5.1	認知症や虐待など、専門的な相談窓口の充実	4.9	建設・道路など高齢者に配慮したまちづくり	4.7	建設・道路など高齢者に配慮したまちづくり	5.1
情報提供の充実	5.1	建設・道路など高齢者に配慮したまちづくり	3.9	病気の予防や健康づくり支援	4.1	高齢者が社会参加しやすい働きかけ	3.6
認知症や虐待など、専門的な相談窓口の充実	3.0	高齢者の学習や文化・スポーツ活動への支援	2.9	高齢者の学習や文化・スポーツ活動への支援	4.1	高齢者の学習や文化・スポーツ活動への支援	3.6
高齢者が働く場の確保や就職のあっせん	1.0	高齢者が働く場の確保や就職のあっせん	1.9	高齢者が社会参加しやすい働きかけ	1.2	介護予防事業（運動教室など）の充実	2.9
高齢者が社会参加しやすい働きかけ	1.0	高齢者が社会参加しやすい働きかけ	1.9	高齢者と若い世代の交流の場づくり	1.2	高齢者が働く場の確保や就職のあっせん	1.4
高齢者と若い世代の交流の場づくり	1.0	高齢者と若い世代の交流の場づくり	1.9	高齢者が働く場の確保や就職のあっせん	0.6	高齢者と若い世代の交流の場づくり	0.7
その他	5.1	その他	1.0	その他	3.5	その他	2.9
不明・無回答	23.2	不明・無回答	30.1	不明・無回答	14.1	不明・無回答	21.0

要介護3(n=81)		要介護4(n=47)		要介護5(n=30)	
在宅介護サービスの充実	40.7	在宅介護サービスの充実	59.6	介護者への支援	43.3
介護者への支援	40.7	介護者への支援	40.4	在宅介護サービスの充実	36.7
施設サービスの充実	24.7	施設サービスの充実	29.8	施設サービスの充実	26.7
医療機関の充実	22.2	医療機関の充実	25.5	医療機関の充実	16.7
気軽に利用できる相談窓口の充実	16.0	高齢者向け住宅の充実	14.9	ひとり暮らしの高齢者や障害者などに対する安否確認	16.7
緊急時の相談窓口の充実	13.6	夜間も含めた24時間必要な時に随時利用できる訪問介護サービス	14.9	緊急時の相談窓口の充実	13.3
夜間も含めた24時間必要な時に随時利用できる訪問介護サービス	12.3	病気の予防や健康づくり支援	8.5	夜間も含めた24時間必要な時に随時利用できる訪問介護サービス	13.3
病気の予防や健康づくり支援	9.9	気軽に利用できる相談窓口の充実	8.5	介護予防事業（運動教室など）の充実	10.0
ひとり暮らしの高齢者や障害者などに対する安否確認	8.6	ひとり暮らしの高齢者や障害者などに対する安否確認	8.5	高齢者向け住宅の充実	10.0
認知症や虐待など、専門的な相談窓口の充実	7.4	認知症や虐待など、専門的な相談窓口の充実	6.4	気軽に利用できる相談窓口の充実	10.0
建設・道路など高齢者に配慮したまちづくり	7.4	情報提供の充実	6.4	情報提供の充実	6.7
高齢者向け住宅の充実	7.4	建設・道路など高齢者に配慮したまちづくり	4.3	高齢者の学習や文化・スポーツ活動への支援	3.3
情報提供の充実	7.4	介護予防事業（運動教室など）の充実	2.1	高齢者と若い世代の交流の場づくり	3.3
介護予防事業（運動教室など）の充実	6.2	緊急時の相談窓口の充実	2.1	認知症や虐待など、専門的な相談窓口の充実	3.3
高齢者が働く場の確保や就職のあっせん	3.7	高齢者が働く場の確保や就職のあっせん	0.0	病気の予防や健康づくり支援	0.0
高齢者が社会参加しやすい働きかけ	1.2	高齢者が社会参加しやすい働きかけ	0.0	高齢者が働く場の確保や就職のあっせん	0.0
高齢者の学習や文化・スポーツ活動への支援	1.2	高齢者の学習や文化・スポーツ活動への支援	0.0	高齢者が社会参加しやすい働きかけ	0.0
高齢者と若い世代の交流の場づくり	1.2	高齢者と若い世代の交流の場づくり	0.0	建設・道路など高齢者に配慮したまちづくり	0.0
その他	0.0	その他	2.1	その他	3.3
不明・無回答	7.4	不明・無回答	10.6	不明・無回答	20.0

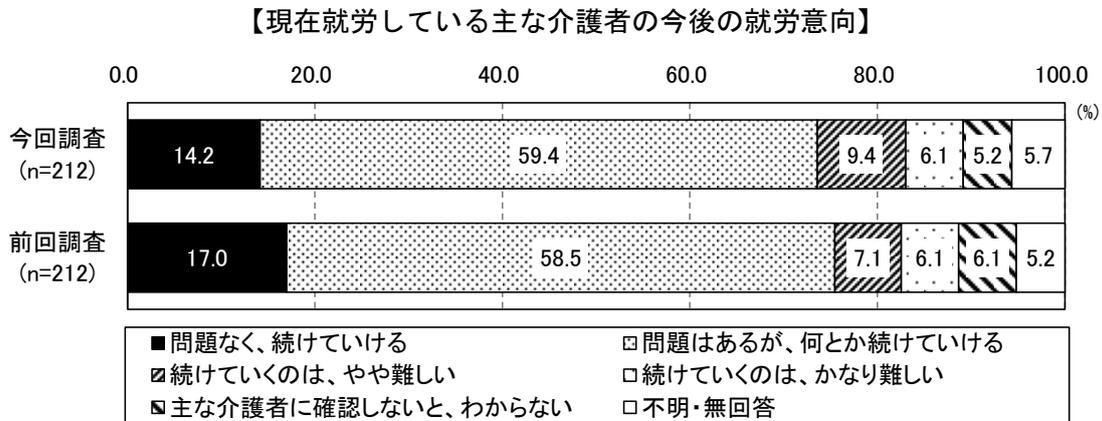
(4) 主な介護者の現在の勤務形態【在宅認定者：問 73】

- 「働いていない」が48.5%で最も多く、「フルタイムで働いている」(17.2%)、「パートタイムで働いている」(14.5%)がつづき、前回調査から大きな変化なし。



(5) 現在就労している主な介護者の今後の就労意向【在宅認定者：問 76】

- 「問題はあるが、何とか続けていける」が59.4%で最も多く、「問題なく、続けていける」(14.2%)、「続けていくのは、やや難しい」(9.4%)がつづく。また、働きながら介護を続けていけると考える人（「問題なく、続けていける」＋「問題はあるが、何とか続けていける」）は73.6%。
- 「問題なく、続けていける」は前回調査から減少し、「続けていくのは、やや難しい」は増加。



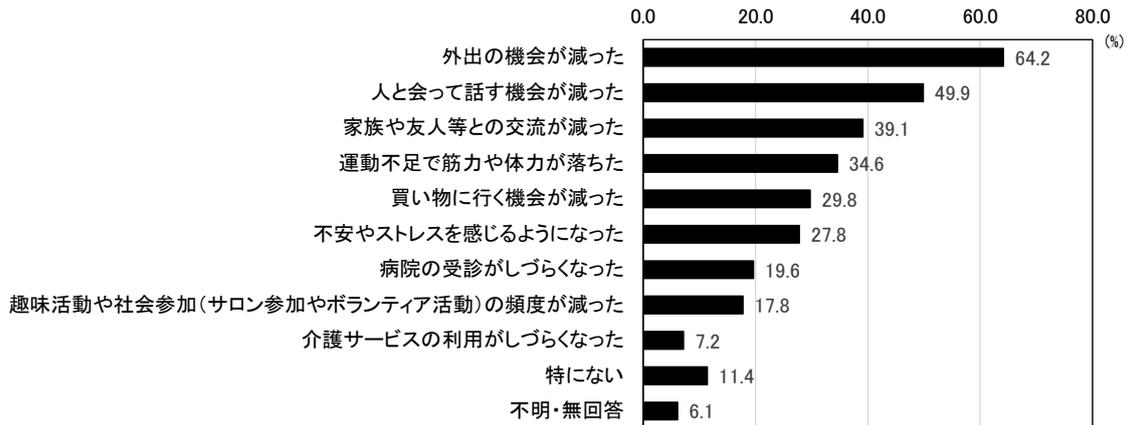
9) 新型コロナウイルス感染症による影響について

(1) 新型コロナウイルス感染症流行前後での生活の変化

【在宅認定者：問 84／施設入所者：問 25】

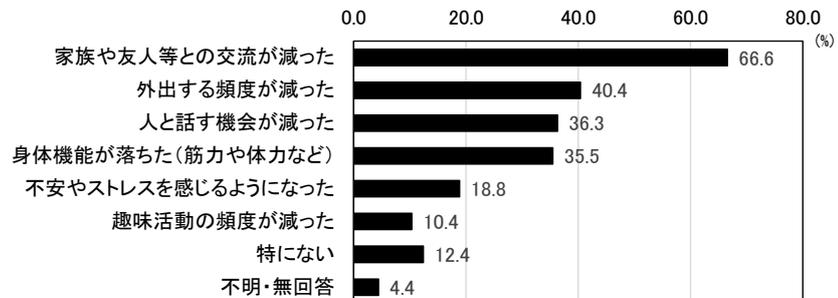
- 在宅認定者では、「外出の機会が減った」が 64.2%で最も多く、「人と会って話す機会が減った」(49.9%)、「家族や友人等との交流が減った」(39.1%)がつづく。

【新型コロナウイルス感染症流行前後での生活の変化（在宅認定者：n=1,616）】



- 施設入所者では、「家族や友人等との交流が減った」が 66.6%で最も多く、「外出する頻度が減った」(40.4%)、「人と話す機会が減った」(36.3%)がつづく。

【新型コロナウイルス感染症流行前後での生活の変化（施設入所者：n=589）】

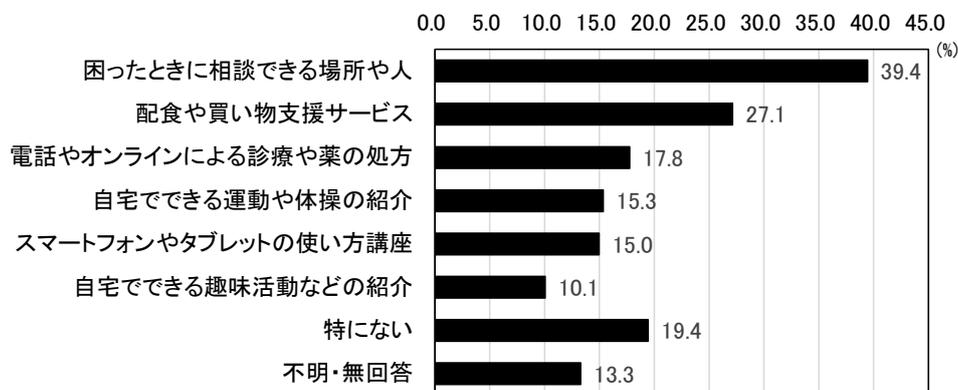


(2) 新型コロナウイルス感染症の流行以降であればよいと思うサービス

【在宅認定者：問 85／施設入所者：問 26】

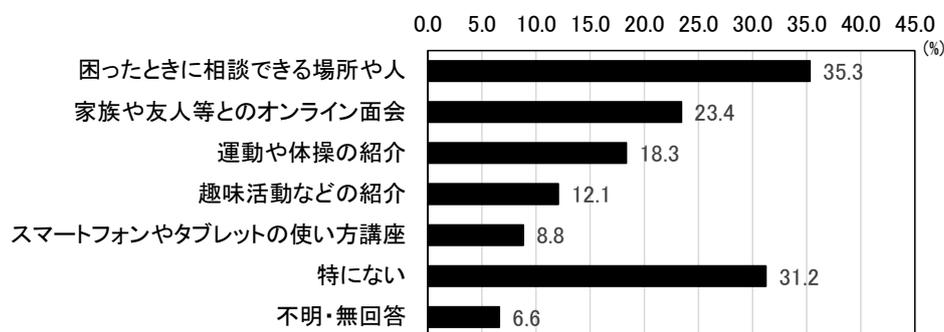
- 在宅認定者では、「困ったときに相談できる場所や人」が 39.4%で最も多く、「配食や買い物支援サービス」(27.1%)、「特にない」(19.4%)がつづく。

【新型コロナウイルス感染症の流行以降であればよいと思うサービス（在宅認定者：n=1,616）】



- 施設入所者では、「困ったときに相談できる場所や人」が 35.3%で最も多く、「特にない」(31.2%)、「家族や友人等とのオンライン面会」(23.4%)がつづく。

【新型コロナウイルス感染症の流行以降であればよいと思うサービス（施設入所者：n=589）】



第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画期間中の状況

基本理念：住み慣れた地域で、自分らしく生きがいや誇り、明日への活力をもって、健やかに安心して暮らせるまち

基本目標・基本施策

【基本目標1】
人生100年時代を見据えた生涯現役社会の実現
1-1 健康づくり・介護予防の展開
1-2 社会参加の促進

【基本目標2】
2一人ひとりの状況・状態に対応した支援の実現
2-1 認知症施策の充実
2-2 関係機関・専門職の支援スキルの向上と多職種連携の強化
2-3 住生活環境の充実

【基本目標3】
安心して暮らし続けるための生活基盤づくり
3-1 生活支援体制整備の充実
3-2 相談及び支援基盤の構築・強化

【基本目標4】
介護保険制度の持続可能性の確保と2040年に向けた基盤づくり
4-1 介護保険制度の効果的・効率的な運営
4-2 2040年に備える取り組みの推進
4-3 地域デザイン機能の強化

現状

- 自発的・容易に介護予防・健康づくりできる取り組みの展開
- 就労支援と社会参加の場の創出を支援
- 自立支援・重度化防止の取り組みの充実

- 包括的支援体制構築に向けた、在宅医療と介護の連携強化を展開
- 認知症症状の早期発見支援や地域での居場所づくりを展開
- 住まいや生活上の環境整備を展開

- 多様な主体が連携を図るための場・機会、仕組みの構築・拡充
- 個別避難計画作成に向けた取り組み着手
- 地域包括支援センター等による専門窓口とあわせて、住民の相談窓口の体制を推進
- 権利擁護・後見サポートセンター（中核機関）等による成年後見制度の利用促進策を展開

- 地域密着型サービスの整備
- 適正化の推進
- デジタル化の推進
- 多様な主体との連携（連携協定による新たな取組みを創出など）
- 地域包括ケアシステムを本格的に稼働させるための体制の再検討

データ

(1) 高齢者の状況（令和4年9月末現在）
高齢者 104,959人、認定者数 24,933人
高齢化率は横ばいだが、後期高齢化率が増加。認定率についても増加。

(2) 支援が必要な人の状況
認知症自立度Ⅱa以上13,175人
認知症自立度Ⅱa以上人数は増加傾向
主な介護者の高齢化（老々介護）
主な介護者の年齢の70代
第7期15.2% 第8期23.2% 第9期26.9%

(3) 介護保険事業の状況
通所介護、通所リハビリ等の通所系サービスが計画値と比べ実績値が下回っている状況。新型コロナウイルス感染症による利用控えの可能性。
特別養護老人ホームの待機者数は大きく人数は変わらないが、要介護3、要介護4・5の内訳に変化がみられる。
第8期計画中の主な新規事業等
▶ 令和3年度：重層的支援体制整備事業、避難行動要支援者個別避難計画作成着手、(株)ウェルモとの連携協定、在宅医療・介護連携支援センター事業
▶ 令和4年度：通所訪問型短期集中サービスを活用した自立支援型ケアマネジメント促進事業、高齢者見守り事業、社会参加・介護魅力発信事業、居宅内モニタリング実証開始、DX研修
▶ 令和5年度：認知症保険

現行計画の振り返り等から 見えた課題

課題1
市民が要介護状態になった場合においても地域で希望する活動につながる事ができる。

課題2
複雑化・複合化する課題に対しては、属性・年齢別・分野別での支援では対応しきれなくなっており、福祉分野と他分野が連携し、包括的、継続的に支援することが必要。

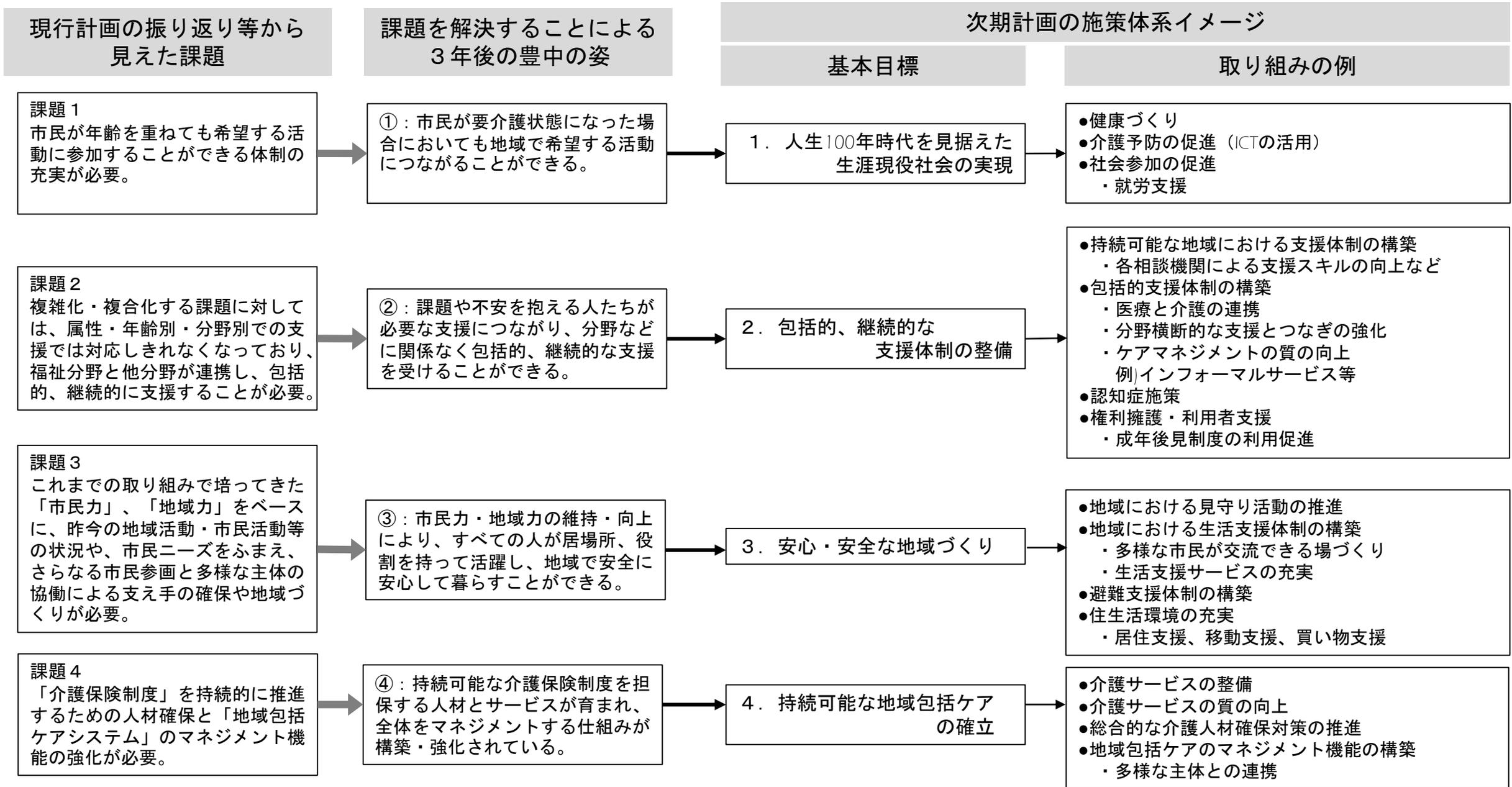
課題3
これまでの取り組みで培ってきた「市民力」、「地域力」をベースに、昨今の地域活動・市民活動等の状況や、市民ニーズをふまえ、さらなる市民参画と多様な主体の協働による支え手の確保や地域づくりが必要。

課題4
「介護保険制度」を持続的に推進するための人材確保と「地域包括ケアシステム」のマネジメント機能の強化が必要。

第9期高齢者保健福祉計画体系の考え方

- 利用者や家族が抱える課題が複合化・複雑化し、ニーズが潜在化・多様化している状況の中、何かあればすぐに対応できる切れ目のない相談やケアが行えるようセーフティネットを具体的に分かりやすく示す必要がある。
- そのため、介護予防、相談・支援、介護サービスの提供から地域での安定した生活を実現するための環境整備までの一連の流れに沿う体系にする。
- また、地域包括ケアシステムがさらに発展し続けていくために、保険者機能の強化を図ることが重要となる。
- そのため、データに基づく施策推進や新たな主体の参画・協働の具体的な方策を位置付ける。

地域包括ケアに関する課題から次期計画体系につながるイメージ案



令和4年度第3回介護保険事業運営委員会 ディスカッション資料

ディスカッションの目的

これまでの審議会では国の全体動向について、報告することで、全体像の共有化を図った。
今回以降の審議会では、総論から各論の議論に移行し、テーマ毎に展開していくこととする。

ディスカッションのテーマ及びスケジュール

国の介護保険部会及び市第8期計画の「重点項目」について特に議論を行うこととする。

令和4年度第3回 (2月)	テーマ1:介護人材の確保、介護現場の生産性の向上の推進について テーマ2:多様な主体による生活支援・介護予防・社会参加の展開について (今回は主に生活支援・社会参加について)
令和5年度第1回 (7月頃)	テーマ3:医療・介護連携について テーマ4:認知症施策の推進について ※テーマ2の介護予防について継続審議予定
令和5年度第2回 (10月)	テーマ5:介護サービスの基盤について

テーマ1：介護人材の確保、介護現場の生産性の向上の推進について

今後、介護サービスの需要が更に高まることが見込まれている一方で、生産年齢人口は急速に減少することが見込まれている。既に介護現場の人手不足が指摘されている中で、介護分野のみならず全産業的に人材確保が大きな課題となることが見込まれる。

介護人材の不足は、介護サービスの供給を制約する要因となることから、喫緊の対応が必要である。

(1) 総合的な介護人材確保対策

- 処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備など総合的に実施。
- 介護福祉士のキャリアアップや処遇につながる仕組みの検討。
- 外国人介護人材の介護福祉士資格取得支援等の推進。

(2) 生産性向上により、負担が軽減され働きやすい介護現場の実現

①地域における生産性向上の推進体制の整備

- 生産性向上等につながる取組を行う介護事業者へ認証を付与等による優良事例を横展開。
- 都道府県主導のもと、様々な支援・施策を一括して取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ窓口の設置など総合的な事業者支援。
- 地方公共団体の役割を法令上明確化。

②施設や在宅におけるテクノロジー（介護ロボット・ICT等）の活用

- 相談窓口を通じた体験展示、研修会、個別相談対応等の推進。
- 施設における介護ロボットのパッケージ導入モデル等の活用推進。
- 在宅におけるテクノロジー活用にあたっての課題等に係る調査研究。

③介護現場のタスクシェア・タスクシフティング

いわゆる介護助手について、業務の切り分け、制度上の位置付け等の検討。人材の確保については、特定の年齢層に限らず柔軟に対応。

④経営の大規模化・協働化等

- 社会福祉連携推進法人の活用促進も含め、好事例の更なる横展開。
- 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」も踏まえ、各サービスにおける管理者等の常駐等について、必要な検討。

⑤文書負担の軽減

標準様式や「電子申請・届出システム」の基本原則化について所要の法令上の措置を遅滞なく実施

⑥財務状況等の見える化

- 介護サービス事業所の経営情報を詳細に把握・分析できるよう、事業者が都道府県知事に届け出る経営情報について、厚生労働大臣がデータベースを整備し公表。
- 介護サービス情報公表制度について、事業者の財務状況を公表。併せて、一人当たりの賃金等についても公表の対象への追加を検討。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">大阪府の主な取り組み</p>	<p>①介護分野への就労・定着支援事業：介護保険施設等で介護未経験・無資格者を介護職員として雇用し、当該職員が介護職員初任者研修を修了した場合、受入れ事業者に対して府が支援することにより、介護分野への参入を促進。</p> <p>②介護助手導入支援事業：介護助手の導入希望施設と介護助手希望者をそれぞれ募集し、説明会及び合同就職説明会、施設見学会の実施などにより、介護助手の導入を支援。</p> <p>③介護情報・研修センター事業：介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象に福祉用具を活用した研修や介護技術に関する専門相談及び住宅改修等に関する研修や専門相談を実施。</p> <p>④外国人介護人材に関する事業：外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（EPA）、外国人介護人材受入施設等環境整備事業、外国人介護人材等適正受入推進事業、外国人介護人材等受入支援事業</p> <p>⑤介護ロボット導入支援・ICT 導入支援：地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボット導入経費の一部助成、業務効率化等に向けたタブレット端末等の導入費用の対する補助金交付等。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">市の主な取り組み</p>	<p>第8期計画基本目標4-1）-（1）介護人材の育成・確保と介護現場の革新【重点的な取り組み】</p> <p>①生活支援サービス従事者の養成：生活支援サービス従事者研修を実施し、研修修了者に介護保険事業者による仕事説明会を開催。</p> <p>②（仮称）介護フェスの実施：「いきてゆくフェス 2022」を豊中市介護保険事業者連絡会と共催。今後も介護保険事業者や学校・学生、民間企業などと連携し、高齢者の社会参加や介護の魅力発信に資するイベントの展開をめざす。</p> <p>③介護人材のスキルアップ等に関する制度の周知：国、府等の行政機関の既存制度、虹ねっと連絡会や職能団体などの主催研修の周知。豊中市介護保険事業者連絡会へのタブレット貸与等により事業者のテクノロジー導入の普及が順調に浸透。</p> <p>④国・府との連携による介護現場の革新に向けた取り組みの推進：行政への事務手続きの簡素化、国の介護保険施設等運営指導マニュアルを踏まえた運営指導の効率化等を実施。</p> <p>⑤求職者と介護事業所とのマッチングの推進：市内事業所を中心に求人の開拓を実施するとともに、企業説明会や面接会を開催し企業と求職者の出会いの場を創出。</p> <p>⑥外国人介護人材への生活サポート：介護施設で働く外国人（EPA 介護福祉士候補者）向けに日本語指導者による日本語指導を実施。</p> <p>上記取組みのほか、デジタル技術の利活用の推進・促進において令和3年度に締結した(株)ウェルモと「デジタル技術を活用した介護の課題解決の取り組みに関する連携協定」を締結に基づき、居宅モニタリング実証事業や介護 DX 研修(令和4年度4回、令和5年度4回実施予定)を実施している。</p>

論 点	<p>豊中市では関係団体や介護事業者等との連携により、介護人材の確保や介護現場の革新に関する取り組みを進めているが、国や大阪府の動向・取り組みなどを踏まえ、市として取り組むべきこと、拡充するべきことについてご意見を頂きたい。</p> <p>(1) 多様な人材の参入・活躍により介護人材のすそ野を広げていくための取り組み。(若年層、高齢層(アクティブシニア)、外国人など)</p> <p>(2) 多様な年齢層・他職種の方に介護の仕事の魅力を効果的に発信し、介護職に関心をもってもらうための取り組み。</p> <p>(3) 生産性向上により、負担が軽減され働きやすい介護現場の実現に向けた取り組み。</p> <p>優良事例・モデル事業等による取り組みの横展開、施設や在宅におけるテクノロジー(介護ロボット・ICT等)の活用、介護現場のタスクシェア・タスクシフティングなど</p>
--------	---

テーマ2：多様な主体による生活支援・介護予防・社会参加の展開

国の動向（介護保険制度の見直しに関する意見）

生きがいを持った生活への支援をはじめ、地域の中に住民主導のものも含めた様々な社会資源があり、生活支援コーディネーター等がこうした多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築するとともに、地域包括支援センター等が主体となって調整を行い、医療・介護サービス等とともに包括的に生活支援等が提供されるようにすることが重要である。

その際、住民がより長くいきいきと地域で暮らし続けることができるよう、介護予防の取組を進めるとともに、サービス提供者と利用者との「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう、高齢者の社会参加等を進めることで、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域が形作られていくことが期待される。

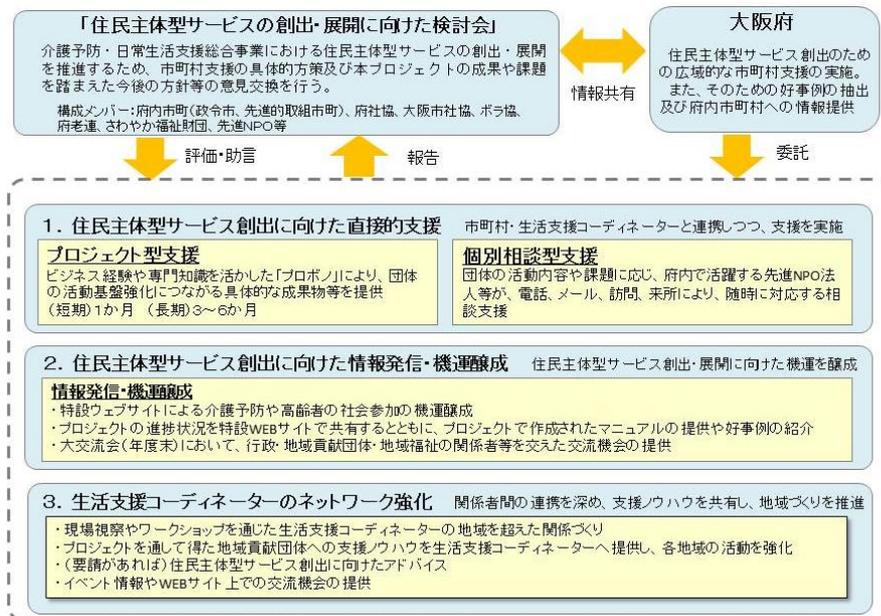
（1）多様な主体による多様なサービスの提供体制の構築

- 介護保険制度の枠内で提供されるサービスのみでなく、インフォーマルサービスも含めた地域の受け皿の整備、生活支援体制整備事業の一層の促進。
- 多様なサービスをケアプラン作成時に適切に選択できる仕組みの検討。

（2）通いの場、一般介護予防事業

- 通いの場については、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰もが一緒に参加し、認知症予防、多世代交流や就労的活動など、地域のニーズに応じた多様な機能を有する場として発展・拡充させていくことが重要。
- 多様な課題を抱える者や閉じこもりがち等により通いの場に参加できていない高齢者を介護予防・見守りの取組につなげるために、医療専門職等からのアプローチや、民生委員・地域のボランティア・自治会・老人クラブ等からのアプローチなど、様々な手段・機会を活用した働きかけを推進していくことが重要。

①大阪ええまちプロジェクトの推進：「介護予防・日常生活支援総合事業」の着実な実施に向け、住民主体型サービスの創出・展開のため、「1. 住民主体型サービス創出に向けた直接的支援」「2. 住民主体型サービス創出に向けた情報発信・機運醸成」「3. 生活支援コーディネーター等関係者のネットワーク強化」を実施。（詳細は以下参照）



大阪府の主な取り組み

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">市の主な取り組み</p>	<p>第8期計画基本目標3-1)-(1) 地域での支え合い・助け合い機能の強化【重点的な取り組み】</p> <p>①生活支援体制整備事業の推進：生活支援体制整備事業実施計画（令和3～5年度）において「多様な住民主体による活動の創出」をめざし、生活支援コーディネーターを圏域ごとに1名配置し、高齢者の生活支援体制整備を推進していくための資源開発やネットワーク構築、協議体（第1層・第2層）の運営を通じた各階層での地域課題解決力の強化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住民主体ささえあい活動の充実：全市39校区のうち福祉便利屋事業（訪問型）は19校区、ぐんぐん元気塾（通所型）は36校区で実施（令和4年度）。全校区での実施をめざすとともに、活動校区の継続支援を展開。 <p>②交流・支え合いの場づくり推進事業の実施：庄内と北緑丘にてモデル事業「交流・支え合いの場づくり推進事業」を実施。住民や地域団体・機関など多様な主体が、分野や世代を超えて集い・交流する場づくりを進め、地域でともに支え合う環境を整備。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">論点</p>	<p>国や大阪府の動向・取り組みなどを踏まえ、市として取り組むべきこと、拡充するべきことについてご意見を頂きたい。</p> <p>(1) 市内において、地縁組織はもとより、民間企業・事業者や介護保険事業者、テーマ型組織など多様な主体が生活支援や社会参加、介護予防、通いの場づくりなどを展開していくための方策、仕組みづくり。</p> <p>(2) 多様な主体による多様なサービス（インフォーマルサービス）を利用できる仕組みづくり。（ケアマネジャーがケアプラン作成時にインフォーマルサービスを適切に選択できる仕組みなど）</p> <p>※介護予防に関する取り組みについては、次回以降の審議会でも継続的に論議予定。</p>

グループワークの進め方について

1. テーマ

- (1) 介護人材確保について
- (2) 生活支援、介護予防、社会参加について

2. グループ

グループA	グループB
<u>小野委員長（桃山学院大学教授）</u> 大野委員（大阪人間科学大学教授） 橋本委員（民生・児童委員協議会連合会理事） 芦田委員（薬剤師会会長） 野津委員（介護保険事業者連絡会会長） 今井委員（社会福祉協議会常務理事） 上田委員（市民委員） 進行：小野委員長（発表補助含む） 発表者：野津委員	<u>秦委員（大阪人間科学大学准教授）</u> 辻副委員長（医師会副会長） 近藤委員（歯科医師会会長） 西本委員（健康保険組合連合会大阪連合会事務局長） 村上委員（介護保険事業者連絡会副会長） 大槻委員（介護保険事業者連絡会副会長） 長尾委員（市民委員） 樋口委員（市民委員） 進行：秦委員（発表補助含む） 発表者：村上委員

3. 進め方

各グループごとに各テーマについて意見交換する。

（グループワーク）

【37分】

- ① 発表者を決める（1分）
※書記は事務局で実施
- ② グループで意見交換する。（各テーマ 15分×2）
- ③ 発表に向けてグループで意見をまとめる。（3分×2）

（全体）

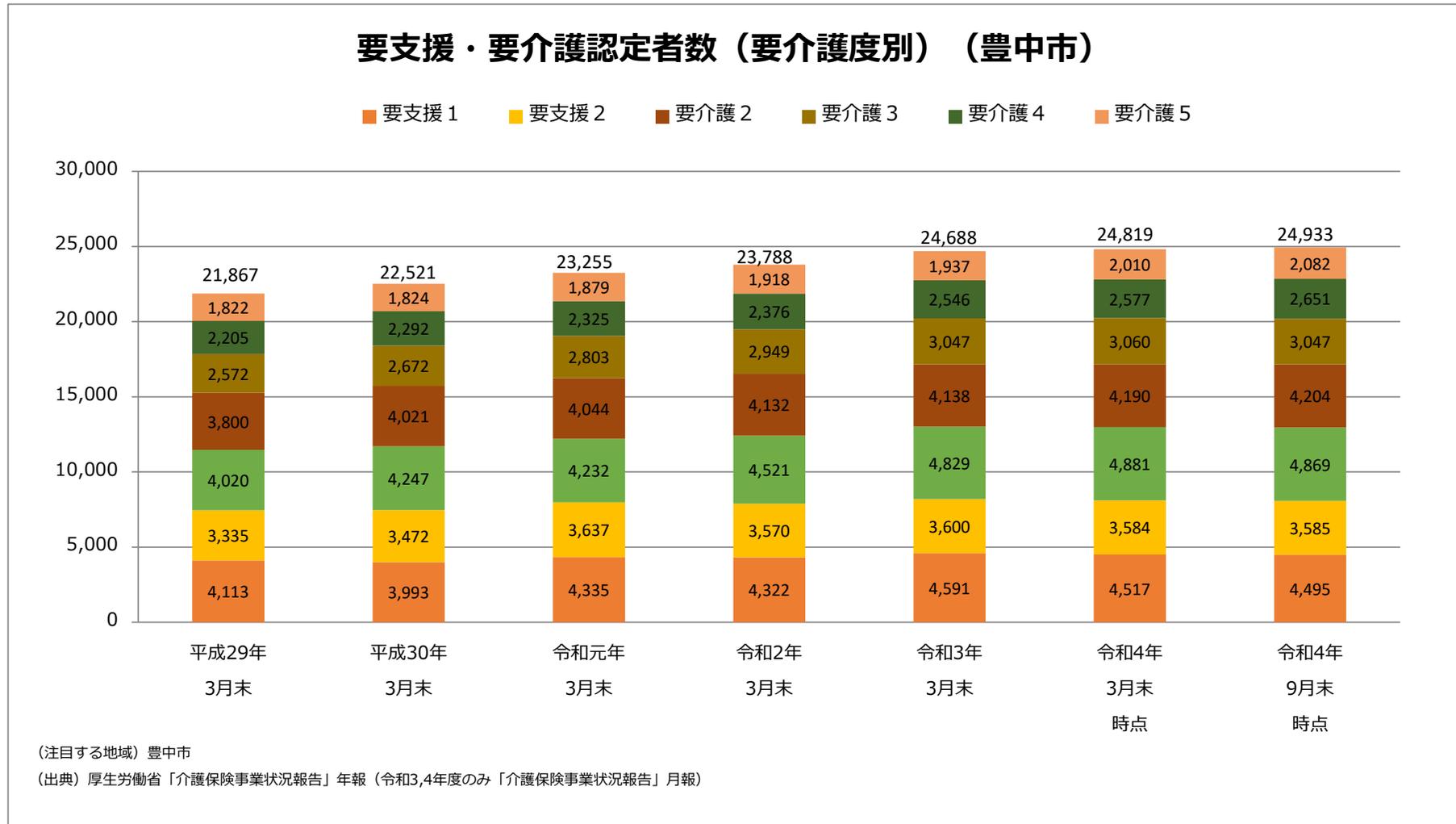
【12分】

- ④ 各グループが順に発表する。（3分×2グループ＝6分）
- ⑤ 全委員で意見交換する。（6分）

≡計 49分

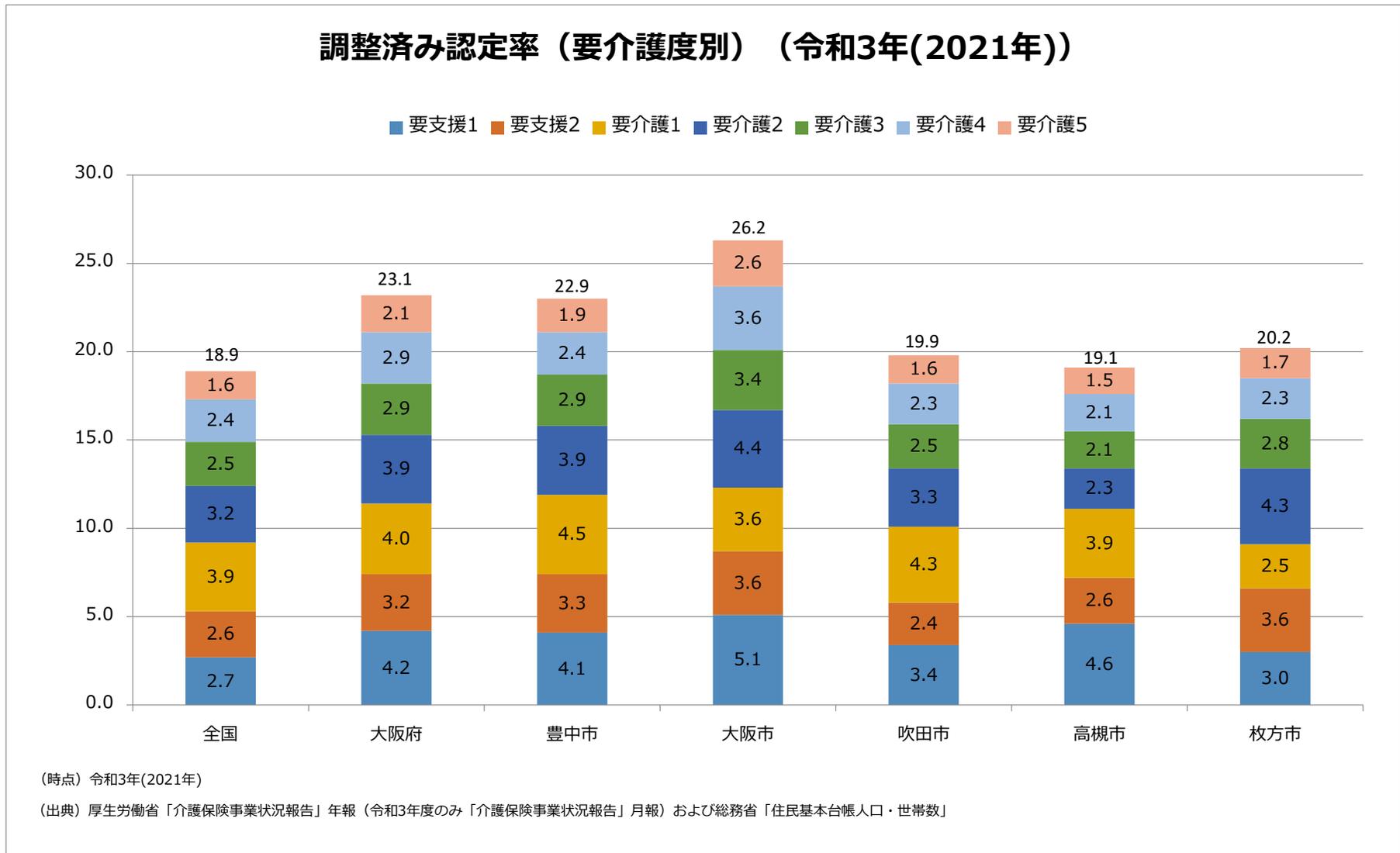
地域包括ケア見える化システムを活用した地域分析

1. 豊中市要支援・要介護認定者数の推移



○要支援1の認定者数が減少している理由は、認定期間中にサービスを一度も利用していない方について更新の事務を見直したため、減少したと考えられます。

2. 調整済み認定率※(要介護度別)近隣中核市比較



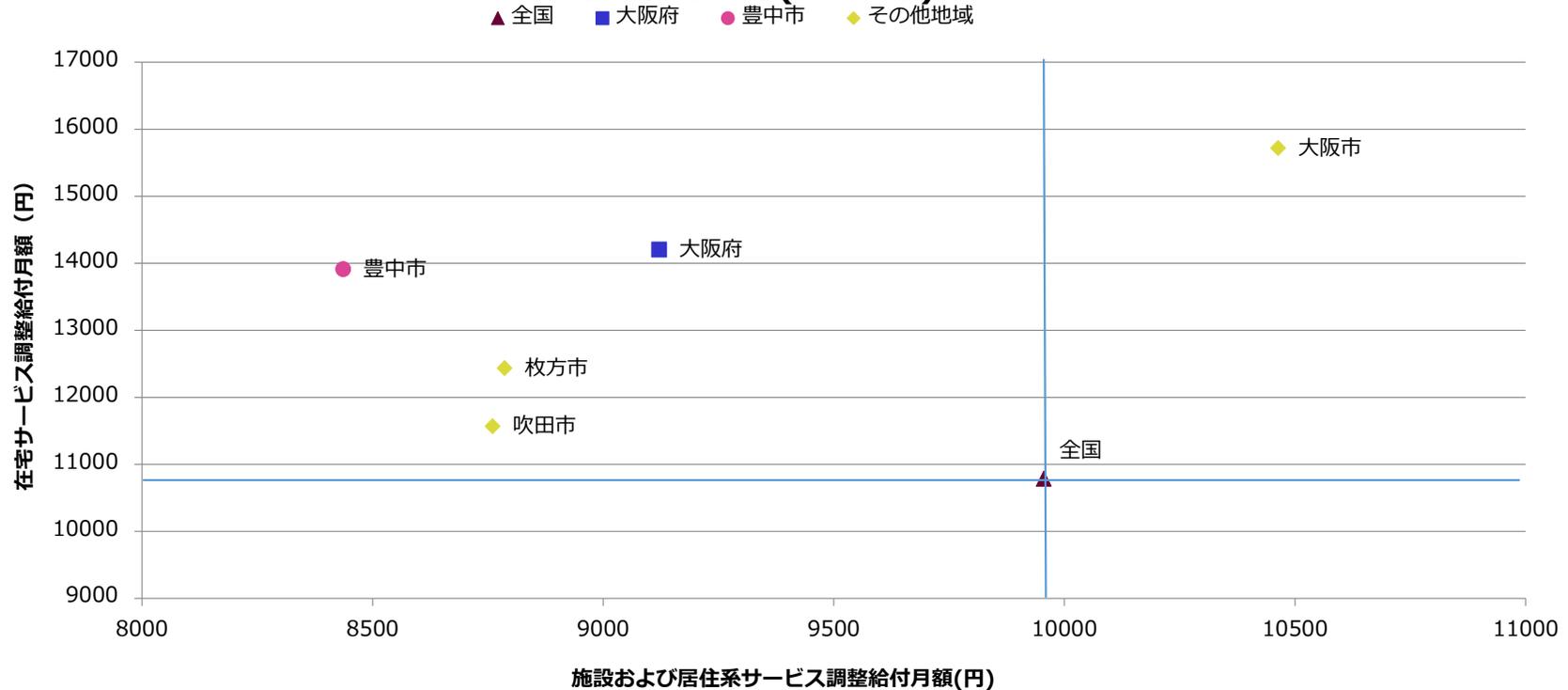
○当市の状況は近隣市(大阪市を除く)と比べ、認定率が高い結果となっており、認定率に影響を与えている要因として、軽度者割合及び医療・介護供給体制などが考えられます。また、通所訪問型短期集中サービスによる生活機能改善を促進し、要介護状態になることを予防していきます。

※調整済み認定率: 年齢構成と性別が認定率に与える影響を除外した場合の認定率

3. 調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額(在宅サービス・施設および居住系サービス)

		全国	大阪府	豊中市	大阪市	吹田市	高槻市	枚方市
在宅サービス	(円)	10,786	14,204	13,911	15,720	11,568	9,893	12,435
施設および居住系サービス	(円)	9,955	9,121	8,436	10,463	8,760	7,977	8,786

調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額(在宅サービス・施設および居住系サービス)(令和2年(2020年))



(時点) 令和2年(2020年)

(出典) 「介護保険総合データベース」および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

○本市は、施設および居住系サービスが全国平均より少なく、在宅サービスが全国平均より高くなっています。在宅サービスが高い要因としては、重度の独居高齢者の増加と給付費の上昇に相関関係があるため、本市においても影響があると考えられます。

※調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額: 性・年齢構成・地域区分単価の影響を除外した場合の給付月額

第8期計画の進捗管理・活動指標調査票

基本目標1
人生100年時代を見据えた生涯現役社会の実現

1) 健康づくり・介護予防の展開		令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
健康づくり・介護予防に取り組む高齢者が増加し、高齢者一人ひとりが活動的な生活習慣を実現するとともに、心身機能の維持・向上を図ることができるよう、健康づくりと介護予防を一体的に展開します。				
(1) 健康づくりの推進【重点的な取り組み】				
健康寿命の延伸に向け、「豊中市健康医療戦略方針」及び「豊中市健康づくり計画」の推進を通じて、健康への関心の有無などに関わらずあらゆる世代が健康につながる環境づくりや生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組みます。				
No	取り組み事項及びその内容	令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
	生活習慣病等の予防			
1	生活習慣病予防、疾病予防に関する普及啓発に向けた取り組みの拡充を図ります。また、特定健診や各種がん検診等、事後指導に関する周知啓発及び受診しやすい体制づくりに取り組むとともに、受診率の向上を図ります。(けんしんの無料化・個別化)	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度に引き続き、市内医療機関で豊中市が実施するすべてのけんしんを無料とし、受診しやすい環境整備に取り組みました。 ●令和3年度に引き続き、オンラインでの特定保健指導を実施し、新型コロナウイルス流行時でも特定保健指導を利用できるような環境を整備しました。また、豊中市医師会、市内医療機関へ特定保健指導実施を協力依頼し、さらに多くの市内医療機関において特定保健指導を利用できるよう取り組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●受診しやすい環境になったことを、市民にSNSなどを活用して周知するとともに、豊中市医師会、市内医療機関と連携し、受診率向上をめざします。 ●特定保健指導利用特典をより魅力的なものとして利用のきっかけとすると同時に、未利用者勧奨を強化して、実施率向上を目指します。 	
	地域での健康づくりの展開			
2	行政、家庭、学校、地域、職場、関係団体・機関など社会全体で、市民一人ひとりの健康づくりを支援する体制の構築・充実を進めるとともに、健康づくり推進委員会などのボランティアの活動を支援し、地域での健康づくり運動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●健康づくり推進委員会では、各校区において健康教室を実施しました。 【実績】R3年度：開催数6回のべ参加人数127人 R4年度 集計未 ●令和3年度に引き続き、オンラインでの特定保健指導を実施し、新型コロナウイルス流行時でも特定保健指導を利用できるような環境を整備しました。また、豊中市医師会、市内医療機関へ特定保健指導実施を協力依頼し、さらに多くの市内医療機関において特定保健指導を利用できるよう取り組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●“けんしん”の啓発や各地域の特性に合わせた健康教室など顔の見える活動を幅広く展開し、正しい健康づくり情報の発信、地域とつながる健康づくり運動の推進、魅力あふれる楽しい健康づくりの実践など、地域に根差した活動を行っています。令和4年度から事務局は豊中市医療保健センターになりましたが、今後も市民の健康づくりに資する活動を豊中市保健所として支援していきます。 	
	いきいき血管プロジェクトの推進			
3	「いきいき血管プロジェクト」を推進し、若年層や健康無関心層にも働きかける取り組みを推進します。関係主体と連携しつつ、減塩、禁煙、高血圧などの各テーマに沿った取り組みを進め、得られた成果を拡充します。	<ul style="list-style-type: none"> ●たばこ：令和3年4月1日に施行された「豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例（愛称：スマイルクリーン条例）」の周知啓発及び、禁煙指導を実施しました。 ●減塩：自然と減塩につながる環境づくりをすすめるため、減塩協力店を募集し、普及啓発に取り組みました。 ●血圧：日常的に血圧を測定する機会を持てるよう、血圧計を薬局や図書館、減塩協力店などに設置し、各種イベントにて啓発を実施しました。 ●身体活動：高齢者のみならず、若年層、働き世代・育児世代にも楽しみながら運動する、自身の健康に目を向けるきっかけとなるよう、イベントを実施するとともに、大阪府公式健康アプリ「アスマイル」で豊中市独自ウォーキングポイントを新規新設し、幅広い世代への健康増進に取り組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き主要テーマに減塩、たばこ、身体活動、血圧対策を掲げ、イベント実施などを通じて、普及啓発に努めます。 	
	健康無関心層へのアプローチ			
4	デジタルサイネージ（電子掲示板）など多様な媒体・機会を活用した効果的な健康情報の発信、生活習慣病予防・疾病予防などの普及啓発を行い、健康無関心層へのアプローチを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●デジタルサイネージを活用し、薬局において健康情報を発信しました。デジタルサイネージの設置薬局数を7か所から87か所まで拡大しました。 ●小学生親子を対象としたイベントを実施し、健康無関心層である働き世代・育児世代への健康への意識づけを行いました。 ●市内の図書館や飲食店などに血圧計を設置し、健康無関心層への日常生活における健康意識向上に取り組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●イベント実施などを通じて、健康情報に接する機会を持てるよう、健康無関心層への健康意識の普及啓発に努めます。 	

5	<p>保健事業と介護予防の一体的実施</p> <p>高齢者一人ひとりが年齢・性別、健康状態、興味・関心などに応じて参加できる通いの場等において、医療専門職の積極的な介入・関与や医療・介護のデータ活用などを通じて、保健医療の視点から、フレイル対策（口腔・運動・栄養を含む）を一体的に実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●医療・介護データから市内高齢者の健康状態について分析しました。 ●市内の通いの場において、歯科衛生士によるオーラルフレイルに関する健康教育、健康運動指導士による運動指導、体力測定を実施しました。 ●歯科健康診査において「要指導」となった方へ「歯や口の健康づくり教室」を案内し、歯科衛生士による口腔機能検査や個別保健指導等を実施しました。 ●とよなかパワーアップ体操を実施する自主グループの参加者に対して、医療専門職が質問票を用いて心身の健康状態等を把握し、状態に応じて必要な支援につなげる取り組みを実施しました。 ●後期高齢者健診受診時に記入する15項目の質問票においてフレイルに該当する場合、医師より「フレイル処方箋」を発行し、地域包括支援センターが適切な地域資源や介護サービス等につなぎ、栄養・食事に関して、地域包括支援センターの専門職のアセスメントの結果、必要な高齢者に対し、栄養個別訪問指導を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続きオーラルフレイル対策に取り組みます。 ●また、筋力アップのための運動指導や体力測定も継続します。 ●通いの場に参加している高齢者でオーラルフレイルに該当する方へ、「歯や口の健康づくり教室」を案内していきます。 ●コロナ禍による活動自粛のグループには実施できなかったが、令和3年度と比較すると実施数は増加しています。引き続き効果的な周知を行い事業提供できるようにする必要があります。 	
---	---	--	--	--

(2) 介護予防の推進【重点的な取り組み】				
地域の状況・特徴などを踏まえ、「とよなかパワーアップ体操」などを中心に、通いの場づくりや元気な高齢者が高齢者を支えるための仕組みづくりなどを通じて、身近な地域における住民主体の多様な介護予防活動を展開します。 また、住民主体の介護予防をより効果的・継続的に展開していくため、関係者間での自立支援に関する意識共有や具体的な取り組みの充実を図ります。				
No	取り組み事項及びその内容	令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
6	とよなかパワーアップ体操の自主グループの育成・支援 介護予防体操「とよなかパワーアップ体操」の普及啓発の実施と、体操の自主グループの立ち上げ支援を行うとともに、自主グループのモチベーション維持のため、専門職による体力測定や体操指導等の支援を行います。	●とよなかパワーアップ体操の普及啓発の実施と自主グループの立ち上げ支援を行いました。自主グループのモチベーション維持のため、専門職による体力測定や体操指導等を保健事業と介護予防の一体的事業として実施しました。とよなかパワーアップ体操については内容を充実するため、強度別筋力向上運動、認知症予防、口腔機能の向上の体操を追加して改訂しました。	●引き続き自主グループの普及啓発、立ち上げ支援に取組み、住民主体の介護予防を効果的・継続的に展開していく必要があります。 ●改訂した、とよなかパワーアップ体操を認知症予防、口腔機能の向上など、総合的な介護予防の推進を図る媒体として活用を推進します。	
7	介護予防センターの運営 市内6か所の介護予防センターにおいて、介護予防の普及啓発や高齢者の健康・生きがいづくりに関する事業を実施します。 また、事業参加者の地域での活躍を支援するとともに、子どもをはじめ地域住民との交流の機会づくりなどを展開し、地域に開かれた介護予防の拠点づくりを進めます。	●とよなか健康大学で健康や介護予防に関する講座内容の充実を図るとともに、健康大学卒業生に対して、地域等に活躍できるようサポートを行いました。また、コロナ禍で減少した利用者についても徐々に回復してきました。	●介護予防センターにおいて、従来のアプローチだけでなく専門職が関わって個別の課題を支援する仕組みを構築する必要があります。なお、介護予防をより推進していくため、貸室利用の一部見直しについて、運営団体と連携しながら取組みます。	
8	介護予防に関する普及啓発の実施 講演会や介護予防教室において、運動機能向上・低栄養予防・認知症予防等、介護予防に関する周知啓発や介護予防プログラムを実施します。	●認知症予防教室を市内3会場、認知症予防講演会を市内1会場で実施しました。 ●医療機関、薬局の協力を得て介護予防に関するリーフレットを配架し周知啓発しました。	●介護予防に関する普及啓発として、効果的に情報発信を実施する必要があります。また、介護予防に取組みたい人、予防教室に参加したい人を適時案内できる教室等の拡充が必要です。	
9	通いの場の拡充 高齢者一人ひとりが年齢・性別、健康状態、興味・関心などに応じて参加できる通いの場について、専門職や民間企業・団体など多様な主体と連携を図りつつ、地域づくりの視点で多様な通いの場を拡充し、介護予防につなげます。	●既存の市民団体の情報を活用し、介護予防の必要性について周知しました。	●引き続き、民間企業・団体等多様な主体と連携し、通いの場の拡充を図ります。薬局のデジタルサイネージを利用し、改訂版とよなかパワーアップ体操の案内を周知します。	
10	とよなか地域ささえ愛ポイント事業の推進 「とよなか地域ささえ愛ポイント事業」の推進を通じて、社会参加・地域貢献への動機付けを行い、生きがいや介護予防につなげます。 また、活動対象を、子育て支援活動などにも拡充し、高齢者が地域を支える仕組みを強化します。	●登録者が活動に参加することで、地域貢献に対する動機づけになるとともに、社会参加や介護予防につながりました。デジタルポイント導入について検討しました。	●引き続き、社会貢献活動に取り組んでいない高齢者の活動登録が増えるよう、活動内容の充実や拡大、周知・啓発の工夫を図っていきます。	
11	通所訪問型短期集中サービスの推進 通所訪問型短期集中サービスを実施し、低下した生活機能を改善するための支援を行い、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援します。 また、サービス終了後は、とよなかパワーアップ体操の自主グループなどの地域資源につなぐことで、生きがいづくりや社会参加を促進します。 さらに、「通所訪問型短期集中サービスを活用した自立支援型ケアマネジメント促進モデル事業」を少路圏域で実施し、得られた成果を全市展開するために課題の整理を行います。	●モデル事業の実績を踏まえ全地域で「通所訪問型短期集中サービスを活用した自立支援型ケアマネジメント促進事業」を開始。新規の要支援1・2、事業対象者にリハビリテーション専門職のアセスメント支援訪問を実施し、ケアマネジャーとともに短期集中サービスを中心に据えたケアプランを作成しました。さらに、介護予防手帳を用いたセルフモニタリングや、月一回の体力測定会を実施するとともに、介護予防ケアマネジメントBを制度化し、短期集中サービスを修了したあとも可能な限り自立した生活を継続できるよう支援しました。	●全地域における「通所訪問型短期集中サービスを活用した自立支援型ケアマネジメント促進事業」の効果検証を行い、令和7年度以降の短期集中サービスの実施箇所数や内容を検討する必要があります。修了後も継続的に自立した生活を意欲的に営む仕組みである介護予防手帳や体力測定会、介護予防ケアマネジメントBなどを活用して、高齢者の介護予防・自立支援を推進します。	

2) 社会参加の促進		令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
高齢者が生涯を通じて、地域社会とつながり、活躍できるよう、高齢者一人ひとりの生活機能レベルやニーズ等に応じた多様な切れ目のない社会参加を支援します。				
(1) 地域活動等への参加促進				
高齢者の社会参加が介護予防・自立支援につながるという視点を踏まえ、「支える人」と「支えられる人」といった画一的な考え方の転換をめざし、高齢者の地域での多様な生きがいづくりとともに、地域の担い手として活躍できるよう、ボランティア・社会貢献活動を支援します。				
No	取り組み事項及びその内容	令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
12	老人クラブへの支援 老人クラブの会員拡大や事業の活性化、高齢者による相互支援活動や地域福祉活動、世代間交流等の促進に向けて、各地域の老人クラブの主体的な活動を支援します。	●市老人クラブ連合会の事務局を担う市社会福祉協議会と単位老人クラブ・市老人クラブ連合会へ補助金を支出し、活動の支援を行うことで、老人クラブの活動の活性化が図られ、一定の介護予防にもつながりました。	●老人クラブの会員の増加を図るとともに、高齢者相互支援活動や地域福祉活動をさらに促進していくよう支援する必要があります。	
13	生涯スポーツの推進 体育館や温水プール等の施設において、年齢や体力、スポーツ経験、興味・目標に応じた、多様なスポーツ機会の提供を行い、健康の保持・増進に向けた取り組みを行います。 また、高齢者のスポーツに対する意識向上を図るとともに、スポーツ活動を通じて高齢者の交流が生まれるよう、各種教室や事業の普及促進に努めます。	スポーツ教室の定員をコロナ禍前に戻し、実施しました。 また、「とよなかチャレンジスポーツフェスタ」を開催し、ポッチャや囲碁ボードなど年齢、性別を問わず楽しめるニュースポーツ体験会を実施し、ニュースポーツの普及促進に取り組みしました。	引き続き、高齢者も参加できるスポーツ教室や事業を実施し、スポーツの普及促進に努め、社会参加につながる場の提供に取り組みします。	
14	生涯学習活動の推進 千里文化センター「コラボ」において、生涯学習活動や介護予防活動等、社会参加につながる事業を展開します。 また、南部地域の課題解決と魅力創造を行うために、「(仮称)南部コラボセンター」を開設します。 さらに、開設にあたり、就労支援、市民活動、介護予防、生涯学習活動の活動拠点機能や、市民、市民団体、民間事業者同士の交流拠点として展開することで、人や事業者との交流促進や連携するための場づくりを行います。	●令和5年2月に庄内コラボセンター「ショコラ」を開設しました。 ●さまざまな主体との協働により「落語会」や「コンサート」「市民学習講座」の開催、また昔懐かしい映画の上映を行う「コラボDEシネマ」の開催など、地域住民のフレイル予防、認知症予防などの介護予防と共に社会的孤立の解消をめざして事業展開をしました。	●庄内コラボセンター「ショコラ」を拠点に、市民相互及び世代間の交流に向けた事業を進めます。 ●これらの取り組みを、今後も多面的にすすめることで「支え合いの地域づくり」に向けた機縁となるよう、引き続き地域住民の交流の場と機会の創出に努めます。	
15	介護予防センターの運営【再掲】 市内6か所の介護予防センターにおいて、介護予防の普及啓発や高齢者の健康・生きがいづくりに関する事業を実施します。 また、事業参加者の地域での活躍を支援するとともに、子どもをはじめ地域住民との交流の機会づくりなどを展開し、地域に開かれた介護予防の拠点づくりを進めます。	【No.7再掲】	【No.7再掲】	【No.7再掲】
16	とよなか地域ささえ愛ポイント事業の推進【再掲】 「とよなか地域ささえ愛ポイント事業」の推進を通じて、社会参加・地域貢献への動機付けを行い、生きがいや介護予防につなげます。また、活動対象を、子育て支援活動などにも拡充し、高齢者が地域を支える仕組みを強化します。	【No.10再掲】	【No.10再掲】	【No.10再掲】
17	ボランティア活動や市民活動等への支援の充実 ボランティア活動や地域貢献活動などを支援するため、地域福祉活動支援センターやボランティアセンター、市民活動情報サロンでの情報発信や相談支援機能の充実を図るとともに、「とよなか夢基金(市民公益活動基金)」などによる運営支援に取り組みます。 また、「とよなか地域創生塾」の取り組みを通じて、一人ひとりの興味・関心を社会参加や社会貢献活動などの実践につなげる機会・仕組みの充実を図ります。	●市民活動情報サロンにて、ボランティア情報の発信やボランティアに関する相談対応、ボランティア入門講座を実施するとともに、とよなか夢基金を財源とした市民公益活動推進助成金により、市民公益活動団体が行う事業に対して助成決定を行いました。(初動支援コース15事業、自主事業コース4事業)。また、市民活動情報サロンについては、令和5年(2023年)2月に市民公益活動支援センターに機能移転し、引き続き情報発信や相談対応を行いました。 ●令和4年度「とよなか地域創生塾」 (1) 受講者 19名(定員20名) (2) 期間 令和4年7月2日(土)～令和5年2月11日(土) (3) カリキュラム オリエンテーション(1回)、個人企画(3回)、グループ企画(8回)、理論講座(2回) 計14回 (4) 成果 塾の通じてグループ企画4事業、個人企画7事業が提案され、順次実施しています。	●市民公益活動支援センターにおいて、これまでの情報発信や相談対応に加え、団体同士の繋がり作りを強化します。また、「とよなか夢基金(市民公益活動基金)」による活動支援についても、引き続き取り組みます。 ●令和5年度「とよなか地域創生塾」令和5年度以降は以下のとおり改正を予定しています。 (1)カリキュラムについて 講座回数14回を維持しつつ、うち4回を既存の市民公益活動支援センター等の講座を活用するなど柔軟化する。 (2)卒塾生のフォロー・支援について 市民公益活動支援センターを塾生・卒塾生の活動の場として活用し、他の市民活動支援事業と統合することで、卒塾生のフォローを円滑に行う。 (3)当該事業の所管について 上記(1)及び(2)をより効率的かつ効果的に実施するため、当該事業の所管を市民協働部に移管する。	

(2) 就労支援の充実				
高齢者の介護予防・自立支援、今後の介護人材の確保や社会の活力の維持につなげていくため、高齢者の多様な就労の促進に向けた支援に取り組みます。				
No	取り組み事項及びその内容	令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
18	高齢者の就労機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ●市内事業所を中心に企業を訪問し求人の開拓を行うとともに、シニア活用セミナーを開催（令和4年6月・11月）し、高齢者の雇用をめざす事業所の掘り起こしを行いました。また、これまでのネットワークを活用し、企業説明会や面接会を開催し、企業と求職者の出会いの場を創出しました。地域就労支援センターで受け付けた相談について、相談者の希望に合わせた形で社会参加のサポートを行いました。令和5年1月には、シニア世代を対象とした就業促進講座を開催し、社会参加への橋渡しを行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き企業と求職者とのマッチングを積極的に進めることで、高齢者の就労機会の創出を図っていきます。 また、高齢者の雇用に当たり、社内制度を見直す必要がある事業所には、働き方アドバイザーを派遣して支援していきます。 	
	地域就労支援事業や無料職業紹介事業、高齢者活用を検討している事業者への専門家派遣などにより、就労を希望する高齢者と高齢者を活用する事業所のマッチング等を推進します。 また、就労促進講座や企業を対象とした高齢者雇用を促進する取り組み等を通じて、高齢者の就労機会の創出を図り、高齢者が希望する就労や社会参加等への橋渡しを進めます。			
19	シルバー人材センターの事業の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●シルバー人材センター事業への補助や支援を通じて、高齢者の就労支援に取り組みました。特に、豊中しごとセンターでは、市の無料職業紹介機能とシルバー人材センターの支所を併設することで、就労を希望している高齢者を支援しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、シルバー人材センターと連携し、高齢者の就労を支援していきます。 	
	高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを進めるため、高齢者の希望に応じた臨時的・短期的な就業や軽易な業務への就業の機会確保に取り組むシルバー人材センターの事業を支援します。			

基本目標 2

一人ひとりの状況・状態に対応した支援の実現

1) 認知症施策の充実		令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
認知症が多くの人にとって身近なものとなっています。認知症により生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解・協力のもと、認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域の中で自分らしく日常生活を過ごしていけるような地域づくりが必要です。国の認知症施策推進大綱を踏まえ、「共生」と「予防」を両輪とした認知症の支援に取り組みます。				
(1) 認知症の理解促進と地域で見守り支える環境づくり【重点的な取り組み】				
認知症についての正しい理解が地域全体に広まるよう、認知症に関する正しい知識の普及・理解の促進を図るとともに、認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成及び活動支援の充実、認知症の人を地域で見守り支える環境づくりを進めます。				
No	取り組み事項及びその内容	令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
20	認知症サポーターの養成 図書館や公民館における認知症サポーター養成講座を継続して実施するとともに、認知症の人と地域で関わる機会が多いと想定される郵便局や民間事業者向けの認知症サポーター養成講座の開催を促進します。	●図書館と連携した認知症サポーター養成講座を定期的に開催しました。民間事業者向けには希望に応じてオンラインでも実施しています。	●感染症流行下であっても、図書館での認知症サポーター養成講座の申込み希望は一定数あることから、市民のニーズに応じて一定の開催数を確保する必要があります。民間事業者向けにはオンラインでも実施できることを周知し、開催を促進します。	
21	認知症キャラバン・メイトの活動支援の充実 認知症サポーター養成講座の講師を行うキャラバン・メイトを支援するため、豊中市キャラバン・メイト連絡会と連携のもと、メイト間の情報共有や交流促進、研修等を通じたスキルアップに向けた支援を行います。	●認知症キャラバン・メイト連絡会企画部会を定例で開催し、キャラバン・メイトが活躍できる環境づくりを検討しました。2月に市主催のキャラバンメイト養成講座を実施予定です。	●キャラバン・メイトがより活動しやすい環境づくり、スムーズな情報共有に向けて、キャラバン・メイトへの連絡手段を検討します。	
22	認知症カフェの立ち上げ支援と普及啓発 「認知症カフェ」を認知症の人及びその家族介護者等が気軽に集える場、認知症に関する正しい知識や情報を得られる場、認知症サポーターの活動の場として、新規に立ち上げを支援し、市全域への展開を推進します。また、「認知症カフェマップ」を作成し、「認知症医療・福祉連携おたすけマップ」と合わせて活用し、普及を図ります。	●認知症地域支援推進員を中心に、認知症カフェの立ち上げ支援および資源調査を行い、市内19箇所のカフェが確認できました。「認知症カフェマップ」の作成に向け、掲載内容の確認等のため、カフェの視察を予定しています。	●引き続き、認知症地域支援推進員を中心に、認知症カフェの立ち上げ支援を実施します。また、認知症カフェが認知症サポーターの活動の場として機能するよう体制を整えていきます。「認知症カフェマップ」は年度当初にホームページで公開し、その後紙媒体での配布を実施します。	
23	認知症サポーター等が活躍できる環境づくり 「チームオレンジ」の体制づくりを「認知症カフェ」の展開と合わせて一体的に進めます。また、虹ねっと連絡会認知症支援部会の参画団体等との連携を図り、「認知症カフェ」各所に専門職を派遣するとともに、「認知症サポーター」（ステップアップ研修を受講した認知症サポーター）が「認知症カフェ」を活動の場として活躍できるような仕組みをつくります。	●「チームオレンジ」の体制づくりに取り組むため、認知症地域支援推進員を中心に認知症カフェの立ち上げを支援するとともに、ステップアップ講座としてフォローアップ研修、ステップアップ研修を2段階で開催し、認知症カフェを活動の場として「オレンジャー」の名称で活躍する人材を育成しました。	●引き続き認知症カフェが認知症サポーターの活動の場となるよう、認知症サポーター養成講座受講者を対象にステップアップ講座を開催します。また、育成されたオレンジャーの活動を支援します。	
24	認知症の人本人からの発信の支援 「認知症カフェ」の取り組みを通じて、認知症の人本人が自身の希望や必要としていること等を本人同士、地域住民と語り合う場の普及を図ります。	●認知症カフェが、認知症の人本人や家族、地域住民、関係者が交流できる場として開催されています。	●カフェによっては、その成り立ちによって認知症の人本人の参加が少ない場合があります。すべての認知症カフェにおいて、認知症の人本人が参加しやすい場となるように、老人介護者（家族）の会等と協力しながら、工夫する必要があります。	
25	認知症に関する正しい知識の普及及び理解の促進 関係機関・団体等との連携による講演会・研修会、認知症啓発イベント「とよなかオレンジフェア」の開催等を通じて、認知症に関する正しい知識の普及及び理解を促進します。	●世界アルツハイマー月間である9月に、認知症啓発イベントとして「とよなかオレンジフェア」を文化芸術センターで開催し、認知症についての正しい知識の普及啓発を行いました。9月の1か月間、市公用車26台に啓発マグネットを貼付し情報発信しました。また、認知症サポーターの普及啓発としての駅頭啓発は、感染症流行の状況により10月に延期し千里中央駅周辺で実施しました。	●引き続き、世界アルツハイマー月間である9月に「とよなかオレンジフェア」を含む認知症啓発イベントを開催します。開催方法については、感染対策を講じつつ高齢者層が参加しやすい方法を検討する必要があります。	
26	地域での認知症の方の見守り体制の強化 地域での認知症の方の見守り体制を強化するために、認知症の方が徘徊した場合に早期の発見・安全確保を目的とした徘徊高齢者家族支援サービス（豊中市徘徊高齢者位置情報サービス・みまもりあいステッカー）及び認知症高齢者・障害者徘徊SOSメールの周知啓発、利用促進を図ります。	●「障害者に関する徘徊SOSメール」の配信件数は、令和4年4月から同年12月までで0件でした。 ●障害のある人が行方不明になった場合、あらかじめ登録している市民（協力員）にメールで徘徊情報を提供し、徘徊者を早期に発見できるようにしています。 ●徘徊する認知症高齢者の居場所を早期に発見するため、GPS機能付きの端末の貸与やみまもりあいステッカーを配布し、家族が安心して介護できるよう支援しました。また行方不明になった場合に、メール配信機能として、家族が警察に行方不明届を出した後、あらかじめ登録している市民や事業者が捜索協力を呼びかけるメール配信を実施しました。 ●徘徊により保護された方で、警察より市へ情報提供があった方については、個別に説明を行い利用促進を図りました。	●徘徊者の早期発見ができるよう地域ぐるみで連携して本事業の普及啓発を図ります。 ●本事業の利用促進を図るため、引き続き必要な家族介護者に事業の周知が必要です。	

(2) 認知症の予防・早期発見とスムーズに支援につなげる体制の充実【重点的な取り組み】

認知症については、早期の発見と対応が重要となるため、認知症ケアパス等の充実や普及・活用の促進をはじめ、認知症支援や認知症予防に関する知識・情報の周知・啓発を図ります。また、認知症初期集中支援チームをはじめとする支援機関の活動を通じて、早期発見からスムーズに支援につなげます。

No	取り組み事項及びその内容	令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
27	認知症ケアパスの普及及び活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●「認知症医療・福祉連携おたすけマップ」を改訂し、関係機関に一斉に配布しました。また、市民向けに周知しました。 ●ポータルサイト「医療・介護・地域資源情報ナビ」や啓発冊子「やさしい介護と予防」に掲載される医療機関に対して、認知症地域支援推進員を通じて改訂版おたすけマップや、認知症支援に関する事業・活動の内容等の情報発信を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「認知症医療・福祉連携おたすけマップ（認知症ケアパス）」を引き続き関係機関、市民向けに周知啓発媒体として配布します。認知症の早期発見や必要な支援にスムーズにつながるよう、配布先での普及・活用の促進を図ります。 	
	<p>認知症の早期発見や必要な支援にスムーズにつながるよう、「認知症医療・福祉連携おたすけマップ（認知症ケアパス）」の内容を充実させ、普及・活用の促進を図ります。</p> <p>また、ポータルサイト「医療・介護・地域資源情報ナビ」や啓発冊子「やさしい介護と予防」などを通じて、認知症に関する相談ができる医療機関・相談窓口をはじめ、認知症支援に関する事業・活動の内容等の情報発信の充実を図ります。</p>			
28	認知症予防に関する知識・情報の周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症予防教室（週1回、3か月）を市内2会場で、同じく（週1回、6か月）を市内1会場で実施しました。教室の効果検証とともに、次年度委託化に向けた検討、業者選考準備を実施しました。 ●認知症予防講演会を市内1会場で実施しました。3月に2回目開催予定です。 	<ul style="list-style-type: none"> ●教室の運営は直営実施で得られたノウハウをもとに、令和5年度からの委託実施を予定しています。 ●認知症予防講演会を市内2会場で継続して開催します。 	
	<p>認知症に対する正しい知識や予防の取り組みの啓発を行うため認知症予防教室を開催します。</p>			
29	認知症の初期段階における支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症初期集中支援チームに専従者を1人配置し体制を強化しました。 ●認知症初期集中支援チームと地域包括支援センター（認知症地域支援推進員）が初期段階における支援体制について、意見交換や情報共有をするため、推進員会議にチーム員が出席しました。年度内に地域包括支援センターと初期集中支援チームの意見交換会を包括の全体会を活用して実施予定です。 	<ul style="list-style-type: none"> ●初期集中支援チームと地域包括支援センターは互いに連携して認知症の初期段階における支援を行います。個別事例を積み重ねながら、嘱託医を含め各機関の役割分担を整理していく必要があります。 	
	<p>認知症初期集中支援チームと地域包括支援センターや医療機関・介護事業所等との連携により、初期段階における支援体制を強化します。</p>			
30	認知症支援に関する情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●市ホームページ「虹ねっと連絡会からのお知らせ」を通じて、認知症支援部会からの情報を発信しました。9月には「とよなかオレンジフェア」を開催しました。 ●若年性認知症の支援窓口のリーフレットを発行します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度に作成した若年性認知症の支援窓口リーフレットを市民及び支援者に配布し、市ホームページに掲載することにより、若年性認知症に関する情報を発信していきます。 	
	<p>認知症予防に関する知識や情報、認知症を疑うサイン、相談窓口、イベント情報や介護体験などの情報発信を虹ねっと連絡会認知症支援部会の参画団体と連携して行います。</p>			

(3) 認知症の人と介護者に対する支援の充実【重点的な取り組み】

認知症の人や介護者に対する支援については、当事者の視点を重視し、認知症の様態の変化に応じて、適時・適切に切れめなく医療や介護、福祉等のサービス・支援が提供される体制づくりに取り組めます。また、認知症の人の介護者の負担軽減に向けた取り組みや支援の充実を図ります。				
No	取り組み事項及びその内容	令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
31	相談支援に関する機関等の連携の強化			
	虹ねっと連絡会認知症支援部会の活動を通じて、認知症地域支援推進員による認知症の相談支援に関する機関・団体等の取り組みの情報共有、地域全体の認知症ケアの向上に向けた連携・協力体制の構築・強化などに取り組めます。	●認知症支援部会を3回開催し、支援活動の情報共有をします。7圏域に設置した嘱託医会議を実施し、嘱託医の地域との役割などの情報共有を行いました。	●認知症支援部会の活動を継続し、各機関・団体等が行う活動や事業について情報共有を行い、地域全体の認知症ケアの向上に向けた連携・協力体制の構築・強化などに取り組めます。 ●7圏域に配置している認知症地域支援推進員同士で会議等を通じて情報共有を行いながら、嘱託医との連携強化も図ります。	
32	専門職の認知症対応力の向上			
	介護や看護など在宅生活を支援する専門職、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局、病院の一般病棟における認知症対応力の向上に取り組めます。	●認知症支援部会において、認知症対応力向上のため、若年性認知症に関する専門職向け研修を2月にオンライン開催予定です。	●医介連携の取り組みのなかで三師会（医歯薬）等の協力を得ながら専門職の認知症対応力向上に取り組めます。	
33	認知症の人の家族への支援			
	認知症の人を介護する家族のニーズを踏まえ、介護者の精神的負担の軽減に向けた相互交流の促進や、介護技術の向上に向けた取り組みなどを推進します。	●認知症の方の介護に関する身体的・精神的な悩みや不安を家族介護者同士が共有する場として「認知症高齢者家族交流会」を提供するとともに、孤立しがちな介護者の精神的支援を継続的に行いました。 ●精神科医や薬剤師など専門職等を招いての「認知症高齢者家族教室」を開催し、知識や介護技術の向上に努めました。	●今後、認知症高齢者がますます増加する中、家族介護者の精神的負担の軽減に本事業が果たす役割は大きいと見られ、交流会・教室を気軽に立ち寄れる場所として、より多くの人に周知していく必要があります。	
34	認知症カフェの立ち上げ支援と普及啓発【再掲】			
	「認知症カフェ」を認知症の人及びその家族介護者等が気軽に集える場、認知症に関する正しい知識や情報を得られる場、認知症サポーターの活動の場として、新規に立ち上げを支援し、市全域への展開を推進します。また、「認知症カフェマップ」を作成し、「認知症医療・福祉連携おたすけマップ」と合わせて活用し、普及を図ります。	【No. 22再掲】	【No. 22再掲】	【No. 22再掲】
35	認知症支援に関する情報発信の充実【再掲】			
	認知症予防に関する知識や情報、認知症を疑うサイン、相談窓口、イベント情報や介護体験などの情報発信を虹ねっと連絡会認知症支援部会の参画団体と連携して行います。	【No. 30再掲】	【No. 30再掲】	【No. 30再掲】
36	認知症の人の社会参加の促進			
	公民館や図書館をはじめとする、高齢者の利用が多い施設等と連携した支援方策の充実を図り、認知症の方の社会参加を促進します。	●高川図書館の改修後に、図書館内で認知症カフェを設置し、定例で開催しました。	●千里および庄内コロガ等の公共施設で認知症カフェが開催できるよう取り組みます。	
37	若年性認知症の人への支援			
	若年性認知症の人を、就労や社会参加・居場所づくりなど様々な分野から総合的に支援するため、資源を充実するとともに、既存の資源についての周知を図ります。	●若年性認知症に関する情報発信、相談窓口案内リーフレットを庁内横断的に関係部局に協力を求め、作成しました。2月に若年性認知症に関する専門職向け研修会で紹介し、活用について周知します。	●若年性認知症の人の支援については、高齢だけでなく障害・福祉の部署との連携が不可欠です。既存の資源について、関係部署と協力しながら作成したリーフレットを活用し相談窓口の周知を行います。	

2) 関係機関・専門職の支援スキルの向上と多職種連携の強化		令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、医療と介護の多職種連携や支援スキルの向上、ケアマネジメント力の向上に取り組みます。				
(1) 在宅医療と介護の連携強化【重点的な取り組み】				
<p>医療と介護の両方のニーズを持つ高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療・介護連携支援センターにおいて、在宅医療と介護の一体的な提供体制の構築・強化などに取り組みます。</p> <p>また、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護保険事業者連絡会、訪問看護ステーション連絡会、地域包括支援センター、病院連絡協議会、豊中市（関係課、市立豊中病院）で構成する医療と介護、保健分野の連携ネットワークである「虹ねっと連絡会」の取り組みとの連携を強化しながら、在宅医療・介護連携のさらなる充実を図ります。</p>				
No	取り組み事項及びその内容	令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
38	在宅医療・介護連携支援センター事業の実施			
	在宅医療・介護連携の強化を図るため、「豊中市在宅医療・介護連携支援センター事業」を実施します。 また、実施にあたっては、医療・介護の関係者の代表から構成される「虹ねっと連絡会」や既存のネットワークとの連携のもと、地域に根差した在宅医療・介護連携を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「豊中市在宅医療・介護連携支援センター運営事業」では、「日常の療養支援時」に関わる医療・介護関係者のスキル向上をめざし、研修会を開催しました。令和4年度は、実施回数5回、延べ171人の参加がありました。 ●「病院・施設・在宅の切れ目のない連携体制」の構築等をめざし、それぞれの場で従事する多職種との意見交換会を行う予定であったがコロナ禍により開催できなかった。また、各施設で従事する看護職間の意見交換会「看・看護の会」は予定通り開催しました。実施回数1回、参加者数40人でした。 ●「虹ねっとcom」を活用したネットワークの連携強化に取り組みました。 ●11月に虹ねっと全体会を開催し、ACPをテーマにした基調講演と虹ねっと連絡会の活動紹介、虹ねっと連絡会各団体と副市長によるパネルディスカッションを実施し、市民及び関係機関向けに在宅医療と介護の連携推進について情報発信しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「豊中市在宅医療・介護連携支援センター運営事業」において、「日常の療養支援時」の研修会や意見交換会等を引き続き開催します。 ●「病院・施設・在宅の切れ目のない連携体制」の構築等めざした意見交換会も引き続き開催します。 ●ICTを活用した連携強化を進めていきます。 ●「豊中市在宅医療・介護連携支援センター事業」の成果報告を、虹ねっと全体会の場を活用して行うことで、多くの市内の医療・介護従事者に対して事業の普及啓発を図ります。 	
39	在宅医療・介護連携による認知症支援の推進			
	「虹ねっと連絡会」に設置されている「認知症支援部会」と連携して、市民向け啓発や医療・介護従事者向けの研修会等を行うことにより、在宅医療・介護連携においても認知症支援を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症支援部会において、9月「とよなかオレンジフェア」の中で市民向け講演会を開催しました。また、医療・介護従事者向けの研修会を2月にオンラインで開催予定です。 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後、後期高齢者が増えていくため、医介連携の取り組みのなかでも認知症支援を推進していく必要があります。 	
40	アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及啓発			
	人生の最終段階における過ごし方や看取りの意思決定ができるように、地域包括支援センターと協力して市民向け出前講座等を開催するなど、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及啓発に取り組みます。 また、医療・介護従事者向けの研修会、課題抽出のための意見交換会を実施し、人生の最終段階における過ごし方や看取りの意思決定支援に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「豊中市在宅医療・介護連携支援センター運営事業」では、「看取りの時」の医療・介護者のスキル向上をめざし、豊中市全域を3地区に分けてそれぞれの地区で研修会を企画しました。令和4年度は、実施回数5回、延べ190人の参加がありました。 ●地域包括支援センターが開催する地域教室において、ACPに関する出前講座を実施しました。令和4年度は、開催回数5か所、延べ56人の参加がありました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「豊中市在宅医療・介護連携支援センター運営事業」において、「看取りの時」に携わる医療・介護者のスキル向上を目的の研修会開催や地域の基盤づくりを進めていきます。 ●市民に対する啓発活動として、引き続き出前講座を実施します。 	
41	医療・介護資源に関する情報発信の充実			
	医療機関の情報や介護サービス事業者等の基本情報や空き状況などを検索できるポータルサイト「医療・介護・地域資源情報ナビ」や啓発冊子「やさしい介護と予防」により、医療・介護資源の把握と情報発信を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●「医療・介護・地域資源情報ナビ」については、豊中市のホームページ上に公開し、「やさしい介護と予防」については公共施設等に配布し、介護保険サービス等に関する広報活動を進めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き医療・介護・地域資源情報をホームページや冊子などでの広報活動に努めます。 	

(2) ケアマネジメントの質の向上				
高齢者一人ひとりが自立支援・重度化防止、在宅生活継続に有効な支援やサービスなどを個々の状態に応じて利用できるよう、ケアマネジャーをはじめとする専門職のアセスメント力の向上や、地域ケア個別会議などを活用した多職種連携などを通じて、ケアマネジメントの質の向上に取り組みます。				
No	取り組み事項及びその内容	令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
42	自立支援型ケアマネジメント力の向上	●地域ケア個別会議については、「豊中市版（従来型）」に加えて、圏域の特色に合わせて地域包括支援センターや介護支援専門員が専門職による助言等の支援を受けることができる「圏域版」の2つの方法で開催しました。令和4年度より自立支援型ケアマネジメントを促進するため全市域で新規要支援1・2、事業対象者へのリハビリテーション専門職のアセスメント支援訪問を開始したことから、今後の地域ケア個別会議の担う役割、あり方について検討しました。	●自立支援型ケアマネジメントについては、地域ケア個別会議に参加することでその考え方を身につけるだけでなく、介護支援専門員等の支援者が日常業務のなかで実践していく必要があります。リハビリ職がケアマネジャーの初回アセスメント訪問に同行しケアマネジャーのアセスメント支援を行う仕組みについて効果を検証するとともに、地域ケア個別会議の開催について整理し、効果的、効率的な方法で自立支援型ケアマネジメントを推進します。	
	地域ケア個別会議や研修会の実施により、自立支援・重度化防止の考え方の普及やケアマネジメント力を強化します。また、地域包括支援センターや介護支援専門員が専門職による助言等の支援を受けることができる仕組みを構築します。			
43	短期集中サービスを活用した自立支援型ケアマネジメントの促進	●モデル事業の実績を踏まえ全市域で「通所訪問型短期集中サービスを活用した自立支援型ケアマネジメント促進事業」を開始。短期集中サービスを4会場に拡大し、修了後も継続的に自立した生活を意欲的に営む仕組みである介護予防手帳や体力測定会、介護予防ケアマネジメントBなどを活用して、高齢者の介護予防・自立支援を促進しました。	●全市域における「通所訪問型短期集中サービスを活用した自立支援型ケアマネジメント促進事業」の効果検証を行い、令和7年度以降の短期集中サービスの実施箇所数や内容を検討する必要があります。修了後も継続的に自立した生活を意欲的に営む仕組みである介護予防手帳や体力測定会、介護予防ケアマネジメントBなどを活用して、高齢者の介護予防・自立支援を推進します。	
	「通所訪問型短期集中サービスを活用した自立支援型ケアマネジメント促進モデル事業」を少路圏域で実施し、得られた成果を全市展開するために、課題の整理を行います。			
44	インフォーマルサービスの提供方策の検討	●ポータルサイト「医療・介護・地域資源情報ナビ」に市域における地域資源情報を掲載し、市民やケアマネジャー等に対して情報の提供を行いました。	●今後も「医療・介護地域資源情報ナビ」を通じて地域資源情報の発信をしていきます。	
	利用者ニーズを踏まえた介護保険サービスと民間サービスも含めた地域資源の提供のあり方について検討します。			
45	ケアプランの点検・初心者研修の実施	●各事業所が作成したケアプランを大阪府介護支援専門員協会が点検することで、実例に基づいた気づきの機会を事業所に提供できた。また、同協会から報告された地域レビューにより豊中市域におけるケアプラン作成の傾向を把握することができ、それをもとにした振り返り研修（ウェビナー）を2月16日に実施予定。	●これまでに培ってきた経験や事業者のニーズに基づき、提出いただくケアプランのテーマ選定を行うとともに、ケアマネジャーのレベル底上げを目的とした研修を実施するための事務整理及び情報収集を段階的に実施する。アンケートから得た結果を反映させて、テーマを2段階で設定するなどの工夫を行う。	
	ケアプラン点検及び実例を踏まえた研修を実施するとともに、豊中市介護保険事業者連絡会・地域包括支援センターと連携して介護支援専門員初心者研修を実施し、ケアマネジャーの経験、ケアプランの内容に沿ったきめ細やかなケアマネジメント支援を行います。			

3) 住生活環境の充実		令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるものであり、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となることから、高齢者の生活のニーズにあった住まいの確保を図ります。また、住み慣れた地域で、安心して、安全に暮らし続けられるよう、住生活環境の充実に取り組みます。				
(1) 自立生活が継続できる住まいの支援				
住宅施策と福祉施策の連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で、安心、安全、自立した生活を送るための基盤となる住まいに関する情報提供を進めます。また、サービス付き高齢者向け住宅などの活用や市営住宅の住環境の改善、重層的な住宅セーフティネットの構築などを通じて、高齢者の安定した居住の確保に努めます。				
No	取り組み事項及びその内容	令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
46	サービス付き高齢者住宅の適正推進			
	サービス付き高齢者住宅等の家賃やサービス内容などの様々な情報を市民に提供します。また、本市内において、サービス付き高齢者住宅等が整備され、介護保険サービスが提供される場合は、ケアプランやサービス内容について、必要に応じて事業者に対する指導・助言を行い、サービス提供の適正化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス付き高齢者向け住宅について、資料を窓口配架し、市民からの問合せ等に対応しました。 ●サービス付き高齢者向け住宅の登録申請には、住宅提供サービスと介護保険事業者提供サービスの区別を明確にするよう指摘している。また、登録済の住宅情報は市ホームページの専用コンテンツ上に住宅毎の重要事項説明書等（年一回内容を更新）を掲載しています。宅毎の重要事項説明書等（年一回内容を更新）を掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、サービス付き高齢者向け住宅について、資料を窓口配架し、市民からの問合せ等に対応します。 ●引き続き取り組みを進める。 	
47	市営住宅等の充実			
	市営住宅等の効率的な管理・運営に取り組むとともに、入居者募集の際には、60歳以上の方には当選する確率を2倍に優遇します。また、空き家改修時において手すりの設置や段差解消を行うなど、高齢者の居住の安定の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●5月、9月、1月に入居者募集を実施し、60歳以上の世帯の当選確率を2倍に優遇しました。 ●また、手すりが未設置であった住戸については、空き家改修時に手すりを設置しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、空家となった住宅について入居者募集を実施し、60歳以上の世帯の当選確率を2倍に優遇します。 ●また、空き家改修時において手すりの設置や段差解消を行う等バリアフリー化に努めます。 	
48	シルバーハウジングの供給			
	高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう配慮したシルバーハウジング（高齢者世話付住宅）の供給を継続するとともに、居住する高齢者に対し、生活指導・相談、安否確認、一時的な家事支援等を行う生活援助員を派遣します。	<ul style="list-style-type: none"> ●空家となったシルバーハウジングの入居者募集を実施しました。 ●シルバーハウジングの居住者に対して、継続的な安否確認や生活相談に応じることで、高齢者の閉じこもりや孤独死（孤立死）の防止に努めました。 ●生活援助員派遣事業について利用者アンケートを行い、ニーズの把握を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●空家となったシルバーハウジングの入居者募集を実施します。併せて、これまでの実績や社会情勢等を鑑み、今後のシルバーハウジングの在り方や方向性について検討します。 ●居住者の高齢化や生活課題の多様化により、個々に応じた支援をはじめ関係機関との連携によるサポートが必要です。 ●安否確認の手法や団らん室の活用などについて検討を行い、公募型プロポーザルにより令和6年度以降の受託事業者を決定します。 	
49	住宅確保要配慮者への居住支援の推進			
	「豊中市居住支援協議会」相談窓口において、低所得者や高齢者などの住宅確保要配慮者の入居支援を行うとともに、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録を促進し、庁内関係課、不動産業者、福祉事業者、居住支援法人等と連携し、民間賃貸住宅等の円滑な入居に向けた啓発活動などに取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●居住支援協議会の事務局を担う豊中市住宅協会に相談窓口を常設し、相談者と物件のマッチングを行い、相談者の円滑な入居を支援しました。 ●令和5年2月に、豊中市居住支援協議会と豊中市障害者相談支援センターとの意見交換会（各機関における取組み、居住支援の現状や相談事例の共有等）の開催を予定しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●常設の相談窓口による相談を継続するとともに、関係機関との連携強化を図るために、必要に応じて庁内関係各課、不動産事業者、福祉事業者、居住支援法人等による意見交換会の開催や相談・対応事例の共有を行います。 	
50	三世帯同居・近居支援の推進			
	市外在住の子育て世帯と、市内に居住する親世帯の同居・近居を支援する「三世帯同居・近居支援制度」により、世代間で助け合いながら安心して暮らせる環境づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●市外在住の子育て世帯が市内在住の親世帯と同居・近居するための住宅の取得費用や、同居するための住宅リフォーム費用への補助として、最大25万円の補助金を交付しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉や子育て支援等の施策のより一層の充実、既存住宅の流通等の推進も視野に入れ、事業効果の検証と見直しについて検討します。 	

(2) 生活環境の充実

No	取り組み事項及びその内容	令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域の状況に応じた移動支援や買物支援、公共施設等のバリアフリー化や道路環境の整備などに取り組みます。			
51	<p>地域特性に応じた移動・買い物支援等の確保</p> <p>公共交通網の維持に向け、デマンド型乗合タクシー等の取り組みを行うとともに、地域特性を踏まえ、介護サービス、交通事業者、福祉有償運送などと調和を図りつつ、日常生活を支える生活交通の確保を進めます。また、高齢者の心身機能の変容や地域特性等を踏まえ、介護や交通等の様々なデータを活用し、高齢者を取り巻く移動や買い物困難等をはじめとした日常生活環境の分析を行い、必要なサービス・制度の検討を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●西部地域乗合タクシーについて意見交換会を実施し、令和4年10月に運行改善を行いました。 ●南部地域乗合タクシーについて、令和5年2月に運行改善を行い、乗り方教室を開催（※令和5年3月予定）します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●アンケート調査や意見交換会を実施し、ダイヤや運行ルートの見直しを検討します。 	
52	<p>運転免許証の返納促進</p> <p>大阪府・警察機関と連携を図りながら、交通事故防止に向けて、判断・認知に疑いがある高齢者の自主的な運転免許の返納を促進します。また、運転免許返納後の移動手段の確保など、地域での生活を支える施策の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●大阪府が実施している「高齢者運転免許自主返納サポート制度」の案内及び運転免許返納後の移動手段の確保などを行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「高齢者運転免許自主返納サポート制度」について、周知の場を増やしていく必要があります。また、運転免許返納後の移動手段の確保などの地域での生活を支える施策の充実を図ります。 	
53	<p>バリアフリー化の推進</p> <p>だれもが安全で便利に移動できるようにハード・ソフト一体となった市全域のバリアフリー化を推進するとともに、歩道等において、安全で快適な歩行空間を形成します。また、市のバリアフリー化全般について市民の意見を聞き、また交通など他の事業者の事業について状況把握と協議を行うため、「豊中市バリアフリー推進協議会」を運営します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●だれもが安全で便利に移動できるようにハード・ソフト一体となった市全域のバリアフリー化を推進するとともに、歩道等において、安全で快適な歩行空間を形成します。 ●また、市のバリアフリー化全般について市民の意見を聞き、また交通など他の事業者の事業について状況把握と協議を行うため、「豊中市バリアフリー推進協議会」を運営します。 ●官民間問わず、各施設のバリアフリー状況を調査し、情報発信を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ●だれもが安全で便利に移動できるようにハード・ソフト一体となった市全域のバリアフリー化を推進するとともに、歩道等において、安全で快適な歩行空間を形成します。 ●また、市のバリアフリー化全般について市民の意見を聞き、また交通など他の事業者の事業について状況把握と協議を行うため、「豊中市バリアフリー推進協議会」を運営します。 ●官民間問わず、各施設のバリアフリー状況を調査し、情報発信を行います。 	
54	<p>外出支援サービスの推進</p> <p>在宅の高齢者をリフト付き車両で居宅から医療機関等に送迎し、外出支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅の高齢者をリフト付き車両で居宅から医療機関や公的機関に送迎を行うことにより、要介護高齢者の在宅生活を支援することが出来ました。 ●市ホームページや広報誌、介護と予防の冊子等で制度利用に結びつけるための普及啓発に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き様々な広報媒体を活用し制度の普及啓発に努めます。 ●利用状況を把握し、より利用しやすい制度の提供をめざします。 	

基本目標3 安心して暮らし続けるための生活基盤づくり

1) 生活支援体制の充実	令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
<p>日常生活での不安・困りごとなどに対応する多様なサービス・支援などが提供されるよう、地域での支え合い・助け合いの機能の強化とともに、生活支援に関するサービス・制度の充実を図ります。</p> <p>また、近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害時や感染症発生時に備えた支援体制の充実を図ります。</p>			

(1) 地域での支え合い・助け合い機能の強化【重点的な取り組み】

地域での支え合い、助け合い機能の強化に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体ささえあい活動をはじめ、地域課題の解決に向けた取り組み、既存の地域活動・福祉活動などの充実を図ります。

また、本市におけるライフセーフティネットの拡充とともに、既存の活動・取り組みなどを踏まえて、生活支援コーディネーターや地域ささえあい推進協議体の活動などを通じて、生活支援体制づくりに取り組みます。

なお、本項における生活支援体制づくりの取り組みを「豊中市生活支援体制整備事業実施計画」とします。

No	取り組み事項及びその内容	令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
55	<p>生活支援体制整備事業の推進</p> <p>生活支援コーディネーターを中心に、地域住民をはじめ多様な事業主体と連携を図り、住民主体ささえあい活動の充実（下記参照）などを通じて、地域における支え合いの体制づくりを推進します。</p> <p>また、第1層（市全体）及び第2層（日常生活圏域）等に設置した地域ささえあい推進協議体において、地域における支え合いの体制づくりに関する課題抽出や情報共有、各主体との連携強化に取り組みます。</p> <p>※事業の方向性及び具体的な内容等については、以降の「豊中市生活支援体制整備事業実施計画」を参照ください。</p> <p>住民主体ささえあい活動の充実</p> <p>介護予防・生活支援サービス事業の住民主体ささえあい活動として、福祉便利屋事業（訪問型）及びぐんぐん元気塾（通所型）の全小学校区での実施をめざします。</p> <p>また、既に実施している校区においては、多様なサービスを充実するとともに、地域拠点としての機能を強化し、地域のささえあいに取り組みます。</p>	<p>●生活支援コーディネーターを圏域ごとに1名配置し、高齢者の生活支援体制整備を推進していくための資源開発やネットワーク構築、協議体（第1層・第2層）の開催等を行いました。また、コロナ禍での取り組みとして、食会会にかわりテイクアウト方式でのキッチンカーの活用や、会場が集まって体機ができないかわりに、自宅から会場まで歩くぐんぐんウォークなどの工夫をしています。</p> <p>●令和4年度生活支援コーディネーター活動計画の策定を行いました。</p>	<p>●生活支援コーディネーターによる生活支援体制づくりに向けは、引き続き、関係者間で取り組みの目的、方向性、具体的な進め方などの共有を図り、より効果的・効率的な取り組みの展開を進めます。</p>	
56	<p>交流・支え合いの場づくり推進事業の実施</p> <p>「交流・支え合いの場づくり推進事業」を実施し、住民や地域で活動する団体・機関など多様な主体が、分野や世代を超えて集い・交流することで、地域でともに支え合う環境づくりに取り組みます。</p>	<p>●「交流・支え合いの場づくり推進事業」を実施し、住民や地域で活動する団体・機関など多様な主体が、分野や世代を超えて集い・交流することで、地域でともに支え合う環境づくりに取り組みました。</p> <p>（委託事業）</p> <p>●庄内拠点及び北緑丘拠点において、それぞれ平日2日、土か日を月1回以上の頻度でイベントを実施。</p>	<p>●モデル事業として実施していた「交流・支え合いの場づくり推進事業」は令和4年度（2022年度）で終了します。</p> <p>この間、地域活動団体との連携が図られました。</p>	
57	<p>地域共生センターの開設</p> <p>地域共生センターを開設（令和3年（2021年）4月）し、地域団体に活動の場を提供することで地域福祉活動の充実を支援し、地域の交流やつながりづくりを進めます。</p>	<p>●昨年度供用開始しました西館につきましては地域の福祉活動団体等に活動場所を提供し地域交流やまちの活性化につなげ地域共生推進に寄与しています。</p> <p>東館につきましては、建設工事に着工し、令和6年2月までの工期を予定しています。</p>	<p>●東館の供用開始に向け、関係各課・団体との連携調整を行います。</p>	
58	<p>高齢者見守りネットワークの充実</p> <p>ひとり暮らし高齢者などを地域全体で支える体制づくりに向け、「安心生活創造事業」「安否確認ホットライン」「安心キット配布事業」などの事業を実施します。</p> <p>また、小地域福祉ネットワーク活動によるグループ援助活動や民生委員によるひとり暮らし高齢者などへの個別訪問活動、地域の民間事業者のネットワークによる見守り活動などと連携を図り、重層的な見守り体制の整備・強化をめざします。</p>	<p>●「安心生活創造事業」では75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象にアンケートを配布し、対象者の現状把握に取り組みました。また、「安否確認ホットライン」の実施により高齢者を地域全体で見守る体制づくりに取り組みました。</p> <p>●小地域福祉ネットワーク活動によるグループ援助活動や電話や手紙を活用した民生委員によるひとり暮らし高齢者などへの個別見守り活動、地域の民間事業者のネットワークによる見守り活動などと連携を図り、重層的な見守り体制の整備・強化をめざします。</p> <p>●「ひとり暮らし高齢者登録」をした人が自宅で安心安全に生活できるよう、民生委員を通じ、安心キットを配布しました。緊急時の対応を円滑にし、平常時における地域での見守り体制の構築にもつながりました。</p>	<p>●引き続き、ひとり暮らし高齢者などを地域全体で支える体制づくりに向け、「安心生活創造事業」「安否確認ホットライン」などの事業を実施します。</p> <p>●また、地域の民間事業者のネットワークによる見守り活動などと連携を図り、重層的な見守り体制の整備・強化をめざします。</p> <p>●安心安全な暮らしを支えるために、民生委員を通じてより多くの方に「ひとり暮らし高齢者登録」を周知し、安心キットを配布します。</p>	
59	<p>社会福祉法人への地域貢献活動の促進</p> <p>良好な運営が確保され、積極的な情報公開並びに地域貢献活動を行っている社会福祉法人を「豊中市地域貢献活動推進社会福祉法人」として登録・公表し、社会福祉法人の信頼性と透明性を高めるとともに、社会福祉法人の強みを生かした地域貢献活動を促進します。</p>	<p>●社会福祉法人に対し制度の周知を行うとともに、登録証の交付及び市ホームページで公表しました。</p>	<p>●引き続き、社会福祉法人が、地域における公益的な取組みその他地域福祉の向上に資する取組みを進めていくため、指導監査等の機会を通じて制度を周知していきます。</p>	

(2) 生活支援に関するサービス・制度の充実

住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、支援が必要な高齢者の自立生活や健康を支えるとともに、安否確認や見守りを兼ねた高齢者福祉サービスや介護予防・生活支援サービス事業などの充実を図ります。				
No	取り組み事項及びその内容	令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
60	自立した在宅生活の支援			
	高齢者が自立した在宅生活を継続できるよう、介護サービスとは別に、生活や外出支援等の高齢者福祉サービス事業を実施します。あわせて、必要な方がサービスを受けることができるよう事業周知を行うとともに、社会情勢の変化等、必要に応じて事業の見直し方について検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が安心して在宅生活ができるよう「緊急通報システム」「高齢者福祉電話」「紙おむつ給付」等の高齢者福祉サービス事業を実施しました。 ●令和5年3月よりひとり暮らし高齢者を対象に「ICT見守りサービス」を導入し、在宅生活の支援を行います。 ●社会情勢の変化に応じて、令和4年度末で在宅給食サービスの終了、訪問理美容サービスの新規受付を終了します。 ●広報とよなかや民生委員、自治会長等を通して事業周知を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業周知を行うとともに、社会情勢の変化に応じて、新たなサービスや事業の在り方について検討を行っていきます。 	
61	基準緩和サービスと従前相当サービスの実施			
	介護予防・生活支援サービス事業として、指定事業所による基準緩和サービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）と従前相当サービス（訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス）を実施します。また、介護予防・生活支援サービスの趣旨や内容などについて、広く周知・啓発を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防・生活支援サービス事業として、指定事業所による基準緩和サービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）と従前相当サービス（訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス）を実施しました。 ●また、介護予防・生活支援サービスを含む介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨や内容について、「やさしい介護と予防」、「事業者ガイドブック」を発行し、普及啓発を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、介護予防・生活支援サービス事業として、指定事業所による基準緩和サービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）と従前相当サービス（訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス）を実施します。 ●また、介護予防・生活支援サービスの趣旨や内容などについて、広く周知・啓発を進めます。 	
62	住民主体ささえあい活動の充実【再掲】			
	介護予防・生活支援サービス事業の住民主体ささえあい活動として、福祉便利屋事業（訪問型）及びぐんぐん元気塾（通所型）の全小学校区での実施をめざします。また、既に実施している校区においては、多様なサービスを充実するとともに、地域拠点としての機能を強化し、地域のささえあいに取り組みます。	【No. 55再掲】	【No. 55再掲】	【No. 55再掲】

(3) 災害時や感染症発生時に備えた支援体制の充実

No	取り組み事項及びその内容	令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
63	<p>防災・福祉ささえあいづくり推進事業の展開</p> <p>「防災・福祉ささえあいづくり推進事業」を推進するとともに、民生委員・児童委員と校区福祉委員会などの地域ボランティアが平常時から活用するために、避難行動要支援者へ行う意思確認への回答率の向上を図ります。また、地域と連携して図上・実地訓練等を実施し、地域における避難支援体制の構築を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者名簿システムの保守管理を行いました。また、避難支援等関係者に対し、年2回避難行動要支援者名簿の差し替えを行うと共に、図上・実地訓練等の支援を行いました。 ●「避難行動要支援者名簿」について、関係課とともに名簿作成を行いました。未回答者数の増加が課題となっていたため、過去に未回答の対象者にも改めて避難行動要支援者名簿申請書兼同意書を送付し、回答の促進を図りました。 ●「ひとり暮らしの高齢者などへの福祉サービス」リーフレット、広報とよなかに当該事業を掲載し、事業の普及啓発に努めました。個人情報の外部提供に関する意思確認については、新規対象者2,687人、未回答者2,308人の意思確認を行いました。（合計4,995人） 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者名簿システム改修を行い、実務に則した機能強化を図ります。引き続き、図上・実地訓練等を支援し、災害時における有効な避難支援体制の構築を図ります。 ●「避難行動要支援者名簿」について、関係課とともに名簿作成を行います。回答率が低い現状にあるので関係各所に本事業の周知をし、災害時に自力避難が困難な避難行動要支援者に対し行う個人情報の外部提供に関する意思確認の回答促進を図ります。 ●危機管理課と連携し、年2回の避難行動要支援者名簿の差し替えを行う。 ●引き続き様々な媒体を利用し、防災・福祉ささえあいづくり事業の普及啓発を行うとともに、個人情報の外部提供の推進に努めます。 	
64	<p>避難所における良好な生活環境の整備</p> <p>食料品や生活物資の備蓄などをはじめとした避難所の良好な生活環境の整備を進めます。また、「介護等サービス提供事業者との協定」等を踏まえ、地域の福祉団体、サービス提供事業者、関係機関と連携して、介護保険サービスや福祉サービスが避難所において継続的に提供される体制の構築に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●大阪府の備蓄方針を踏まえ、市の備蓄計画に基づき必要な備蓄物資の整備しました。また、備蓄物資の必要数量・必要品目の拡充により、さらなる備蓄スペースの確保が必要になったことから、教育委員会との調整を図りました。 ●災害時個別避難計画推進部会において、要支援者の避難計画を策定するにあたって、福祉避難所について必要数、あり方等の議論を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、市の備蓄計画に基づき必要な備蓄物資を整備します。また、備蓄倉庫については、小学校の余裕教室等を活用できるよう、教育委員会と連携し、新たな防災備蓄倉庫の確保に努めます。 ●発災時の避難所への避難について、現状では多くの市内事業所がボランティアで車等での移送を行うことが予想されることから、災害時協定を締結した連絡会と移送についての協議を行い、必要な支援量の確保に努めます。 	
65	<p>避難行動要支援者個別支援プラン策定の推進</p> <p>災害時に避難行動要支援者一人ひとりに応じた避難支援策を確立するため、「避難行動要支援者個別支援プラン」の策定を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域共生課と連携し、モデル事業に取り組みました。 ●地域団体や福祉専門職向けに、「防災」や「個別避難計画」等についての研修を実施した。 ●モデル事業を実施し、計画作成までの手順や流れの検証を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、地域共生課と連携し、計画書作成までの手順や流れの検証及び避難支援協力者確保のしくみを検討します。 ●計画作成のためのマニュアル（手順や手法）づくりを行うなど、全市展開を進めるための準備を行う。 	
66	<p>(仮称)福祉避難所に関する基本方針の策定</p> <p>「(仮称)福祉避難所に関する基本方針」を策定するとともに、災害時の福祉避難所の確保や運営、移送手段等の確保を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉施設等アンケート調査の実施結果を踏まえ、福祉避難所確保に向けた検討を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●豊中市福祉避難所基本方針に基づく取組みを行います。 	
67	<p>介護保険事業所等との連携による災害・感染症対策の体制整備</p> <p>介護保険事業所等と連携し、防災や感染症対策等についての周知啓発、研修、訓練等を実施するとともに、介護保険事業所等における災害・感染症発生時に必要な物資の備蓄・調達状況等や具体的計画などの確認を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症対策として、感染予防に加えて、感染時や感染拡大への対応を学ぶことを目的として、感染管理認定看護師による研修会を実施し、必要な情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう公民連携による要配慮者への支援に関する取組みを段階的に進める。感染症対策については、適切な対応を実施すべく、感染状況やその環境を踏まえ、事業所等と連携した必要な取組みを行う。 	
68	<p>防災訓練等への支援と意識啓発</p> <p>自主防災組織等の地域団体と連携して、ハザードマップや避難所運営マニュアル等を基に地域で行う防災訓練等を支援します。また、出前講座やよなな防災アドバイザー制度を活用し、引き続き市民や関係機関・団体等を対象とした災害時の情報収集や避難行動等に関する普及啓発を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●校区単位自主防災活動に関して、新規・継続団体に支援を行いました。また、野田中央公園の防災機能を活用し、自主防災組織等と防災訓練を行いました。 ●令和3年11月に全戸配布した豊中市デジタルハザードマップの点訳版・音訳版を作成し、必要な方に配布しました。 ●その他、出前講座、防災市民講座、防災アドバイザー派遣などを実施し、市民への防災啓発に積極的に取り組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、災害時における被害を最小限にするため、防災に関する講座や広報などの啓発事業を通じて、市民の防災意識を向上させ、活動を活発にし、地域での連携力や結束力を高めることができるよう、積極的に支援を行います。 	
69	<p>介護保険事業における災害時対応マニュアル作成等の促進</p> <p>災害時に社会福祉施設等避難行動等が迅速に行えるよう、施設等に災害対応マニュアルの作成を促進します。また、水害・土砂災害が想定される区域内の要配慮者利用施設に避難確保計画の作成と避難訓練の実施等を促進します。さらに、介護保険施設等の集団指導や実地指導時に非常災害の具体的計画を策定するよう指導・助言を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地震や風水害などの自然災害に対する備えについては、厚生労働省や国土交通省からの通知等に基づき、災害時対応マニュアル、業務継続計画(BCP)、避難確保計画などの整備促進のため、周知啓発を継続的に実施した。避難確保計画については、大阪府と共同して整備促進を行っており、対象事業所での100%整備に向けて積極的な対応を行った。 ●介護保険サービス事業者等に対し、集団指導を行いました。 ●運営指導時には災害対応マニュアルを適切に策定するよう指導・助言を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●第一段階としての各種マニュアルの整備は進んでいるが、第二段階としての職員の習熟度向上やマニュアルのブラッシュアップは進んでいないと推測されるため、現場レベルでの災害対応力向上に向けた取組みが必要である。関連機関との連携のもと、マニュアル等を活用した訓練の必要性も周知していく。 ●引き続き、要配慮者への介護保険施設等における安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底のため、集団指導や運営指導を通じて非常災害の具体的計画を策定するよう指導・助言を行います。 	
70	<p>救急タグの普及啓発</p> <p>急病などの緊急時に、現病歴、アレルギーの有無、服薬状況、緊急連絡先等を専用カードに書き込み、救急隊や医師にすみやかに本人の情報を提供する「救急タグ」の普及啓発を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●広報は救命講習時に受講者へ実施しているほか、市施設、市内救急指定病院、薬局などに救急タグパンフレットを配架しました。また救急タグ配布数は538個（12月末）、7,034個（累計）、配付しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●課題は登録内容の更新の広報と更新方法になります。更新の広報・方法について引き続き検討していきます。また現在総務省消防庁でマイナンバーカードを活用した病歴・服薬などを取得する実証実験が行われており、こちらの動向も注視していきます。 	

2) 相談及び支援基盤の構築・強化	令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
高齢者やその家族などが抱える多様な課題・不安に対応できるよう、地域包括支援センターの総合相談窓口をはじめとする多様な相談窓口・相談機能等の充実を図るとともに、権利擁護・虐待防止に向けた取り組みを推進します。			

(1) 地域における総合相談機能の強化

<p>地域包括ケアシステムを推進するための中核となる地域包括支援センターの総合相談窓口等の機能のさらなる強化とともに、令和3年4月から実施される「重層的支援体制整備事業*」を推進し、身近な地域の多様な相談窓口等の相談支援体制の充実を図ります。また、それらの相談窓口・相談機能の有機的な連携を図り、地域における総合相談機能の強化に取り組みます。 ※既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築する事業のこと</p>			
No	取り組み事項及びその内容	令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性
71	<p>地域包括支援センター職員の相談支援スキル等の向上</p> <p>地域包括支援センターの総合相談窓口の機能強化に向けて、職員の相談支援スキルや要援護者を適切かつ継続的な支援につなぐコーディネート力などの向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センター職員向けの全体研修会を実施しました。 <研修内容> ●次年度から本格稼働するフレイル処方箋についての説明をコロナ健康支援課職員が実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、地域包括支援センター向けの研修会を実施し、職員の資質向上に取り組みます。
72	<p>地域包括支援センターの組織力の強化とサービスの質の向上</p> <p>地域包括支援センター連絡協議会の活動を通じて、地域包括支援センター間の連携・情報共有や各職種の専門性の向上等に取り組み、地域包括支援センターの組織力の強化を図ります。 また、業務内容の改善・サービスの質の向上につなげるため、自己評価・外部評価を実施するとともに、結果を市民に公表します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センター連絡協議会として、管理者会議を2カ月に1回実施し、地域包括支援センター間の情報共有と連携の向上を図りました。また、市管理職と地域包括支援センターの管理者の意見交換会を実施し、現場の意見課題を吸い上げました。 ●地域包括支援センターの業務内容の改善やサービスの質の向上につなげるため、新たに定性的評価を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、地域包括支援センター連絡協議会を通じて、組織力向上の取り組みを推進します。また、圏域を越えた職種ごとの意見交換会等、専門性の向上にも取り組みます。
73	<p>地域包括支援センターの周知と情報提供</p> <p>市広報誌やホームページなどの多様な媒体、地域団体の会合や通いの場などを活用し、地域住民や地域団体などを対象に、地域包括支援センターの周知とその役割や取り組みについての情報提供を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターの周知チラシを刷新しました。 ●市広報誌やホームページなどの多様な媒体、地域団体の会合や通いの場などを活用し、地域住民や地域団体などを対象に、地域包括支援センターの周知とその役割や取り組みについての情報提供を行いました。 ●介護予防センターが実施する健康大学において、地域包括支援センターの機能について講義をしました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続きあらゆる機会や媒体を活用して周知活動を行います。
74	<p>地域における相談支援体制の強化</p> <p>「福祉なんでも相談窓口」や民生委員・児童委員など身近な相談窓口の周知啓発を行い、気軽に相談できる環境づくりを進めます。 また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や各種専門支援機関との連携強化を図ることで、課題や不安を抱える人のSOSや周囲の気づきを漏れなく必要な支援につなげる体制づくりに取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「福祉なんでも相談窓口」や民生委員・児童委員など身近な相談窓口の周知啓発を行い、気軽に相談できる環境づくりを進めました。 ●また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や各種専門支援機関との連携強化を図ることで、課題や不安を抱える人のSOSや周囲の気づきを漏れなく必要な支援につなげる体制づくりに取り組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍では対面による相談対応が難しくデジタル技術の活用など新たな相談手法も検討していく必要がある。
75	<p>苦情調整委員会窓口におけるサービスの質の確保</p> <p>「健康福祉サービス苦情調整委員会（愛称「話して安心、困りごと相談」）」による健康福祉サービス全般についての苦情調整を行い、介護保険サービス等に関する苦情・相談体制の充実を図ります。 また、窓口の周知・啓発を進め、市民が相談しやすい環境づくりや質の確保に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年12月時点で、健康福祉サービス苦情受付件数は5件、うち委員面談2件、申立1件であった。その他、苦情調整委員会の対象外であるが、問い合わせがあった場合には関係部署へ繋ぎ、適切な相談窓口を案内するよう努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、適切な周知啓発を進めます。
76	<p>くらし再建パーソナルサポートセンターでの支援</p> <p>「くらし再建パーソナルサポートセンター」において、関係機関との連携や地域の社会資源の活用し、高齢者の就労や家計などに関する相談支援に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の就労その他のニーズに対して、庁内外の関係機関と連携しながら、就職やその他福祉サービス等につなげる支援を行いました。また、シルバー人材センターとの連携により、高齢者の就労機会を提供しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、総合相談窓口としての「くらし再建パーソナルサポートセンター」を活用し、関係機関との連携やこれまでに開拓した地域の社会資源の活用をしながら、高齢者が置かれている状況やニーズに対応した就労その他の必要な支援につなげていきます。
77	<p>地域共生社会の実現にむけた包括的な支援体制の構築</p> <p>地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制整備事業を推進し、子ども、高齢、障害、ひきこもりなど年齢や状態像に限定されない包括的な支援の仕組みを構築します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●“誰一人取り残さない包括的な支援”の実現に向け、各分野間の連携を一層強化し包括的な支援体制を構築するための追加的取組みとして「多機関協働推進事業」を実施した 	<ul style="list-style-type: none"> ●“誰一人取り残さない包括的な支援”の実現に向け、コーディネート機能を追加し、分野を超えた相談支援体制を強化します。

(2) 権利擁護・虐待防止の推進

認知症の人や精神障害のある人等、判断能力が低下した人をはじめ、すべての人の権利・尊厳が守られ、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、権利擁護や虐待防止に関する取り組みを推進します。				
No	取り組み事項及びその内容	令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
78	成年後見制度の普及啓発と利用促進			
	成年後見利用促進計画に基づき、成年後見サポートセンターを中心として制度の普及啓発や利用促進、相談窓口の周知啓発や相談支援機能の強化、報酬助成をはじめとする後見人等支援の充実、市民後見人養成などに取り組むとともに、相談支援機関や専門職団体等による成年後見制度利用支援の地域連携ネットワーク構築に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見サポートセンターを中心として制度の普及啓発や利用促進、相談窓口の周知啓発や相談支援機能の強化、後見人等支援の充実、市民後見人養成などに取り組みました。また、相談支援機関や専門職団体等による成年後見制度利用支援の地域連携ネットワークの強化に向けた協議会を開催しました。 ●成年後見制度の利用促進に向けて、成年後見利用促進部会で報酬助成制度の対象拡大について周知しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度を適切に利用していただけるよう、今後も成年後見サポートセンターを中心に制度の普及啓発・利用促進に努めます。また、制度利用開始後も必要な支援を行えるよう、協議会にて検討を進めるとともに、成年後見サポートセンターの相談支援・後見人等支援のさらなる機能強化に努めます。 ●引き続き、成年後見制度が必要な高齢者への支援を実施し、必要に応じて市長村長申立を行います。 	
79	消費者被害の未然防止			
	消費者被害に関する啓発活動を行うとともに、消費者安全確保地域協議会（地域包括ケアシステム推進総合会議・地域福祉ネットワーク会議）の場において、関係者と情報共有・啓発を進め、地域での見守り活動を行う市民活動団体等と連携を深めます。また、高齢者への直接支援を行う窓口へ頒発するトラブル事例等の情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームページやくらしの安心メールなどの媒体によって情報発信を行うとともに出前講座を通じて啓発を行いました。また、消費者安全確保地域協議会（地域包括ケアシステム推進総合会議・地域福祉ネットワーク会議）において地域の見守り活動を行う市民活動団体へ情報提供を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、セミナーなどを通じて啓発活動を実施します。また今後も、消費者安全確保地域協議会（地域包括ケアシステム推進総合会議・地域福祉ネットワーク会議）での情報提供を行い、高齢者が被害に遭わないよう、未然防止に努めます。 	
80	特殊詐欺被害の未然防止			
	特殊詐欺被害の未然防止に向けて、市民への啓発や注意喚起を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●大阪府警察と連携し、くらしかん及び公民館（中央・庄内・螢池・千里）において最新の特殊詐欺の手法などを紹介する特殊詐欺セミナーを開催するとともに、簡易型自動録音機を参加者に配布しました。また、市内で特殊詐欺被害が多発した場合、市公式LINEやFacebookなどSNSを活用し、注意喚起を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●本市は大阪府下において、特殊詐欺被害件数が多いため、今後も警察との情報共有及び連携を強化し、セミナーの開催や啓発活動を行います。 	
81	地域の高齢者虐待の防止・早期発見			
	地域包括支援センターを中心に、高齢者虐待の防止、早期発見のための周知啓発などに取り組みます。また、地域福祉ネットワーク会議（高齢部会）と地域包括ケアシステム推進総合会議（高齢部会）などを開催し、地域の様々な関係機関と連携を図ることで、虐待の早期発見と迅速な相談支援などに取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括ケアシステム推進総合会議（高齢部会）を通じ、虐待の実態について周知を行い、今ある課題に対して各関係機関と情報共有を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、高齢部会を通じて、虐待の実情に係る周知を行い、各関係機関と情報共有を図りながら、地域包括支援センターと連携し虐待の早期発見に努めます。 	
82	事業者等への虐待防止に向けた支援			
	介護保険事業者連絡会等との連携により高齢者虐待防止に向けた基本的知識や考え方の周知を図り、介護サービスの質の確保を図ります。また、必要に応じて、虐待防止に向けた実地指導・立入検査などを実施し、再発防止に向けた助言・指導等を行います。さらに、高齢者施設における虐待防止に向けた取り組みを推進するとともに、虐待に関する通報等があった場合は適切な調査を実施し、再発防止に向けて助言・指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険事業者連絡会で養護者虐待や養介護施設従事者等による虐待をテーマに研修を実施しました。 ●介護保険サービス事業者等に対して、集団指導を行いました。 ●毎年度「豊中市介護保険事業者等指導実施方針」において「高齢者の虐待防止」「身体的拘束の原則禁止」等を最重点指導事項として位置付け、運営指導を行いました。 ●虐待が疑われる事実があった場合には施設、事業所の運営状況等の指導を施設事業所指導担当課（福祉指導監査課）と虐待担当課（長寿安心課）と連携して行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険事業者連絡会と連携しながら、高齢者虐待防止や身体拘束等の原則禁止に関する基本的知識や考え方を周知し、事業者が提供するサービスの質の確保を図ります。 ●引き続き介護保険サービス事業者等に対する集団指導を実施していきます。 ●質の高いケアの提供ができるように事業所育成に力を入れ支援します。質の高いケアを提供するため、高齢者虐待防止、身体拘束の原則禁止等を最重点項目とし、施設、居宅サービス計画、事故（ヒヤリハット）・苦情報告体制の確保を図ります。 ●施設事業所指導担当課（福祉指導監査課）と虐待担当課（長寿安心課）が必要に応じて連携を図り、虐待防止に向けて合同での運営指導、立入検査を行います。 	
83	虐待を受けた高齢者の緊急避難先の確保			
	高齢者施設との連携を図り、虐待を受けた高齢者の避難先の安定的な確保に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の安全確保を優先し、本人に合った避難先を提供しました。また、市内の養護老人ホームと定期的に意見交換会を実施し施設生活での支援方針について共有しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●日常から施設と意見交換し、緊急時に高齢者がスムーズに避難出来る体制作りに努めます。 	

(3) 家族介護者への支援の充実

家族介護者が地域で孤立することなく、安心して暮らしていけるよう、介護に関する相談支援体制の拡充や労働環境の整備を図るとともに、家族介護者の身体的・経済的・心理的な負担の軽減に向けた取り組みを推進します。			
No	取り組み事項及びその内容	令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性
84	介護者の相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●介護者からの相談は増加傾向にあります。 ●介護者の抱える悩みや希望を聞き取り、関係機関等と連携を図りながら、相談者一人ひとりに応じた対応を行っています。 ●職員の研修を行い、スキルアップに取り組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護者の多様な相談に対応できるよう、関係機関と連携を取るとともに、職員のスキルアップに向けた取組みを引き続き実施する必要があります。
	関係機関との連携により、介護者の相談支援体制の充実を図るとともに、相談者一人ひとりに応じた適切な対応に向けた職員のスキルアップに取り組みます。		
85	介護者への負担軽減に向けた各種事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●満30歳以上の家族介護を担う人に、市民健康診査として取扱い医療機関の訪問（往診）により受診ができる機会を提供していますが、利用実績はありませんでした。介護家族が健康に関する相談がある場合には専門職が電話等で健康相談に応じています。介護サービス事業者など関係機関とは必要に応じて情報提供・助言等、支援を実施しています。 ●介護者の負担軽減を図るため、紙おむつの給付や家族介護慰労金の支給などを行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護家族の健康管理は重要な課題であるため継続して取り組んでいきます。 ●引き続き、介護者の負担軽減につながる事業を実施していきます。
	介護者を対象とした各種事業（要援護高齢者短期入所事業、介護用品支給、介護家族慰労金、介護家族訪問健康診査・健康相談）の実施を通じて、介護者の負担の軽減を図ります。		
86	介護者相互の交流等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度は新型コロナウイルスの影響で、宿泊を伴う家族介護者交流事業は実施しませんでした。認知症高齢者家族交流会で介護者相互の交流を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、老人介護者（家族）の会等への活動支援を継続するとともに、本事業の普及啓発を図ります。
	日々介護を行っている介護者を対象に、心身のリフレッシュと介護者相互の交流を図るため、社会福祉協議会による家族介護者交流事業を実施するなど、老人介護者（家族）の会等への活動支援を継続するとともに、本事業の普及啓発を図ります。		
87	認知症の人の家族への支援【再掲】	【No. 33再掲】	【No. 33再掲】
	認知症の人を介護する家族のニーズを踏まえ、介護者の精神的負担の軽減に向けた相互交流の促進や、介護技術の向上に向けた取り組みなどを推進します。		
88	地域での認知症の方の見守り体制の強化【再掲】	【No. 26再掲】	【No. 26再掲】
	地域での認知症の方の見守り体制を強化するために、認知症の方が徘徊した場合に早期の発見・安全確保を目的にした徘徊高齢者家族支援サービス（徘徊高齢者位置情報サービス・みまもりあいステッカー）及び認知症高齢者・障害者徘徊SOSメールの周知啓発、利用促進を図ります。		
89	介護離職防止に向けた事業所への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●育児と介護のダブルケアをする際の支援についての記事を掲載した勤労者ニュースを市HPで公開するなど、事業所向けに多様な働き方が実現できるよう啓発しました。介護と両立しやすい働き方を選択できるよう、時間や場所に拘束されない働き方であるフリーランスの支援を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、多様な働き方についての啓発を進めていくとともに、具体的に社内の制度を見直そうという事業所に対しては働き方アドバイザーを派遣して支援していきます。
	介護や子育て、病気の治療などにより柔軟な働き方が求められる労働者が、就労先で勤務が継続できるよう、市内事業所に対する啓発や支援を実施します。		

基本目標 4
介護保険制度の持続可能性の確保と
2040年に向けた基盤づくり

1) 介護保険制度の効果的・効率的な運営		令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
多様な介護人材の確保とともに、介護分野において、必要なサービスがより効率的に提供されるように業務改善を促進します。また、介護給付の適正化や介護サービスの質の向上を図ることで、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備に取り組みます。				
(1) 介護人材の育成・確保と介護現場の革新【重点的な取り組み】				
多様な人材の参入・活躍の促進による介護人材のすそ野の拡大を図るとともに、新規介護人材の確保と定着支援の双方の視点に立った取り組みを促進します。また、介護職の魅力発信や、介護現場における業務改善やデジタル技術の利活用支援等を図ることで、介護現場の革新に取り組みます。				
No	取り組み事項及びその内容	令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
90	生活支援サービス従事者の養成	●生活支援サービス従事者研修を実施し、地域での高齢者の支え手を養成した。研修修了者に介護保険事業者による仕事説明会を開催しました。	●地域での高齢者の日常生活の支え手を増やすため、引き続き研修を実施します。研修修了者に業務内容の説明等、仕事説明会を行います。参加者増につながるよう効果的な広報・周知に努めます。	
	生活支援サービス従事者研修を実施し、軽度の支援を必要とする高齢者を対象とする買い物や掃除・調理などの日常生活をサポートする「生活支援サービス従事者」の育成を通じて、人材のすそ野の拡大を図ります。また、当該研修の修了者と事業者とのマッチングを行う「お仕事説明会」を開催し、介護人材確保を進めます。			
91	(仮称) 介護フェスの実施	●「いきてゆくフェス2022」を豊中市介護保険事業者連絡会と共催で実施しました。(10/30開催)※一部オンライン開催あり。	●コロナ等の社会状況を踏まえながら、さらなる高齢者の社会参加及び介護の魅力発信に資するイベントを展開します。また、検討にあたっては、参加ターゲットに応じた最適な広報媒体を活用するとともに、行政のみならず、介護事業者や学校・学生、民間企業などと連携して取り組みます。	
	高齢者の社会参加、多世代の参加や交流の促進、介護の仕事を広く市民に周知し、介護の魅力伝えることを目的に「(仮称) 介護フェス」を実施します。			
92	介護人材のスキルアップ等に関する制度の周知	●取り組み目的に資する、国、府等の行政機関の既存制度の周知・啓発を行うとともに、虹ねっと連絡会や職能団体などの主催研修の周知を行いました。●また、豊中市介護保険事業者連絡会に対して、タブレットの貸与を行うことで、新型コロナウイルス感染状況にあっても、活動継続が行えるよう支援を行いました。事業者のテクノロジー導入の普及が順調に浸透しています。	●次年度以降も様々な情報を周知・啓発を行います。また、事業者のテクノロジーの浸透状況を踏まえて、タブレット貸与事業などのあり方を検討します。	
	介護人材のスキルアップや負担軽減に資する国・府等の既存制度の周知広報を行います。(研修や介護福祉士実務者研修等の資格取得支援、介護従事者の負担軽減を図るためのデジタル技術導入支援等)			
93	国・府との連携による介護現場の革新に向けた取り組みの推進	●行政への提出書類における押印廃止や提出書類の削減など事務手続きの簡素化を段階的に実施し、令和4年度からは介護保険に係る基本的な書類から押印を廃止した。また、新型コロナウイルス感染症対応をきっかけとして、打合わせや研修ではWEBを取り入れるなど新しい手法の活用による対応の多様化を図った。物価対策事業として実施する給付金については、事務の簡素化として豊中市電子申込システムを活用したデジタル申込みの手法を採用した。●国が示している介護保険施設等運営指導マニュアルに合わせて運営指導の手法を見直し、運営指導の効率化を行いました。	●デジタル申請やWEB会議などデジタル技術の有効活用による利便性向上と手法の多様化を推進するため、各種補助金のエントリーや研修の申込みなどに電子申込システムを導入、事業者側の距離的・時間的な利点と、行政側の感染予防対策を兼ねてWEB会議による対応を継続して行う。●事業所の負担軽減に資するよう、現状の取り組みに加えてさらなる運営指導の効率化を図ります。	
	文書量の削減及びデジタル技術等の活用による手続きの簡素化等により、介護現場の革新に向けた対策について国の動向を踏まえ、大阪府と連携して取り組みを進めます。			
94	求職者と介護事業所とのマッチングの推進	●市内事業所を中心に企業を訪問し、求人の開拓を行いました。また、これまでのネットワークを活用し、企業説明会や面接会を開催し企業と求職者の出会いの場を創出しました。	●引き続き市内事業所を中心に訪問し、企業の状況に合わせた求人の開拓を行います。また、これまでのネットワークを活用し、合同面接会を開催する等企業と求職者の出会いの場を創出していきます。	
	無料職業紹介事業による個別支援や面接会などを通じて、求職者と介護事業所のマッチングに取り組みます。			
95	外国人介護人材への生活サポート	●介護施設で働く外国人(EPA介護福祉士候補者)向けに日本語指導者による日本語指導を実施しました。	●引き続き、介護施設で働く外国人(EPA介護福祉士候補者)向けに日本語指導者による日本語指導を実施。	
	市内で働く外国人介護職員の人材育成及び定着のため、とよなか国際交流センターにおいて多言語による生活相談の実施や、定着定住に向けた仲間づくりを支援するなど、市内で安心して生活し働くことができるよう、生活全般をサポートします。			

(2) 介護サービスの質の向上と介護保険制度の適正な運営

No	取り組み事項及びその内容	令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
96	<p>地域密着型サービス事業者への支援</p> <p>地域密着型サービス事業所による地域密着型サービス運営推進会議の設置・運営等を支援するとともに、内容の充実に向けた検討を進め、提供される地域密着型サービスの質の向上につなげます。</p>	<p>●地域密着型サービス運営推進会議については、事業所ごとに新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた対応（対面開催、書面開催、未開催）を行っており、その実施報告から事業所の運営状況や独自の活動などを把握した。新たに開設した地域密着型介護老人福祉施設を含む複合施設については、運営推進会議に参加するなど初年度の状況を把握し、適切なアドバイスを行うことで、利用者やその家族の満足度向上のための取組みを実施できた。その他一部であるが、対面での運営推進会議に関係者として参加し、コロナ禍での課題や工夫など事業所運営を直接確認した。</p>	<p>●基本的には、次年度もコロナ禍での対応は継続となるが、適切な感染症予防及び感染症対応、ワクチン接種などを経て、withコロナとしての事業運営が可能となるよう厚生労働省や大阪府からの情報を積極的に提供し、事業者の運営について十分な後方支援を実施する。</p>	
97	<p>介護保険事業者連絡会の活動支援</p> <p>豊中市介護保険事業者連絡会への活動支援を通じて、事業者間の連携を図るとともに、質の向上などにつながる研修などに取り組みます。</p>	<p>●豊中市介護保険事業者連絡会の活動支援を通じて、サービス種別ごとの研修を実施しました。医療介護連携や食支援についてなど、さまざまな種類の研修を実施することで事業所のサービスの質の向上につなげました。また今年度も市と共催で感染症対策研修を実施しました。</p>	<p>●引き続き介護保険事業者連絡会活動を支援するとともに、保険者が推進する「自立支援・重度化防止」をはじめとした各種施策の推進と団体活動がより連携した研修事業の実施に取り組みます。</p>	
98	<p>介護サービス相談員派遣事業の実施</p> <p>介護サービス相談員を派遣し、利用者からの相談に対応し、利用者と事業所との橋渡しを行い、事業所のサービスの質の向上につなげます。また、相談員の資質向上や事業の利用促進を図ります。</p>	<p>●新型コロナウイルス感染症流行のため、施設への立ち入りが難しくなったこと等があり、訪問を休止した月があった。訪問する際は施設にアンケートをとり、希望する事業所に訪問している。訪問が難しい施設については、相談員から施設（利用者）に電話を架け状況を確認したり、手紙での交流を行っている。研修を受け相談員1名新任。資質向上のための研修（現任者研修）に参加した（2名）。</p>	<p>●新型コロナウイルスの感染状況をみながら相談員の派遣を行っていく。委託先の社協と連携し相談員の増員を進めるとともに受け入れ先の施設増を図る。有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅についても派遣の検討を行う。</p>	
99	<p>事業者に対する指導・助言の実施</p> <p>介護保険サービス事業者及び有料老人ホームに対する指導・助言を強化し、利用者本位のサービス提供体制の確保を図ります。また、住宅施策と福祉施策の連携を図ることで、サービス付き高齢者向け住宅への指導・助言を実施します。</p>	<p>●国の制度改正を受けて、豊中市有料老人ホーム設置運営指導指針を改正、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に周知を行った。 また、事業者に対する苦情等についても、現状を把握したうえで、サービス向上のための指導・助言を実施した。 ●集団指導を実施し、適正なサービス提供体制の確保のための情報提供を行いました。 ●計画的に対象施設、事業所を選定し実地指導及び立入検査を行いました。 ●サービス付き高齢者向け住宅は、住宅課と合同で立入検査を行いました。 ●サービス付き高齢者向け住宅の立入検査について、令和元年度9件、令和3年度1件、令和4年度6件、住宅部局と福祉部局合同で実施しました。</p>	<p>●サービス付き高齢者向け住宅を含めた高齢者が利用する社会福祉施設の位置づけや役割の整理を行い、介護保険施設との連携を進める。また、介護保険サービスと介護保険外サービスの区別を明確にするための取組みを検討する。 ●引き続き介護保険サービス事業者等に対する集団指導を実施していきます。 ●事業所数が年々増加していく中でも、引き続き運営指導等の質の向上を図り利用者本位のサービス提供体制の確保を図ります。 ●有料老人ホーム、有料該当であるサービス付き高齢者向け住宅について立入検査を強化していきます。 ●新型コロナウイルス感染症拡大防止を念頭に置きながら、可能な限り継続的に運営指導・立入検査の件数を確保します。 ●引き続き、住宅部局と福祉部局の連携を図り、サービス付き高齢者向け住宅登録事業者に対する指導・助言を行います。</p>	
100	<p>介護保険制度等の普及啓発</p> <p>出前講座や地域の様々な相談活動などの場・機会、パンフレットなどの多様な媒体を活用し、介護保険制度や地域包括ケアシステム等の普及啓発を実施します。</p>	<p>●介護保険制度等について、「やさしい介護と予防」や「事業者ガイドブック」を発行し、公共施設に配布するとともに、出前講座を通じて介護保険制度や介護保険サービス等に関する広報活動を進めました。また、「やさしい介護と予防」に掲載している全医療機関に「やさしい介護と予防」の配布を行いました。</p>	<p>●引き続き、介護保険制度等について、「介護と予防」や「事業者ガイドブック」を発行し、公共施設などに配布するとともに、出前講座を通じて介護保険制度や介護保険サービス等に関する広報活動を進めます。</p>	
101	<p>介護給付適正化に向けた取り組みの推進</p> <p>介護給付適正化に向けた取り組みとして、大阪府介護給付適正化計画に基づき、以下の介護給付適正化事業（主要8事業）を実施します。【豊中市介護給付適正化計画】</p>	<p>●ケアプラン点検や点検結果を踏まえた研修の実施、国保連からの提供データを活用した縦覧点検等により事業所運営の確認・改善を行うことで介護給付適正化に向けた取組みを実施した。また、事業所からの質問と回答内容を整理してデータベース作成のためのデータ収集を行った。 <要介護認定の適正化> ●認定審査会前の各資料（基本調査、特記事項、主治医意見書）間の内容について不整合の確認をするとともに、認定調査票に特記事項（選択の根拠、介護に手間、頻度等）が適切に記載されているかを確認しました。 ●更新及び区分変更申請に係る要介護・要支援認定調査においては、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、可能な範囲で市職員による調査（検証）を行いました。 ●認定調査員に対する研修を実施しました。 ●住宅改修の適正化 ●事前申請後に承認されたかの確認を怠る事業者が散見されたことから、事前申請される住宅改修が、写真等だけでは確認できないなど疑義のある場合に、改修工事の事前または事後に、現地調査等により確認し適正化に取り組むことができました。 ●福祉用具の適正化 ●届出どおり適正に行われているか実地検査等を行うことで、不要な福祉用具の購入を抑制することができました。</p>	<p>●ケアプラン点検事業7年の経験と実績を踏まえ、ケアマネジャーとして活用できる実践的な内容にアップデートしていく。また、事業所からの質問と回答内容のデータベース作成準備を進めており、給付適正化知識の標準化に向けた情報発信を具体的に進める。 <要介護認定の適正化> ●引き続き、認定審査会前の各資料（基本調査、特記事項、主治医意見書）間の内容について不整合の確認をするとともに、認定調査票に特記事項（選択の根拠、介護に手間、頻度等）が適切に記載されているかを確認します。 ●引き続き、更新及び区分変更申請に係る要介護・要支援認定調査においては、定期的に市職員による調査（検証）を行います。 ●引き続き、認定調査員に対する研修を実施します。 ●住宅改修の適正化 ●事前申請後に承認されたかの確認を怠る事業者が散見されたことから、事前調査をこれまでよりも強化し、承認までに改修を実施していないか確認をする。 ●福祉用具の適正化 ●実地検査により適正な給付であることを確認すると同時に、福祉用具の選定経緯や使用感について本人や家族から十分に聞き取り、効果的なものであったかの検証を行っていく。</p>	

(3) 利用者支援の充実

No	取り組み事項及びその内容	令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
102	<p>介護保険制度・事業者等に関する情報提供の充実</p> <p>「やさしい介護と予防」、「事業者ガイドブック」などの介護保険制度・事業者に関するパンフレットや、市ホームページ内のポータルサイト「医療・介護・地域資源情報ナビ」などの様々な媒体を活用したきめ細やかな情報提供を行います。</p>	<p>●「やさしい介護と予防」や「事業者ガイドブック」を発行をしました。事業者ガイドブックについては掲載内容を見直し、必要な情報の精査を行いました。また、市ホームページ内のポータルサイト「豊中市医療・介護・地域資源情報ナビ」にて介護サービス事業者情報等の情報提供を行いました。</p>	<p>●引き続き、「やさしい介護と予防」、「事業者ガイドブック」などの介護保険制度・事業者に関するパンフレットの内容の精査を行い、介護保険制度や事業所情報をわかりやすく情報提供します。また、「医療・介護・地域資源情報ナビ」においても細やかな情報提供を行います。</p>	
103	<p>苦情調整委員会窓口におけるサービスの質の確保【再掲】</p> <p>「健康福祉サービス苦情調整委員会（愛称「話して安心、困りごと相談」）」による健康福祉サービス全般についての苦情調整を行い、介護保険サービス等に関する苦情・相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、窓口の周知・啓発を進め、市民が相談しやすい環境づくりや質の確保に努めます。</p>	<p>【No75再掲】</p>	<p>【No75再掲】</p>	<p>【No75再掲】</p>
104	<p>介護保険事業者連絡会の活動支援【再掲】</p> <p>豊中市介護保険事業者連絡会への活動支援を通じて、事業者間の連携を図るとともに、質の向上などにつながる研修などに取り組みます。</p>	<p>【No. 97再掲】</p>	<p>【No. 97再掲】</p>	<p>【No. 97再掲】</p>
105	<p>介護サービス相談員派遣事業の実施【再掲】</p> <p>介護サービス相談員を派遣し、利用者からの相談に対応し、利用者と事業所との橋渡しを行い、事業所のサービスの質の向上につなげます。</p> <p>また、相談員の資質向上や事業の利用促進を図ります。</p>	<p>【No. 98再掲】</p>	<p>【No. 98再掲】</p>	<p>【No. 98再掲】</p>
106	<p>低所得者への支援</p> <p>社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の活用や介護保険料の減免などを通じて低所得者への支援に取り組みます。</p>	<p>●市ホームページや広報誌、介護と予防の冊子等を通じて利用者および社会福祉法人に利用者負担軽減制度の周知を行い、利用促進を図りました。</p> <p>●やむを得ない事情による臨時の出費又は生活困窮により保険料の納付が特に困難である方（主たる生計維持者及び被保険者本人が住民税非課税かつ当該年中の世帯全員の収入見込が一定以下（世帯人数による）である方に限る）に対し、介護保険料の減免を行い、経済的負担の軽減を図りました。</p>	<p>●引き続き、様々な広報媒体を活用し軽減制度の周知を図ります。</p> <p>●保険料水準の上昇に伴う低所得者対策強化や増大する介護費用の公平負担といった観点からの対策が必要である。</p>	
107	<p>高齢で障害のある人へのサービスの充実</p> <p>高齢で障害のある人が適切なサービスが受けられるよう、介護保険制度等の普及啓発を図るとともに、高齢者と障害のある人がともに利用できる共生型サービスの指定などに取り組みます。</p>	<p>●今年度も共生型事業所の指定申請はなく、未だ指定には至っていない。今後も制度の周知啓発を続けていく。</p>	<p>●共生型サービスについては、制度周知が十分でない可能性があることから、多様な媒体を活用して周知啓発を行っていく。</p>	

(4) 介護サービスの整備

高齢者や介護者の状況に応じて介護サービスを提供できるよう、地域の特性に応じて介護サービスの提供基盤の整備に取り組みます。				
No	取り組み事項及びその内容	令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
108	地域密着型サービスの充実	●第8期計画に基づき、地域密着型介護老人福祉施設を含む複合施設の整備を実現するため、公募及び事業者選定を行った結果、新千里期北町地区での施設整備候補事業者が決定した。整備計画の実現に向けて、指定予定事業者と協議を開始した。	●地域密着型介護老人福祉施設を含む複合施設の整備については、未決定の1施設の候補決定に向けて、要件整理のうえ公募を行う。また、決定した候補事業者の施設整備については、スケジュールや運営に係る調整を密に行い、令和6年度の竣工、開設実現に向けた準備を進める。	
	高齢者や地域の状況を踏まえ、地域密着型サービスの整備と普及を図ります。また、地域密着型サービス運営検討部会において、サービス事業者の指定、指定基準及び介護報酬の設定、サービスの質の確保、運営評価に関する協議を行い、公正・中立で適正な運営を図ります。			
109	高齢者向け住宅等の設置状況を踏まえた介護サービス基盤の整備	●第8期計画で計画した特定施設入居者生活介護に関しては、公募により指定予定事業者2事業者が決定、整備予定の180床の整備に向けて、スケジュールや申請手続きの調整を行った。	●令和5年度中の指定に向けて、指定予定事業者と協議のうえで、計画的に指定事務を進めていく。	
	特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者住宅の設置状況等を把握し、今後必要になる介護サービス基盤の整備量等の見込みなどに取り組みます。 ※詳細については、第7章を参照ください。			

2) 2040年に備える取り組みの推進	令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
2040年に向けて、現役世代などの若年層がこれからの暮らしなどへの意識・関心を持ち、健康づくり・介護予防、地域活動や社会貢献活動等に取り組めるよう、予防的アプローチを展開します。 また、デジタル技術等の新しい技術を積極的に活用し、今後の暮らしの変化に即した分野横断的な取り組みを推進します。			

(1) 若年層からの予防的アプローチの展開

これから高齢期を迎えていく現役世代などの若年層を対象に、今後の暮らしについて一人ひとりの意識・関心を高め、行動の変容を支援する情報発信・提供や場・機会づくり、そして、社会環境づくりなどの予防的アプローチを展開し、2040年への備えに取り組みます。				
No	取り組み事項及びその内容	令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
110	若年層の行動変容に向けた取り組みの推進 若年層の利用が多い情報発信手段を積極的に活用するとともに、健康づくり、地域活動や社会貢献活動等への参加や行動変容につながる取り組みを行います。	●大阪府公式健康サポートアプリ「アスマイル」を用いて、若年層へけんしん受診勧奨や、毎日の血圧測定を意識づけ、身体活動（ウォーキング）等、健康づくりを推進する取り組みを実施しました。	●引き続き、周知にSNSを活用するなど、アスマイル参加者獲得に向けて積極的な周知を実施します。	
111	ボランティア活動や市民活動等への支援の充実【再掲】 ボランティア活動や地域貢献活動などを支援するため、地域福祉活動支援センターやボランティアセンター、市民活動情報サロンでの情報発信や相談支援機能の充実を図るとともに、「とよなか夢基金（市民公益活動基金）」などによる運営支援に取り組みます。 また、「とよなか地域創生塾」の取り組みを通じて、一人ひとりの興味・関心を社会参加や社会貢献活動などの実践につなげる機会・仕組みの充実を図ります。	【No. 17再掲】	【No. 17再掲】	【No. 18再掲】

(2) デジタル技術の利活用の推進・促進

急速に進展している先進的なデジタル技術等の新しい技術を積極的に利活用し、既存の手法にとられないサービス提供や、暮らしの変化に即した仕組み・活動の維持・拡充・創出をめざします。 また、デジタル技術等の利活用による様々なメリットを市民が享受できるよう、市民の情報リテラシーの向上やあらゆるデジタルデバインド（情報技術の利用の機会の格差）の是正・解消に取り組めます。				
No	取り組み事項及びその内容	令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
112	福祉なんでも相談窓口へのデジタル技術の利活用支援 新しい生活様式に対応した地域福祉活動を行うため、校区拠点である「福祉なんでも相談窓口」に通信環境とタブレットを整備し、今後の新たな交流の機会や相談などのつながりづくりを進めます。	●新設の相談窓口へ通信環境の整備を行った。新たな生活様式に対応するためタブレットを利用したオンライン相談を実施。	●引き続き、タブレットの活用を促進することで、交流・相談手法の多様化を図ります。	
113	介護保険事業者へのデジタル技術の利活用支援 豊中市介護保険事業者連絡会等と連携して、デジタル技術の利活用の促進に向けた取り組みを進めます。	●令和3年度に締結した(株)ウェルモと「デジタル技術を活用した介護の課題解決の取り組みに関する連携協定」を締結に基づき、下記事業を開始しました。 ・居宅モニタリング実証事業 ・介護DX研修(令和4年度4回、令和5年度4回実施予定)	●豊中市介護保険事業者連絡会等と連携して、連携協定に基づく具体的な取り組みを実施します。 ・居宅モニタリングシステムの実証事業の継続 ・介護事業所向けデジタル研修の実施	
114	市民のデジタル利活用の推進 新たなデジタル技術の活用支援や各種講座等を通じて、市民の情報リテラシーの向上とデジタルデバインドの是正・解消を図ります。	●地域ITリーダーによる無料相談会、講習会の実施。 市職員による無料スマホ相談会、委託事業者による無料スマホ講習会の実施。 公衆無線LAN、市民利用端末の整備。	●福祉なんでも相談窓口でのスマホ相談会開催。	

3) 地域デザイン機能の強化		令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
これからの保険者として、地域におけるサービスの提供体制の整備、多職種連携や地域づくりなどの地域の実情に応じた仕組みや取り組みをデザインする機能（地域デザイン機能）を強化します。				
(1) 地域デザイン機能の強化に向けた仕組み・体制の整備・充実				
分野横断的に必要な仕組みや取り組みをデザインできる体制の整備・充実に取り組むとともに、様々なデータの活用・分析によるエビデンスに基づく施策・事業等を推進し、PDCAサイクルにより、施策の充実を図ります。また、庁内だけでなく、多様な主体のアイデアと資源を集め、2040年にめざすべき姿の実現に向けて取り組みます。				
No	取り組み事項及びその内容	令和4年度主な実施状況・取り組みの評価	令和5年度以降の課題・方向性	備考
115	地域共生社会の実現にむけた包括的な支援体制の構築【再掲】 地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制整備事業を推進し、子ども、高齢、障害、ひきこもりなど年齢や状態像に限定されない包括的な支援の仕組みを構築します。	【No. 77再掲】	【No. 77再掲】	【No. 78再掲】
116	庁内連携の推進 分野横断的な課題等に対して、庁内での連携を図り、必要な仕組みや取り組みを検討します。	●高齢者分野における地域包括ケアシステムに関する全庁的な情報共有及び課題解決に向けた施策を推進するため、豊中市高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画推進会議を設置しました。	●令和5年度についても開催を予定しており、今後も定期的に開催し、地域包括ケアシステムの深化に向け、情報共有及び課題解決に向けて庁内で連携を図っていきます。	
117	エビデンスに基づく施策・事業の推進 日本老年学的評価研究（JAGES）プロジェクトや民間事業者等との共同による各種行政・オープンデータを活用した介護予防・生活支援データなど、様々なデータの活用・分析を積極的に進め、エビデンスに基づくPDCAサイクルの確立と推進をめざします。	●健康とくらしの調査、介護保険及び健康福祉に関するアンケート調査を令和4年度に実施しました。豊中市内高齢者の生活状況や介護保険サービスの利用状況、介護者の状況などを把握し、第9期計画策定の基礎資料とします。また、令和4年度の1月～3月には、介護や医療の換気期間・団体等を対象に、現状や抱える課題、また関係機関・団体等からみた地域や高齢者の状況を把握するため、アンケート調査及びヒアリング調査の実施を予定しています。	●第9期高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画策定に向け、調査結果を反映させるとともに、第8期計画の進捗管理にも活用します。	
118	多様な主体との連携による施策推進 市民、公益活動団体、民間事業者、大学、他自治体など、多様な主体による連携・協働・ネットワークの強化や、それぞれの強みやアイデアを活かした取り組みを推進し、地域包括ケアシステム・豊中モデルの実現に向けた課題の解決を図ります。	●いきてゆくフェス2022の開催 これまで、介護事業者連絡会と市で進めてきたスタイルから大学生、民間企業など多様な主体と企画運営を進める形に変更したことで、新たな広報紙体による情報発信やコンテンツのリニューアルを行いました。 ●令和3年度に締結した、(株)ウェルモと「デジタル技術を活用した介護の課題解決の取り組みに関する連携協定」に基づく事業を開始しました。	●いきてゆくフェス 引き続き、介護事業者や学校・学生、民間企業等と連携して取組めます。 ●協定の締結 地域包括ケアの充実のために、民間企業などと連携を深めながら、介護の質の向上などに繋げていきます。	

豊中市生活支援サービス部会について（概要）

令和5年1月31日（火）に令和4年度第2回豊中市生活支援サービス部会が開催されました。概要は以下のとおりです。

（1）令和4年度生活支援コーディネーター活動報告について

生活支援コーディネーターの今年度の活動報告を行った。

- ・介護予防・生活支援フォーラム（兼 第一層協議体）を実施。ZOOM 及び会場で実施。65名が参加。市内のさまざまな団体の取り組みについて実践者より報告。
- ・福祉お針箱は福祉便利屋の1メニューとして簡単な針仕事を受付、お針箱協力サポーターに有償で依頼。認知症サポーター啓発のマスコットづくりや道端の駅などの商品づくりにも協力。
- ・豊中めぐりで、いもほりイベント、凧揚げ大会、かかしフェスティバル等を開催。多世代交流を推進。
- ・オレンジカフェについて、老人介護者（家族）の会や地域包括支援センターと連携し、圏域ごとに認知症当事者の居場所づくりを推進。
- ・第三層である小学校区単位の活動として、地域にニーズに合わせて、移動コンビニや移動支援を展開。参加事業所の拡大。

2. 令和5年度（2023年度）生活支援コーディネーター活動計画（案）について

来年度の計画案について事務局から報告し、審議の結果、了承されました。

令和5年度（2023年度）生活支援コーディネーター活動計画（案）の概要

＜令和5年度（2023年度）に重点的に取り組むこと＞

- 住民主体ささえあい活動（ぐんぐん元気塾、福祉便利屋）の全校区での取り組み実施、すでに取り組みを実施している校区で活動を継続できる支援のあり方の検討及び新しい生活様式に合わせた実施方法の検討
- 地域マネジメント
地域課題の抽出・分析・解決プロセス、手法の検討
地域ケア個別会議との連携強化
各種団体等と連携したプロジェクトの設置など
- 多様な供給主体の創出
民間事業者・支援団体・NPOとの情報共有・情報交換・連携
モデル事業の実施（移送サービス・移動販売・畑の提供など）
- 情報発信と共有
SNS等の活用・ケーブルテレビの活用

令和4年度地域密着型サービス運営検討部会について（概要）

令和4年(2022年)11月8日(火)に第2回豊中市地域密着型サービス運営検討部会（以下「部会」という。）が開催されました。概要は以下のとおりです。

1. 地域密着型サービス事業者の新規指定について

	サービス種類	事業所名	所在地	圏域	指定年月日
①	看護小規模多機能型 居宅介護	看護小規模多機能 よつば	豊中市庄内栄町4丁目 7番14号2階	南部	令和4年 12月1日

上記の事業者について申請内容を報告し、指定の了承が得られましたので、令和4年12月1日付で指定を行うことといたしました。今回の指定により、市内にある同サービス事業所は2か所となりました。なお、上記サービスは、平成24年度介護報酬改定で創設された比較的新しいサービスで、退院直後の在宅生活へのスムーズな移行、がん末期等の看取り期・病状不安定期における在宅生活の継続、家族に対するレスパイトケアなどが想定されています。また、地域包括ケアシステムの中心を担うべきサービスとして、今後が期待されています。

2. その他案件

地域密着型サービス事業者の指定更新について

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護1事業所、認知症対応型共同生活介護3事業所、小規模多機能型居宅介護1事業所の指定更新について報告を行いました。こちらも更新申請手続きに際して、書類審査やヒアリングを実施した結果、特段の支障が見受けられなかったため指定更新を行いました。

令和4年度(2022年度)介護保険施設等事業者候補選定委員会について

1. 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス等の公募

第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(計画年度:令和3年度~5年度)に基づき、2種類のサービスについて公募を行いました。また、令和3年度に大阪府が実施した「新千里北町地区におけるPFI方式を活用した開発の公募」により決定した地域密着型介護老人福祉施設を中心とした複合施設の指定候補事業者の審査を行い、指定予定事業者を決定しました。

●公募の結果

公募区分	応募事業者数	指定予定事業者
地域密着型介護老人福祉施設を中心とした複合施設(1施設)		
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・短期入所生活介護(介護予防含む) ・認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)	—	—
地域密着型介護老人福祉施設を中心とした複合施設(新千里北町地区における整備)		
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・短期入所生活介護(介護予防含む) ・認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)		社会福祉法人みなと寮
有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を対象とした特定施設(180床)		
・特定施設入居者生活介護(介護予防も可能)	株式会社 3法人	株式会社メディプラン(72床) 株式会社川島コーポレーション (108床)

●選定委員会の開催

(1) 第1回選定委員会

- ①日時:令和4年(2022年)5月17日(火) 午後1時~午後3時
- ②場所:Zoomによるオンライン会議(豊中市役所 第二庁舎3階 大会議東側)
- ③主題:公募要項及び選定の進め方・審査要領及び選定基準について

(2) 第2回選定委員会

- ①日時:令和4年(2022年)8月26日(金) 午後2時~午後4時
- ②場所:Zoomによるオンライン会議(豊中市役所 第二庁舎4階 第1会議室)
- ③主題:地域密着型サービス等事業者及び特定施設入居者生活介護事業者に係る書類審査

(3) 第3回選定委員会

- ①日時:令和4年(2022年)9月16日(金) 午後1時~午後4時30分
- ②場所:豊中市立生活情報センターくらしかん 3階 体験学習室
- ③主題:応募者へのヒアリング審査及び候補事業者の選定

豊中市介護保険事業運営委員会委員名簿

令和5年2月3日時点

委員定数……15名 (敬称略)

区 分	職業・役職等	氏 名
学 識 経 験 者	桃山学院大学教授 ◎	お の 野 たつ や 小 野 達 也
	大阪人間科学大学教授	おお の 野 ま ど か 大 野 ま ど か
	大阪人間科学大学准教授	はた 秦 やす 康 ひろ 宏
保健医療又は 福祉の関係団体	豊中市医師会副会長 ○	つじ 辻 つよ 毅 し 嗣
	豊中市歯科医師会会長	こん 近 どう 藤 あつし 篤
	豊中市薬剤師会会長	あし 芦 だ 田 やす 康 ひろ 宏
	豊中市社会福祉協議会常務理事	いま 今 い 井 まこと 誠
	豊中市民生・児童委員協議会連合会理事	はし 橋 もと 本 のり 典 こ 子
サービス事業者の代表	(株)IC life design (豊中市介護保険事業者連絡会会長)	の 野 つ 津 あき 昭 ひさ 久
	(株)インステップ (豊中市介護保険事業者連絡会副会長)	おお 大 つき 槻 よう 洋 すけ 介
	(株)BENECT (豊中市介護保険事業者連絡会副会長)	むら 村 かみ 上 いきお 功
医療保険者の代表	健康保険組合連合会大阪連合会事務局長	にし 西 もと 本 だい 大 すけ 輔
被 保 険 者	第1号被保険者(市民公募)	うえ 上 だ 田 ゆき 幸 お 雄
	第1号被保険者(市民公募)	なが 長 お 尾 の ぶ こ 子
	第2号被保険者(市民公募)	ひ 樋 ぐち 口 よう 陽 こ 子

◎＝委員長 ○＝副委員長

豊中市介護保険事業運営委員会委員 部会構成委員

(敬称略)

令和5年(2023年)2月3日現在

区 分	就任委員			委嘱日	部会			
	機関名・役職等		氏名		地域密着型サービス 運営検討部会	地域包括支援センター 運営協議会	介護保険施設等 事業者候補選定委員会	生活支援 サービス部会
学識経験者 (豊中市介護保険事業運営委員会規則第2条第1項第1号に規定する委員)	桃山学院大学	教授	小野 達也	令和3年7月1日				
	大阪人間科学大学	教授	大野 まどか	令和3年7月1日	◎			◎
	大阪人間科学大学	准教授	秦 康宏	令和3年7月1日		◎	◎	○
保健医療又は福祉の関係 団体の代表(第2号委員)	(一社)豊中市医師会	副会長	辻 毅嗣	令和3年7月1日		○		
	(一社)豊中市歯科医師会	会長	近藤 篤	令和3年7月1日				
	(一社)豊中市薬剤師会	会長	芦田 康宏	令和3年7月1日				
	(社福)豊中市社会福祉協議会	常務理事	今井 誠	令和3年7月1日	○			○
	豊中市民生・児童委員協議会連合会	理事	橋本 典子	令和5年2月1日		○		
介護サービス事業所の代 表 (第3号委員)	豊中市介護保険事業者連絡会	会長	野津 昭久	令和3年7月1日	○	○		
	豊中市介護保険事業者連絡会	副会長	大槻 洋介	令和3年7月1日	○			
	豊中市介護保険事業者連絡会	副会長	村上 功	令和3年7月1日	○			○
被用者保険の保険者の代 表 (第4号委員)	健康保険組合連合会大阪連合会	事務局長	西本 大輔	令和3年7月1日				
被保険者 (第5号委員)	第1号被保険者(市民公募委員)	/	長尾 のぶ子	令和4年7月1日	○			
	第1号被保険者(市民公募委員)	/	上田 幸雄	令和3年7月1日	○	○		
	第2号被保険者(市民公募委員)	/	樋口 陽子	令和3年7月1日	○			○
専門委員	関西学院大学 建築学部	准教授	飯田 匡	令和4年3月15日			○	
	ナルク福祉調査センター 代表	外部評価 調査員	青木 富子	令和4年3月15日			○	
	特定社会保険労務士		廣井 典子	令和4年3月15日			○	
	税理士		古川 誠直	令和4年5月10日			○	

◎=部会長 ○=部会員

